

資料 1 - 2

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SAE8-9 r. 3.5
提出年月日	令和5年6月23日

泊発電所 3 号炉  
重大事故等対策の有効性評価  
比較表

付録 1 事故シーケンスグループ及び  
重要事故シーケンス等の選定について

令和 5 年 6 月  
北海道電力株式会社

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について</p> <p>重大事故等対策の有効性評価に係る個別プラントでの事故シーケンスグループ等の選定に際しては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に「個別プラントの内部事象に関するPRA及び外部事象に関するPRA（適用可能なもの）又はそれに代わる方法で評価すること。」と記載されている。</p> <p>今回の申請書作成に当たっては外部事象に関しては手法が適用可能な段階にあるものとして地震、津波のレベル1 PRAを対象に実施した。火災、溢水及びその他外部事象についてはPRA手法の確立に向けた検討を実施中の段階であったり、起因事象発生頻度等現実的な定量評価の実施に際して必要となるデータの整備を実施していく段階であることから、現段階では「適用可能なもの」に含まれないと判断したが、「それに代わる手法」として、これら外部事象の影響を考慮した場合の事故シーケンスグループ等の選定への影響について以下のとおり検討・整理した。</p> <p>1. 炉心損傷防止対策の事故シーケンスグループの選定に係る検討（レベル1 PRA）</p> <p>1.1 火災、溢水の影響</p> <p>外部事象のうち、火災、溢水についてはレベル1 PRAの手法確立・個別プラントへの展開に係る検討作業がある程度進んでいることを踏まえ、PRAを念頭にして想定される起因事象を整理した結果を第1表及び第2表に示す。</p>	<p>別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について</p> <p>重大事故の有効性評価に係る個別プラントでの事故シーケンスグループの選定に際しては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に「個別プラントの内部事象に関する確率論的リスク評価（PRA）及び外部事象に関するPRA（適用可能なもの）又はそれに代わる方法で評価を実施すること。」と記載されている。</p> <p>今回の申請に当たって、外部事象に関しては手法が適用可能な段階にあると判断した地震、津波を対象にレベル1 PRAを実施した。内部溢水、内部火災及びその他外部事象に関するレベル1 PRA及び外部事象レベル1.5 PRA並びに停止時レベル1 PRAについて、PRA手法の確立に向けた検討が進められている段階又は現実的な定量評価の実施に向けて必要なデータ整備を進めていく段階であることから、現段階では「適用可能なもの」に含まれないと判断し、「それに代わる手法」として、これら外部事象の影響を考慮した場合の事故シーケンスグループ選定への影響について以下のとおり整理した。</p> <p>1. 炉心損傷防止対策の事故シーケンスグループ抽出に係る検討</p> <p>1.1 内部溢水、内部火災の影響</p> <p>今回はPRAの適用を見合せたが、内部溢水、内部火災についてはレベル1 PRAの手法確立・個別プラントへの展開に係る検討作業がある程度進んでいる。</p> <p>このことを踏まえ、PRAを念頭にして、内部溢水、内部火災の発生によって誘発される可能性がある起因事象を、定性的な分析によって抽出した。抽出結果を表1に示す。</p>	<p>別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について</p> <p>重大事故等対策の有効性評価に係る個別プラントでの事故シーケンスグループ等の選定に際しては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に「個別プラントの内部事象に関する確率論的リスク評価（PRA）及び外部事象に関するPRA（適用可能なもの）又はそれに代わる方法で評価すること。」と記載されている。</p> <p>今回の申請に当たって、外部事象に関しては手法が適用可能な段階にあると判断した地震、津波を対象にレベル1 PRAを実施した。内部溢水、内部火災及びその他外部事象に関するレベル1 PRA及び外部事象レベル1.5 PRA並びに停止時レベル1 PRAについては、PRA手法の確立に向けた検討が進められている段階又は現実的な定量評価の実施に向けて必要なデータ整備を進めていく段階であることから、現段階では「適用可能なもの」に含まれないと判断し、「それに代わる手法」として、これら外部事象の影響を考慮した場合の事故シーケンスグループ等選定への影響について以下のとおり整理した。</p> <p>1. 炉心損傷防止対策の事故シーケンスグループ抽出に係る検討</p> <p>1.1 内部溢水、内部火災の影響</p> <p>今回はPRAの適用を見合せたが、内部溢水、内部火災についてはレベル1 PRAの手法確立・個別プラントへの展開に係る検討作業がある程度進んでいる。</p> <p>このことを踏まえ、PRAを念頭にして、内部溢水、内部火災の発生によって誘発される可能性がある起因事象を、定性的な分析によって抽出した。抽出結果を表1に示す。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違 ・泊は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の記載にあわせている 【大飯】 ■記載表現の相違 ・女川に記載統一 (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 ・別紙1のタイトル、本文の「はじめに」に合わせて「事故シーケンスグループ等の選定」としている</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 ・別紙1のタイトル、本文の「はじめに」に合わせて「事故シーケンスグループ等の選定」としている (以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
<div style="border: 1px dashed #ccc; padding: 5px;">                     内部溢水及び内部火災により誘因される起因事象を比較するため、                      37条 付録1-別紙1-14（実践部分）に再掲している                 </div> <div style="margin-top: 10px;"> <b>第1表 内部溢水により誘発される起因事象</b>                      (原子力学会標準附属書に記載の例)                 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">起因事象</th><th style="text-align: left;">起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小破断LOCA</td><td>溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>溢水による主給水ポンプ等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の破断</td><td>溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>過渡事象/手動停止</td><td>溢水による原子炉トリップ／手動停止</td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>溢水による常用母線等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失</td></tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 20px;"> <b>第2表 内部火災により誘発される起因事象</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">起因事象</th><th style="text-align: left;">起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小破断LOCA</td><td>火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失</td></tr> <tr> <td>IS-LOCA</td><td>火災による隔離弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>火災による主給水ポンプの機能喪失</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の破断</td><td>火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>過渡事象／手動停止</td><td>火災による原子炉トリップ／手動停止</td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>火災による常用母線の機能喪失</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失</td></tr> </tbody> </table> </div>	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	小破断LOCA	溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動	主給水流量喪失	溢水による主給水ポンプ等の機能喪失	2次冷却系の破断	溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動	過渡事象/手動停止	溢水による原子炉トリップ／手動停止	外部電源喪失	溢水による常用母線等の機能喪失	原子炉補機冷却機能喪失	溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	小破断LOCA	火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失	IS-LOCA	火災による隔離弁制御回路の誤作動	主給水流量喪失	火災による主給水ポンプの機能喪失	2次冷却系の破断	火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動	過渡事象／手動停止	火災による原子炉トリップ／手動停止	外部電源喪失	火災による常用母線の機能喪失	原子炉補機冷却機能喪失	火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一するため、図表の記載箇所や記載内容等が全般的に大飯と異なる</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																
小破断LOCA	溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動																																
主給水流量喪失	溢水による主給水ポンプ等の機能喪失																																
2次冷却系の破断	溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動																																
過渡事象/手動停止	溢水による原子炉トリップ／手動停止																																
外部電源喪失	溢水による常用母線等の機能喪失																																
原子炉補機冷却機能喪失	溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失																																
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																
小破断LOCA	火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失																																
IS-LOCA	火災による隔離弁制御回路の誤作動																																
主給水流量喪失	火災による主給水ポンプの機能喪失																																
2次冷却系の破断	火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動																																
過渡事象／手動停止	火災による原子炉トリップ／手動停止																																
外部電源喪失	火災による常用母線の機能喪失																																
原子炉補機冷却機能喪失	火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失																																
<p>第1表及び第2表で抽出された起因事象は屋内に設置されている安全機器の機能喪失を経て炉心損傷に至る可能性を有するが、これらは同機器の故障等及び誤操作を想定する内部事象レベル1 PRAから得られる起因事象に含まれている。</p> <p>溢水、火災の発生の際には同一区画内に近接設置されている機器や制御回路が共通要因で機能喪失する可能性もあるが、設計基準対象施設により波及拡大に起因する広範囲における重畠的な安全機器の同時機能喪失発生を防止できると考える。</p>	<p>表1に示す起因事象が発生した場合、屋内に設置されている安全機器の機能喪失を経て炉心損傷に至る可能性があるが、これらに起因する事故シーケンスは、同機器のランダム故障・誤操作を想定する内部事象出力運転時レベル1 PRAにおいて評価対象とした起因事象に含まれている。</p> <p>また、設計基準対象施設によって、内部溢水、内部火災の影響拡大防止が図られることで、異なる区画等、広範囲における重畠的な安全機器の同時機能喪失発生を防止できると考える。</p>	<p>第1表に示す起因事象が発生した場合、屋内に設置されている安全機器の機能喪失を経て炉心損傷に至る可能性があるが、これらに起因する事故シーケンスは、同機器のランダム故障・誤操作を想定する内部事象出力運転時レベル1 PRAにおいて評価対象とした起因事象に含まれている。</p> <p>また、設計基準対象施設によって、内部溢水、内部火災の影響拡大防止が図られることで、異なる区画等、広範囲における重畠的な安全機器の同時機能喪失発生を防止できると考える。</p>																															

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>的な事象発生を防止できることを考えると、定量化に際しては別途評価が必要であるものの、これらは内部事象レベル1 PRAから得られる事故シーケンスと同様の事象になるものと推定される。</p> <p>1.2 その他外部事象の影響</p> <p>その他の外部事象としては解釈第6条第2項に自然現象として、第8項に人為事象として具体的に以下が記載されている。</p> <p>&lt;自然現象&gt;</p> <p>敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるもの。</p> <p>&lt;人為事象&gt;</p> <p>敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等</p> <p>これらの外部事象については一般社団法人 日本原子力学会リスク専門部会においてリスク評価に係る考え方の議論が開始されている一方、具体的なPRA手法に係る検討は現段階では行われていないが、相当程度の構造強度を有する安全上重要度の高い建屋内部の設備に直接的な影響を及ぼす可能性は低く、建屋外部に設置された設備への影響が主要な検討対象になると推定される（第3表、第4表及び添付参照）。</p> <p>自然現象については、炉心損傷に至る可能性のある建屋外部の設備の機能喪失としては海水ポンプの機能喪失による原子炉</p>	<p>したがって、内部溢水・内部火災に起因した炉心損傷頻度の定量化には上記の課題が残るもの、定性的な起因事象の抽出結果から想定される事故シーケンスは、内部事象出力運転時レベル1 PRAの検討から得られる事故シーケンスの一部として分類できるため、新たに追加が必要となる事故シーケンスグループが発生する可能性は低いと考える。</p> <p>1.2 その他外部事象の影響</p> <p>その他の外部事象としては、解釈第6条第2項に自然現象及び第8項に発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）として、具体的に以下が記載されている。</p> <p>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） (中略)</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> <p>これらの地震、津波を除く各種自然現象及び人為事象がプラントに与え得る影響について、設計基準及びそれを超える場合、現象等の重複を含めて定性的に分析した結果を添付1に示す。</p> <p>地震、津波以外の自然現象及び人為事象について、起因事象発生の可能性を検討した結果、出力運転時を対象として実施した</p>	<p>したがって、内部溢水・内部火災に起因した炉心損傷頻度の定量化には上記の課題が残るもの、定性的な起因事象の抽出結果から想定される事故シーケンスは、内部事象出力運転時レベル1 PRAの検討から得られる事故シーケンスの一部として分類できるため、新たに追加が必要となる事故シーケンスグループが発生する可能性は低いと考える。</p> <p>1.2 その他外部事象の影響</p> <p>その他の外部事象としては、解釈第6条第2項に自然現象及び第8項に発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）として、具体的に以下が記載されている。</p> <p>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） (中略)</p> <p>2 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然環境を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> <p>これらの地震、津波を除く各種自然現象及び人為事象がプラントに与え得る影響について、設計基準及びそれを超える場合、現象等の重複を含めて定性的に分析した結果を添付1に示す。</p> <p>地震、津波以外の自然現象及び人為事象について、起因事象発生の可能性を検討した結果、出力運転時を対象として実施した</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>補機冷却機能喪失、変圧器及び送電線等の機能喪失による全交流動力電源喪失が想定されるが、これらはいずれも今回PRA実施により抽出した事故シーケンスとしても確認されている。</p> <p>また、火山（火山灰の降下）では火山灰、森林火災ではばい煙の建屋開口部からの取り込みによる換気空調系機能への影響等は新たに考慮すべき可能性があるものと考えられるが、原子炉補機冷却機能喪失、全交流動力電源喪失発生時には同時に換気空調系機能喪失が想定されており、これらの事故シーケンスと類似した事象になるものと推定される。</p> <p>自然現象の重畠を考慮した場合でも、建屋外部に設置された設備への影響の程度が変わるものであり、起因事象としては変わらないことから、新たな事故シーケンスグループが発生することはないと考える。</p> <p>人為事象についても、原子炉施設へ与える影響について評価した。評価対象事象のうち、飛来物（航空機衝突）及び電磁的障害については、発生確率が充分に低いと考えられるが、仮に発生を想定した場合でも大規模損壊対策による影響緩和が可能である。その他の人為事象については、大飯発電所の敷地及び敷地周辺の地域特性を考慮すると発生のおそれはないと考えられるが、仮に発生を想定した場合でも自然現象と同様に、建屋外部に設置された設備への影響を考慮すれば良いことから、新たな事故シーケンスグループが発生することはないものと考える。</p> <p>なお、今回定性的な評価とした各評価や地震発生時に想定される地震随伴津波、地震随伴火災及び地震随伴溢水を対象としたPRAについては、手法整備の研究及び実機プラントへの適用の検討を順次進めていく予定である。</p> <p>2. 格納容器破損モード選定に係る検討（レベル1、5PRA） 外部事象レベル1、5PRAについては、地震レベル1、5PRAのみ学会標準に一部関連する記載があるものの、その他の事象については標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を</p>	<p>内部事象、地震及び津波レベル1 PRAにて抽出した起因事象を誘発する要因による事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p>	<p>内部事象、地震及び津波レベル1 PRAにて抽出した起因事象を誘発する要因による事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は火山の影響については補足1-3、森林火災事象の影響については補足1-5に記載している 【女川】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は自然現象の重畠については「4. 設計基準を超える自然現象の重畠の考慮について」に記載している 【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は人為事象の影響については補足2に記載している 【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は地震随伴事象のPRAについては「4.まとめ」に記載している</p>
2. 格納容器破損防止対策の格納容器破損モードの抽出に係る検討 外部事象レベル1、5PRAについては、地震レベル1、5PRAのみ学会標準に一部関連する記載があるものの、その他の事象については標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を実施できる状	2. 格納容器破損防止対策の格納容器破損モードの抽出に係る検討 外部事象レベル1、5PRAについては、地震PRAのみ学会標準に一部関連する記載があるものの、その他の事象については標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を実施できる状	2. 格納容器破損防止対策の格納容器破損モードの抽出に係る検討 外部事象レベル1.5PRAについては、地震PRAのみ学会標準に一部関連する記載があるものの、その他の事象については標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を実施できる状	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
 別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>実施できる状況ではないため以下のとおり定性的な検討を実施した。</p> <p>2.1 地震の影響</p> <p>地震レベル1.5 PRAの評価に際しては、原子炉格納容器本体、原子炉建屋、格納容器隔離弁等の損傷から原子炉格納容器の閉じ込め機能喪失に至る過程に不確かさが大きくなる傾向にあり、国内でも試解析例はあるものの、定量評価に際しては損傷箇所、損傷モード等の精緻化検討が必要な段階であり、現在PWR電力共同で実機適用検討を実施中である。</p> <p>なお、地震特有の影響としては、地震動により原子炉格納容器本体あるいは原子炉建屋が損傷し直接的に原子炉格納容器が損傷する事象(Xモード)、格納容器隔離弁等が損傷し原子炉格納容器の隔離に失敗する事象(Bモード)、蒸気発生器伝熱管の複数本破損により原子炉格納容器をバイパスする事象(gモード)が考えられるが、Bモードとgモードについては内部事象レベル1.5 PRAで抽出されている損傷モードである。また、Xモードについては地震動による直接的な原子炉格納容器の閉じ込め機能喪失であり、地震レベル1 PRAにおいて抽出した「原子炉建屋損傷」及び「原子炉格納容器損傷」が該当するが、これらについては格納容器破損防止対策の有効性を確認する格納容器破損モードとして選定するのではなく、発生する事象の程度や組み合わせに応じて対応していくべきものである。具体的には、炉心損傷に至らない小規模な事象の場合には、使用可能な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を柔軟に活用するとともに、原子炉格納容器内部の安全系機器及び配管のすべてが機能を喪失するような深刻な事故の場合には、可搬型のポンプ、電源、放水砲等を駆使した大規模損壊対策による影響緩和を図ることで対応する。</p>	<p>況ではないことから、以下のとおり定性的な検討を実施した。</p> <p>2.1 地震の影響</p> <p>地震がプラントに与え得る特有の影響について、新たに有効性評価の対象として追加すべき格納容器破損モードの観点で定性的に分析した結果を添付2に示す。</p> <p>また、出力運転時を対象として実施した地震レベル1 PRAの結果からは、地震特有の事象として原子炉建屋損傷や格納容器損傷等の炉心損傷直結事象が抽出されている。これらの事象については、深刻な事故の場合には格納容器も破損に至るが、この場合の格納容器破損は事象進展によって格納容器に負荷が加えられて破損に至るものではなく、地震による直接的な格納容器の閉じ込め機能喪失である。これらについては、耐震補強等による事象の発生防止を図ること、あるいは大規模損壊対策として可搬型のポンプ・電源、放水砲等を駆使した対応により影響緩和を試みることで対応していく事象であり、有効性評価において取り扱う事象としては適切でないと考える。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	<p>況ではないため以下のとおり定性的な検討を実施した。</p> <p>2.1 地震の影響</p> <p>地震がプラントに与え得る特有の影響について、新たに有効性評価の対象として追加すべき格納容器破損モードの観点で定性的に分析した結果を添付2に示す。</p> <p>また、出力運転時を対象として実施した地震レベル1 PRAの結果からは、地震特有の影響として原子炉建屋損傷や原子炉格納容器損傷等の炉心損傷直結事象が抽出されている。これらの事象については、深刻な事故の場合には原子炉格納容器も破損に至るが、この場合の原子炉格納容器破損は事象進展によって原子炉格納容器に負荷が加えられて破損に至るものではなく、地震による直接的な原子炉格納容器の閉じ込め機能喪失である。これらについては、耐震補強等による事象の発生防止を図ること、あるいは大規模損壊対策として可搬型のポンプ・電源、放水砲等を駆使した対応により影響緩和を試みることで対応していく事象であり、有効性評価において取り扱う事象としては適切でないと考える。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	<p>【大飯】  <span style="color: blue;">■記載方針の相違</span>  <span style="color: green;">・女川実績の反映</span>  <span style="color: cyan;">・泊は地震レベル1.5PRAについては添付2に記載している</span></p> <p>【女川】  <span style="color: blue;">■設備名称の相違</span>  <span style="color: green;">・格納容器⇒原子炉格納容器          (以下、相違理由説明を省略)</span></p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2.2 津波の影響</b></p> <p>津波特有の影響として建屋外部の設備が機能喪失することは想定されるものの、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。原子炉格納容器に直接影響を及ぼす物理的負荷としては津波による波力及び漂流物の衝撃力等が考えられるが、原子炉格納容器の配置や周辺の建屋により直接破損することは想定し難く、格納容器破損モードの追加は必要ないものと考える。</p>	<p><b>2.2 津波の影響</b></p> <p>津波がプラントに与え得る特有の影響について、建物外部の設備が機能喪失することは想定されるものの、格納容器が津波による物理的負荷（波力・漂流物の衝撃力）によって直接損傷することは想定し難い。また、炉心損傷後の格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	<p><b>2.2 津波の影響</b></p> <p>津波がプラントに与え得る特有の影響について、建屋外部の設備が機能喪失することは想定されるものの、原子炉格納容器が津波による物理的負荷（波力・漂流物の衝撃力）によって直接損傷することは想定し難い。また、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	
<p><b>2.3 火災、溢水の影響</b></p> <p>レベル1 PRAにおける発生可能性のある起因事象の検討からも、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては内部事象レベル1 PRAに追加すべきものは発生しないものと推定しており、原子炉格納容器及び内部構造物が直接破損することも想定し難いことから、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられ、格納容器破損モードとして追加すべきものは発生しないものと考える。</p>	<p><b>2.3 内部溢水、内部火災の影響</b></p> <p>1.1に示した起因事象の検討からも、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては内部事象レベル1 PRAで用いた事象以外に追加すべきものは発生しないものと推定しており、格納容器が直接破損することは想定し難い。また、炉心損傷後の格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	<p><b>2.3 内部溢水、内部火災の影響</b></p> <p>1.1に示した起因事象の検討からも、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては内部事象レベル1 PRAで用いた事象以外に追加すべきものは発生しないものと推定しており、原子炉格納容器が直接破損することは想定し難い。また、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	
<p><b>2.4 その他外部事象の影響</b></p> <p>レベル1 PRAにおける検討からも、屋外施設の損傷によるサポート系の機能喪失が想定されるものの、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては内部事象レベル1 PRAに追加すべきものは発生しないものと推定しており、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられ、格納容器破損モードとして追加すべきものは発生しないと考える。</p>	<p><b>2.4 その他の外部事象の影響</b></p> <p>1.2に示したプラントに与え得る影響の検討からは、屋外施設の損傷によるサポート系の機能喪失が想定されるものの、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては、内部事象レベル1 PRAにて抽出された事故シーケンスグループに追加すべきものは発生しないものと推定している。また、炉心損傷後の格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	<p><b>2.4 その他外部事象の影響</b></p> <p>1.2に示したプラントに与え得る影響の検討からは、屋外施設の損傷によるサポート系の機能喪失が想定されるものの、炉心損傷に至る事故シーケンスグループとしては、内部事象レベル1 PRAにて抽出された事故シーケンスグループに追加すべきものは発生しないものと推定している。また、炉心損傷後の原子炉格納容器内の物理化学現象についても内部事象レベル1.5 PRAで想定するものと同等と考えられる。</p> <p>したがって、有効性評価の対象とすべき格納容器破損モードとして、内部事象レベル1.5 PRAにて抽出した格納容器破損モード以外に新たに追加が必要となる格納容器破損モードはないものと判断した。</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 停止時原子炉における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループ抽出に係る検討</p> <p>停止時レベル1 PRAについては、地震、津波、内部溢水、内部火災及びその他外部事象に関するレベル1 PRAの標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を実施できる状況がない。このため、出力運転時の地震・津波レベル1 PRAの評価結果、内部溢水・内部火災及びその他の外部事象に関する整理、図1に示す内部事象停止時レベル1 PRAのマスターロジックダイヤグラムを参考に、地震、津波、内部溢水、内部火災及びその他の外部事象により発生する起因事象を以下のとおり定性的に分析し、表2にまとめた。</p> <p>さらに、抽出した起因事象を基に、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無を確認した。</p> <p><b>3.1 出力運転時と停止時のプラント状態等の差異</b></p> <p>停止時における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループの抽出においては、出力運転時を対象に実施した整理を参考に評価を行ったが、評価に当たってはその前提として、出力運転時と停止時のプラント状態等の差異を把握することが重要と考え、その整理を行った。整理に当たり、一般的な出力運転時と停止時の違いとして以下の観点に着目し、それぞれについて事故シーケンスグループの抽出において、考慮が必要であるか確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊熱、原子炉冷却材の温度・圧力</li> </ul> <p>停止時の崩壊熱、原子炉冷却材の温度・圧力は出力運転時と比べ小さくなるため、事象進展は緩やかになるが、事故シーケンスグループの抽出においては影響しない。</p> <p>・燃料損傷防止に必要となる機能</p>	<p>3. 停止時原子炉における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループ抽出に係る検討</p> <p>停止時レベル1 PRAについては、地震、津波、内部溢水、内部火災及びその他外部事象に関するレベル1 PRAの標準的なPRA手法が確立されておらず、定量評価を実施できる状況がない。このため、出力運転時の地震・津波レベル1 PRAの評価結果、内部溢水・内部火災及びその他の外部事象に関する整理、第1図に示す内部事象停止時レベル1 PRAのマスターロジックダイヤグラムを参考に、地震、津波、内部溢水、内部火災及びその他の外部事象により発生する起因事象を以下のとおり定性的に分析し、第2表にまとめた。</p> <p>さらに、抽出した起因事象を基に、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無を確認した。</p> <p><b>3.1 出力運転時と停止時のプラント状態等の差異</b></p> <p>停止時における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループの抽出においては、出力運転時を対象に実施した整理を参考に評価を行ったが、評価に当たってはその前提として、出力運転時と停止時のプラント状態等の差異を把握することが重要と考え、その整理を行った。整理に当たり、一般的な出力運転時と停止時の違いとして以下の観点に着目し、それぞれについて事故シーケンスグループの抽出において、考慮が必要であるか確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・崩壊熱、原子炉冷却材の温度・圧力</li> </ul> <p>停止時の崩壊熱、原子炉冷却材の温度・圧力は出力運転時と比べ小さくなるため、事象進展は緩やかになるが、事故シーケンスグループの抽出においては影響しない。一方、原子炉冷却材の温度・圧力に応じて原子炉冷却材の冷却手段が変わることにより期待できる緩和機能が異なるため、事故シーケンスグループの抽出においては、この差異について考慮する必要がある。</p> <p>・燃料損傷防止に必要となる機能</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は停止時の外部事象の評価を実施している</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>・PWRは、停止時の原子炉冷却材の温度・圧力に応じて、冷却方法を2次冷却系から余熱除去系に切り替える。（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>停止時の燃料損傷防止に必要となる機能は、出力運転時と異なり、原子炉停止機能が不要となる。そのため、事故シーケンスグループの抽出においては、これらの差異について考慮する必要がある。</p> <p>・原子炉水位、原子炉圧力容器・格納容器の状態</p> <p style="color:red;">原子炉水位の変化は時間余裕へ影響するものの、事故シーケンスグループ抽出には影響しない。</p> <p>停止時は原子炉圧力容器・格納容器が開放されている状態も考えられるが、これらの状態に依らず、停止時の必要な機能は変化しないため、事故シーケンスグループの抽出において考慮不要である。</p> <p>・緩和設備・サポート系設備の状態</p> <p>停止時において、一部の緩和設備及びサポート系設備の点検又は試験によりその機能に期待できない状態も推定される。ただし、期待できる設備は少なくなるものの、必要な機能は原子炉施設保安規定により担保されるものであり、また、既に内部事象停止時レベル1 P R Aでこれらの設備の点検又は試験により期待できないことは考慮されている。そのため、本観点は事故シーケンスグループの抽出において考慮不要である。</p> <p>・停止時特有の作業の影響</p> <p>停止時において、出力運転時とは異なり、点検作業等に伴う開口箇所の発生など現場の状態が異なることが考えられる。</p>	<p>停止時の燃料損傷防止に必要となる機能は、出力運転時と異なり、原子炉停止機能が不要となる。そのため、事故シーケンスグループの抽出においては、これらの差異について考慮する必要がある。</p> <p>・原子炉水位、原子炉容器・原子炉格納容器の状態</p> <p style="color:red;">プラントの停止起動に伴う運転員操作やメンテナンスに伴う1次冷却系の水位操作、機器の待機除外等によりプラント状態が様々に変化するため、事故シーケンスグループの抽出においては、これらの差異について考慮する必要がある。</p> <p>停止時は原子炉容器・原子炉格納容器が開放されている状態も考えられるが、これらの状態に依らず、停止時の必要な機能は変化しないため、事故シーケンスグループの抽出において考慮不要である。</p> <p>・緩和設備・サポート系設備の状態</p> <p>停止時において、一部の緩和設備及びサポート系設備の点検又は試験によりその機能に期待できない状態も推定される。ただし、期待できる設備は少なくなるものの、必要な機能は原子炉施設保安規定により担保されるものであり、また、既に内部事象停止時レベル1 P R Aでこれらの設備の点検又は試験により期待できないことは考慮されている。そのため、本観点は事故シーケンスグループの抽出において考慮不要である。</p> <p>・停止時特有の作業の影響</p> <p>停止時において、出力運転時とは異なり、点検作業等に伴う開口箇所の発生など現場の状態が異なることが考えられる。</p>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>・原子炉圧力容器⇒原子炉容器</p> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・PWRは、停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させるため、事故シーケンスグループ抽出の観点では重要な要素となる（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</p> <p>【女川】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>そのため、事故シーケンスグループの抽出においては、これらの差異について考慮する必要がある。</p> <p>以上より、停止時における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループの抽出においては、出力運転時を対象に実施した整理を参考にする際は、「燃料損傷防止に必要となる機能」、「停止時特有の作業の影響」について考慮する必要がある。</p> <p><b>3.2 地震の影響</b></p> <p>地震により個々の機器が損傷する可能性は出力運転時と停止時で異なるものではないが、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では出力運転時と停止時で異なり、停止時は燃料の崩壊熱除去に関連する系統が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱を除去している系統は<b>残留熱除去系</b>及びそのサポート系である原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源から給電される<b>所内電源設備</b>である。</p> <p>地震により<b>残留熱除去系</b>又は<b>原子炉補機冷却水系</b>が機能喪失</p>	<p>そのため、事故シーケンスグループの抽出においては、これらの差異について考慮する必要がある。</p> <p>以上より、停止時における燃料損傷防止対策の事故シーケンスグループの抽出においては、出力運転時を対象に実施した整理を参考にする際は、「崩壊熱、原子炉冷却材の温度・圧力」、「燃料損傷防止に必要となる機能」、「原子炉水位、原子炉容器・原子炉格納容器の状態」及び「停止時特有の作業の影響」について考慮する必要がある。</p> <p><b>3.2 地震の影響</b></p> <p>地震により個々の機器が損傷する可能性は出力運転時と停止時で異なるものではないが、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では出力運転時と停止時で異なり、停止時は燃料の崩壊熱除去に関連する系統や<b>原子炉水位</b>に関連する系統が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱を除去している系統は<b>余熱除去系</b>及びそのサポート系である原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源から給電される<b>所内電源系統</b>である。</p> <p>地震により<b>余熱除去系</b>が機能喪失すると「<b>余熱除去機能喪失</b>」</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・など⇒等</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p><b>【女川】</b></p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRは、停止時の原子炉冷却材の温度・圧力に応じて、冷却方法を2次冷却系から余熱除去系に切り替え、また停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させるため、事故シーケンスグループ抽出の観点において考慮すべき項目が異なる（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRは、停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させるため、事故シーケンスグループ抽出の観点では重要な要素となる。（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>残留熱除去系</b>⇒<b>余熱除去系</b></li> <li>・<b>所内電源設備</b>⇒<b>所内電源系統</b></li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p><b>【女川】</b></p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>すると「<b>残留熱除去系の故障</b>」の起因事象が発生し、碍子又は<b>所内電源設備</b>等の送受電設備が損傷すると「<b>外部電源喪失</b>」の起因事象が発生する。</p> <p>これらの起因事象が発生した場合、屋内に設置されている安全機能を有する系統が機能喪失した場合は燃料損傷に至るが、この事故シーケンスは、同じ系統がランダム故障等で発生することを想定している内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出される事故シーケンスと同じである。</p> <p>地震特有の事象として、<b>原子炉建屋損傷</b>、<b>制御建屋損傷</b>、<b>格納容器損傷</b>、<b>圧力容器損傷</b>、<b>E-L O C A</b>、<b>計測・制御系喪失</b>、<b>格納容器バイパス</b>の発生があげられるが、これらについては出力運転中を対象とした炉心損傷に至る事故シーケンスの抽出における考え方と同様、損傷の規模に応じて、機能を維持した設計基準事故対処設備や重大事故等対処設備、可搬型の機器等で燃料損傷防止を試みるものと考える。一方、損傷の程度が大きく、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に期待できない場合には、大規模損壊対策を含め、建屋以外に分散配置した設備や可搬型の機器を駆使し、影響緩和を図ることで対応るべきものと考える。</p> <p>したがって、停止時の地震の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に</p>	<p>の起因事象、<b>原子炉補機冷却水系</b>や<b>原子炉補機冷却海水系</b>が機能喪失すると「<b>原子炉補機冷却機能喪失</b>」の起因事象、碍子又は<b>所内電源系統</b>等の送受電設備が損傷すると「<b>外部電源喪失</b>」の起因事象が発生する。また、地震により配管の破断や弁等の損傷が発生すると「<b>原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失</b>」の起因事象、原子炉水位の調整に係る機器の損傷が発生すると「<b>水位維持失敗</b>」の起因事象、原子炉冷却材の水抜き操作時に抽出ラインの機器の損傷が発生すると「<b>オーバードレン</b>」が発生する。</p> <p>これらの起因事象が発生した場合、屋内に設置されている安全機能を有する系統が機能喪失した場合は燃料損傷に至るが、この事故シーケンスは、同じ系統がランダム故障等で発生することを想定している内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出される事故シーケンスと同じである。</p> <p>地震特有の事象として、<b>蒸気発生器伝熱管破損</b>（複数本破損）、<b>大破断LOCA</b>を上回る規模の<b>LOCA (Excess LOCA)</b>、<b>原子炉建屋損傷</b>、<b>原子炉格納容器損傷</b>、<b>原子炉補助建屋損傷</b>、<b>電動弁損傷</b>による<b>原子炉補機冷却機能喪失</b>、<b>1次系流路閉塞</b>による<b>2次系除熱機能喪失</b>、複数の<b>信号系損傷</b>の発生があげられるが、これらについては出力運転中を対象とした炉心損傷に至る事故シーケンスの抽出における考え方と同様、損傷の規模に応じて、機能を維持した設計基準事故対処設備や重大事故等対処設備、可搬型の機器等で燃料損傷防止を試みるものと考える。一方、損傷の程度が大きく、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に期待できない場合には、大規模損壊対策を含め、建屋以外に分散配置した設備や可搬型の機器を駆使し、影響緩和を図ることで対応するべきものと考える。</p> <p>したがって、停止時の地震の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に</p>	<p>■名称の相違 ・<b>残留熱除去系の故障</b>⇒<b>余熱除去機能喪失</b> (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■評価結果の相違 ・PWRは、停止時の原子炉冷却材の温度・圧力に応じて、冷却方法を2次冷却系から余熱除去系に切り替え、また停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させるため、事故シーケンスグループ抽出の観点において考慮すべき項目が異なる（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</p> <p>【女川】</p> <p>■評価結果の相違 ・地震特有の事象については、評価結果の相違によりPWRとBWRで異なる（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p><b>3.3 津波の影響</b></p> <p>停止時においては、点検作業等に伴い、出力運転時にはない開口が生じている可能性が考えられ、事故シーケンスの選定においては、この差異について考慮する必要があり、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では運転時と停止時で異なり、停止時には、燃料の崩壊熱除去に関連する系統が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱除去を継続している系統は崩壊熱除去に関する系統及びそのサポート系であり、フロント系としては<b>残留熱除去系</b>、サポート系としては原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源が該当する。外部電源について、運転時の津波レベル1 PRAでは期待していないことから、停止時においても期待しないものとすると、そのバックアップとなる非常用電源が重要となる。</p> <p>津波により海水が敷地内に浸水し、<b>浸水防止壁高さ</b>を越えた場合に、原子炉補機冷却海水系の機能喪失が発生し、「<b>最終ヒートシンク喪失</b>」の起因事象が発生する。ただし、これを起因とする事故シーケンスに対しては、内部事象停止時レベル1 PRAから抽出される「全交流動力電源喪失」の事故シーケンスグループと同様、<b>常設代替交流電源設備、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）</b>等により燃料損傷を防止できる。</p> <p>津波特有の事象として「複数の安全機能喪失」の発生が挙げられるが、これについては出力運転中を対象とした炉心損傷に至</p>	<p>新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p><b>3.3 津波の影響</b></p> <p>停止時においては、点検作業等に伴い、出力運転時にはない開口が生じている可能性が考えられ、事故シーケンスの選定においては、この差異について考慮する必要があり、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では運転時と停止時で異なり、停止時には、燃料の崩壊熱除去に関連する系統が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱除去を継続している系統は崩壊熱除去に関する系統及びそのサポート系であり、フロント系としては<b>余熱除去系</b>、サポート系としては原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源が該当する。外部電源について、運転時の津波レベル1 PRAでは期待していないことから、停止時においても期待しないものとすると、そのバックアップとなる非常用電源が重要となる。</p> <p>津波により海水が敷地内に浸水し、<b>循環水ポンプ建屋外壁扉の下端レベルの高さ</b>を越えた場合に、原子炉補機冷却海水系の機能喪失が発生し、「<b>原子炉補機冷却機能喪失</b>」の起因事象が発生する。ただし、これを起因とする事故シーケンスに対しては、内部事象停止時レベル1 PRAから抽出される「全交流動力電源喪失」の事故シーケンスグループと同様、<b>代替非常用発電機、代替格納容器スプレイポンプ</b>等により燃料損傷を防止できる。</p> <p>津波特有の事象として「複数の安全機能喪失」の発生が挙げられるが、これについては出力運転中を対象とした炉心損傷に至</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 泊は原子炉補機冷却海水ポンプを屋内に設置しているため、女川と同様の浸水防止壁は設置していない。</li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 名称の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終ヒートシンク喪失 ⇄ 原子炉補機冷却機能喪失</li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設備名称の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常設代替交流電源設備 ⇄ 代替非常用発電機               <ul style="list-style-type: none"> <li>(以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> </li> <li>・ 低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ） ⇄ 代替格納容器スプレイポンプ</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>る事故シーケンスの抽出における考え方と同様、損傷の規模に応じて、機能を維持した設計基準事故対処設備や重大事故等対処設備、可搬型の機器等で炉心損傷防止を試みるものと考える。一方、損傷の程度が大きく、設計基準事故対処設備又は重大事故等対処設備に期待できない場合には、大規模損壊対策を含め、建屋以外に分散配置した設備や可搬型の機器を駆使し、影響緩和を図ることで対応するべきものと考える。</p> <p>以上より、停止時の津波の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p>なお、停止時は、常設代替交流電源設備等の重大事故等対処設備が点検に伴い待機除外となる場合もあるものの、燃料損傷防止対策が全て喪失するような複数の同時点検等は実施しない運用とするとともに、必要な浸水防止対策が全て喪失するがないように複数の同時点検等は実施しない等、少なくとも1区分は機能維持可能な運用とする。</p> <h4>3.4 内部溢水、内部火災の影響</h4> <p>内部溢水、内部火災により個々の機器が損傷する可能性は出力運転時と停止時で異なるものではないが、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では出力運転時と停止時で異なり、停止時は燃料の崩壊熱除去に関連する系統が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱を除去している系統は、<b>残留熱除去系</b>及びそのサポート系である原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源から給電される<b>所内電源設備</b>である。</p> <p>内部溢水、内部火災により運転中の<b>残留熱除去系</b>又は原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系が機能喪失すると「<b>残留熱除去系の故障</b>」の起因事象が発生し、外部電源設備が機能喪失すると<b>余熱除去系</b>が機能喪失すると「<b>原子炉補機冷却海水系が機能喪失すると原子炉補機冷却機能喪失</b>」の起因事象が発生する。</p>	<p>る事故シーケンスの抽出における考え方と同様、損傷の規模に応じて、機能を維持した設計基準事故対処設備や重大事故等対処設備、可搬型の機器等で炉心損傷防止を試みるものと考える。一方、損傷の程度が大きく、設計基準事故対処設備又は重大事故等対処設備に期待できない場合には、大規模損壊対策を含め、建屋以外に分散配置した設備や可搬型の機器を駆使し、影響緩和を図ることで対応するべきものと考える。</p> <p>以上より、停止時の津波の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p>なお、停止時は、<b>代替非常用発電機</b>等の重大事故等対処設備が点検に伴い待機除外となる場合もあるものの、燃料損傷防止対策がすべて喪失するような複数の同時点検等は実施しない運用とするとともに、必要な浸水防止対策がすべて喪失するがないように複数の同時点検等は実施しない等、少なくとも1区分は機能維持可能な運用とする。</p> <h4>3.4 内部溢水、内部火災の影響</h4> <p>内部溢水、内部火災により個々の機器が損傷する可能性は出力運転時と停止時で異なるものではないが、各系統の機能喪失がプラントに与える影響の観点では出力運転時と停止時で異なり、停止時は燃料の崩壊熱除去に関連する系統や<b>原子炉水位に関連する系統</b>が重要となる。</p> <p>停止時に燃料の崩壊熱を除去している系統は、<b>余熱除去系</b>及びそのサポート系である原子炉補機冷却水系、原子炉補機冷却海水系及び外部電源から給電される<b>所内電源系統</b>である。</p> <p>内部溢水、内部火災により運転中の<b>余熱除去系</b>が機能喪失すると「<b>余熱除去機能喪失</b>」の起因事象、原子炉補機冷却水系や原子炉補機冷却海水系が機能喪失すると「<b>原子炉補機冷却機能喪失</b>」の起因事象が発生する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>・全て⇒すべて</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>・PWRは、停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させ、事故シーケンスグループ抽出の観点では重要な要素となる。(大飯に記載はないが、泊と同様となっている)</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価結果の相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>失すると「外部電源喪失」の起因事象が発生するが、これらを起因とする事故シーケンスは、同系統の機器のランダム故障による機能喪失を想定する内部事象停止時レベル1 PRAで考慮している起因事象に含まれている。</p> <p>したがって、運転停止時の内部溢水又は内部火災の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにおいて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p>なお、停止時においても、燃料損傷防止に必要な機能を全て喪失することのないよう、必要な内部溢水、内部火災の影響拡大防止対策を維持する運用とする。</p> <p><b>3.5 その他の外部事象の影響</b></p> <p>地震、津波以外の自然現象及び人為事象について、出力運転時を対象とした整理を参考に、停止時に起因事象が発生し得るかを確認した。</p> <p>その結果、その他の自然現象の発生に伴う起因事象は、内部事象停止時レベル1 PRAにおいて抽出した起因事象に包含されるため、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p><b>3.まとめ</b></p> <p>今回の事故シーケンスグループ等の選定に際して、現段階でPRA適用可能と判断した地震レベル1 PRA、津波レベル1 PRA以外の外部事象について、定性的な分析及び推定から新たに追加すべき事故シーケンスグループ等は発生しないものと評価し</p>	<p>失」の起因事象、外部電源設備が機能喪失すると「外部電源喪失」の起因事象が発生する。また、内部溢水、内部火災により弁等の損傷が発生すると「原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失」の起因事象、原子炉水位の調整に係る機器の損傷が発生すると「水位維持失敗」の起因事象、原子炉冷却材の水抜き操作時に抽出ライセンの機器の損傷が発生すると「オーバードレン」の起因事象、化學体積制御系の損傷により「反応度の誤投入」の起因事象が発生する。これらを起因とする事故シーケンスは、同系統の機器のランダム故障による機能喪失を想定する内部事象停止時レベル1 PRAで考慮している起因事象に含まれている。</p> <p>したがって、運転停止時の内部溢水又は内部火災の発生を考慮しても、内部事象停止時レベル1 PRAにおいて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p>なお、停止時においても、燃料損傷防止に必要な機能をすべて喪失することのないよう、必要な内部溢水、内部火災の影響拡大防止対策を維持する運用とする。</p> <p><b>3.5 その他の外部事象の影響</b></p> <p>地震、津波以外の自然現象及び人為事象について、出力運転時を対象とした整理を参考に、停止時に起因事象が発生し得るかを確認した。</p> <p>その結果、その他の自然現象の発生に伴う起因事象は、内部事象停止時レベル1 PRAにおいて抽出した起因事象に包含されるため、内部事象停止時レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスグループ以外に新たに追加が必要となる事故シーケンスグループはないものと判断した。</p> <p><b>4.まとめ</b></p> <p>今回の事故シーケンスグループ等の選定に際して、現段階でPRA適用可能と判断した出力運転時地震レベル1 PRA、出力運転時津波レベル1 PRA以外の外部事象について、定性的な分析・推定から新たに追加すべき事故シーケンスグループ及び格納</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価結果の相違</li> <li>・PWRは、停止時の原子炉冷却材の温度・圧力に応じて、冷却方法を2次冷却系から余熱除去系に切り替え、また停止時に原子炉水位を出力運転時の通常水位より低下させるため、事故シーケンスグループ抽出の観点において考慮すべき項目が異なる（大飯に記載はないが、泊と同様となっている）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>た。</p> <p>なお、今回定性的な分析とした各評価や地震発生時に想定される地震随伴津波、地震随伴火災及び地震随伴溢水を対象としたPRAについては、手法整備の研究及び実機プラントへの適用の検討を順次進めていく予定である。</p>	<p>容器破損モードはないものと評価した。</p> <p>なお、今回定性的な分析とした各PRAや地震発生時に想定される地震随伴津波、地震随伴火災及び地震随伴溢水を対象としたPRAについては、手法整備の研究及び実機プラントへの適用の検討を順次進めていく予定である。</p>	<p>容器破損モードは発生しないものと評価した。</p> <p>なお、今回定性的な分析とした各PRAや地震発生時に想定される地震随伴津波、地震随伴火災及び地震随伴溢水を対象としたPRAについては、手法整備の研究及び実機プラントへの適用の検討を順次進めていく予定である。</p>	

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<p>内部溢水及び内部火災により誘因される起因事象を比較するため、 37条 付録1別紙1-2の表（点線部分）を再掲している</p> <p>第1表 内部溢水により誘発される起因事象 (原子力学会標準附属書に記載の例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小破断LOCA</td><td>溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>溢水による主給水ポンプ等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の破断</td><td>溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>過渡事象/手動停止</td><td>溢水による原子炉トリップ／手動停止</td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>溢水による常用母線等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失</td></tr> </tbody> </table> <p>第2表 内部火災により誘発される起因事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小破断LOCA</td><td>火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失</td></tr> <tr> <td>IS-LOCA</td><td>火災による隔離弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>火災による主給水ポンプの機能喪失</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の破断</td><td>火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>過渡事象/手動停止</td><td>火災による原子炉トリップ／手動停止</td></tr> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>火災による常用母線の機能喪失</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失</td></tr> </tbody> </table>	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	小破断LOCA	溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動	主給水流量喪失	溢水による主給水ポンプ等の機能喪失	2次冷却系の破断	溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動	過渡事象/手動停止	溢水による原子炉トリップ／手動停止	外部電源喪失	溢水による常用母線等の機能喪失	原子炉補機冷却機能喪失	溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	小破断LOCA	火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失	IS-LOCA	火災による隔離弁制御回路の誤作動	主給水流量喪失	火災による主給水ポンプの機能喪失	2次冷却系の破断	火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動	過渡事象/手動停止	火災による原子炉トリップ／手動停止	外部電源喪失	火災による常用母線の機能喪失	原子炉補機冷却機能喪失	火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失	<p>内部溢水・内部火災により発生する代表的な起因事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源喪失</td><td>内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>非隔離事象</td><td>内部溢水・内部火災によるタービン廻り設備の機能喪失</td></tr> <tr> <td>隔離事象</td><td>内部溢水・内部火災による循環水ポンプ等の機能喪失によって主復水器真空度低</td></tr> <tr> <td>全給水喪失</td><td>内部溢水・内部火災による給復水ポンプ等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>S/R弁誤開放</td><td>内部火災によるケーブル内の短絡によるS/R弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>手動停止</td><td>内部溢水・内部火災による待機系設備の機能喪失（プラント自動停止に至らないケース）</td></tr> </tbody> </table>	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	外部電源喪失	内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失	非隔離事象	内部溢水・内部火災によるタービン廻り設備の機能喪失	隔離事象	内部溢水・内部火災による循環水ポンプ等の機能喪失によって主復水器真空度低	全給水喪失	内部溢水・内部火災による給復水ポンプ等の機能喪失	S/R弁誤開放	内部火災によるケーブル内の短絡によるS/R弁制御回路の誤作動	手動停止	内部溢水・内部火災による待機系設備の機能喪失（プラント自動停止に至らないケース）	<p>内部溢水、内部火災により発生する代表的な起因事象</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>起因事象</th><th>起因事象を誘発する要因の例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小破断LOCA</td><td>内部溢水・内部火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 内部火災によるRCPシール冷却機能喪失</td></tr> <tr> <td>インターフェイスシステムLOCA</td><td>内部火災による隔離弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>主給水流量喪失</td><td>内部溢水・内部火災による主給水ポンプ等の機能喪失</td></tr> <tr> <td>2次冷却系の破断</td><td>内部溢水・内部火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動</td></tr> <tr> <td>過渡事象/手動停止</td><td>内部溢水・内部火災による原子炉トリップ／手動停止 外部電源喪失</td></tr> <tr> <td>原子炉補機冷却機能喪失</td><td>内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失 原子炉補機冷却機能喪失</td></tr> </tbody> </table>	起因事象	起因事象を誘発する要因の例	小破断LOCA	内部溢水・内部火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 内部火災によるRCPシール冷却機能喪失	インターフェイスシステムLOCA	内部火災による隔離弁制御回路の誤作動	主給水流量喪失	内部溢水・内部火災による主給水ポンプ等の機能喪失	2次冷却系の破断	内部溢水・内部火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動	過渡事象/手動停止	内部溢水・内部火災による原子炉トリップ／手動停止 外部電源喪失	原子炉補機冷却機能喪失	内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失 原子炉補機冷却機能喪失	<p>【女川】</p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉型の相違による起因事象の抽出結果の相違（大飯と同様）</li> </ul>
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																																												
小破断LOCA	溢水による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動																																																												
主給水流量喪失	溢水による主給水ポンプ等の機能喪失																																																												
2次冷却系の破断	溢水による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動																																																												
過渡事象/手動停止	溢水による原子炉トリップ／手動停止																																																												
外部電源喪失	溢水による常用母線等の機能喪失																																																												
原子炉補機冷却機能喪失	溢水による原子炉補機冷却水ポンプ等の機能喪失																																																												
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																																												
小破断LOCA	火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 火災によるRCPシール冷却機能喪失																																																												
IS-LOCA	火災による隔離弁制御回路の誤作動																																																												
主給水流量喪失	火災による主給水ポンプの機能喪失																																																												
2次冷却系の破断	火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動																																																												
過渡事象/手動停止	火災による原子炉トリップ／手動停止																																																												
外部電源喪失	火災による常用母線の機能喪失																																																												
原子炉補機冷却機能喪失	火災による原子炉補機冷却水ポンプの機能喪失																																																												
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																																												
外部電源喪失	内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失																																																												
非隔離事象	内部溢水・内部火災によるタービン廻り設備の機能喪失																																																												
隔離事象	内部溢水・内部火災による循環水ポンプ等の機能喪失によって主復水器真空度低																																																												
全給水喪失	内部溢水・内部火災による給復水ポンプ等の機能喪失																																																												
S/R弁誤開放	内部火災によるケーブル内の短絡によるS/R弁制御回路の誤作動																																																												
手動停止	内部溢水・内部火災による待機系設備の機能喪失（プラント自動停止に至らないケース）																																																												
起因事象	起因事象を誘発する要因の例																																																												
小破断LOCA	内部溢水・内部火災による加圧器逃がし弁制御回路の誤作動 内部火災によるRCPシール冷却機能喪失																																																												
インターフェイスシステムLOCA	内部火災による隔離弁制御回路の誤作動																																																												
主給水流量喪失	内部溢水・内部火災による主給水ポンプ等の機能喪失																																																												
2次冷却系の破断	内部溢水・内部火災による主蒸気逃がし弁制御回路の誤作動																																																												
過渡事象/手動停止	内部溢水・内部火災による原子炉トリップ／手動停止 外部電源喪失																																																												
原子炉補機冷却機能喪失	内部溢水・内部火災による常用母線等の機能喪失 原子炉補機冷却機能喪失																																																												

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																											
<p><b>表2 運転停止中ににおける各外部事象で発生する起因事象及び事故シーケンスの抽出結果</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>外部事象</th> <th>地図</th> <th>津波</th> <th>内部火災・内部漏水</th> <th>その他の外部事象</th> <th>主な燃料想定防止対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用熱除去機能喪失</td> <td>原子炉構造冷却系の損傷 専用熱除去系の損傷</td> <td>原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷</td> <td>原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷</td> <td>原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷</td> <td>常設・特交電源設備 ・原子炉構造冷却海水系 （常設・可燃性）</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>外部電源設備送受電設備の損傷</td> <td>外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没</td> <td>外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没</td> <td>外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没</td> <td>常設・特交電源設備 （常設・可燃性）</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却却材の流出</td> <td>反応度の異常入</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>直接的火災</td> <td>原子炉建屋損傷 ・消防建屋損傷 ・格納容器損傷 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス</td> <td>複数の安全機能喪失 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>出力運転中の地盤PRA及び 津波PRAに基づき、直接受 心損傷に至る可能性のある 起因事象を抽出している が、別紙2に示す通り、 評価方法にはかなりの保 証を有し、かつ、大きな不 確かさを有する。出力運転 中の取り扱いと同様、機能 維持した設計基準事況対 応設備、及び用心指標防止 策を柔軟に活用し影響緩和 を図ることで対応すべきも のと考える。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：出力運転中の地盤PRAでは空冷凝縮器・貯湯槽断続給水とEIS事象として取扱っているが、停止時PRAでは換和系として取り扱っていることとEIS事象として取扱っているが、停止時PRAとして直接起因事象に至る事象に変更する。</p> <p>※2：原子炉建屋柱カバーライフ喪失は（E-LOCA）として直接起因事象に至る事象に変更する。</p>	外部事象	地図	津波	内部火災・内部漏水	その他の外部事象	主な燃料想定防止対策	専用熱除去機能喪失	原子炉構造冷却系の損傷 専用熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	常設・特交電源設備 ・原子炉構造冷却海水系 （常設・可燃性）	外部電源喪失	外部電源設備送受電設備の損傷	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	常設・特交電源設備 （常設・可燃性）	原子炉冷却却材の流出	反応度の異常入	—	—	—	—	直接的火災	原子炉建屋損傷 ・消防建屋損傷 ・格納容器損傷 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス	複数の安全機能喪失 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス	—	—	出力運転中の地盤PRA及び 津波PRAに基づき、直接受 心損傷に至る可能性のある 起因事象を抽出している が、別紙2に示す通り、 評価方法にはかなりの保 証を有し、かつ、大きな不 確かさを有する。出力運転 中の取り扱いと同様、機能 維持した設計基準事況対 応設備、及び用心指標防止 策を柔軟に活用し影響緩和 を図ることで対応すべきも のと考える。
外部事象	地図	津波	内部火災・内部漏水	その他の外部事象	主な燃料想定防止対策																									
専用熱除去機能喪失	原子炉構造冷却系の損傷 専用熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	原子炉構造冷却海水系の機能喪失 原子炉建屋内浸水による残留熱除去系の損傷	常設・特交電源設備 ・原子炉構造冷却海水系 （常設・可燃性）																									
外部電源喪失	外部電源設備送受電設備の損傷	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	外部電源設備（送受電設備）の機能喪失 （送受電設備）の水没	常設・特交電源設備 （常設・可燃性）																									
原子炉冷却却材の流出	反応度の異常入	—	—	—	—																									
直接的火災	原子炉建屋損傷 ・消防建屋損傷 ・格納容器損傷 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス	複数の安全機能喪失 ・圧力容器損傷 ・E-LOCA ・計測・制御系喪失 ・格納容器バイパス	—	—	出力運転中の地盤PRA及び 津波PRAに基づき、直接受 心損傷に至る可能性のある 起因事象を抽出している が、別紙2に示す通り、 評価方法にはかなりの保 証を有し、かつ、大きな不 確かさを有する。出力運転 中の取り扱いと同様、機能 維持した設計基準事況対 応設備、及び用心指標防止 策を柔軟に活用し影響緩和 を図ることで対応すべきも のと考える。																									

**第2表 運転停止中ににおける起因事象及び事故シーケンスの抽出結果**

起因事象	外部事象	津波	内部火災・内部漏水	その他の外部事象	主な燃料想定防止対策
原子炉冷却却材の喪失	・配管の破損 ・ハウジング遮熱壁	—	・介電の蓄積	—	・充てんポンプやバクダク等による 容器スクリーニングによる 冷却海水
水位維持失敗	・水位維持装置の損壊 ・水位維持装置の損壊	—	・充てんポンプの調節	—	—
オーバードレイン	・油圧ライインの施設の損 傷	—	・油圧ライインの施設の損 傷	—	—
余熱除上系の損傷	・余熱除上系の損傷	—	・余熱除上系の損傷	—	—
外部電源喪失	・外部電源設備（送受電 設備）の損傷	—	・外部電源設備（送受電 設備）の損傷	・外部電源設備（送受電 設備）の損傷	・代替常用発電機による輸 電機器スブレイボン ・代替常用発電機による輸 電機器スブレイボン
原子炉構造冷却 機能喪失	・原子炉構造冷却海水系 ・原子炉構造冷却海水系 の損傷	—	・原子炉構造冷却海水系 ・原子炉構造冷却海水系 の損傷	・原子炉構造冷却海水系 ・原子炉構造冷却海水系 の損傷	・原子炉構造冷却海水系 ・原子炉構造冷却海水系 の損傷
反応度の異常入	—	—	・複数の安全機能喪失	—	・希望停止操作
直接的火災	・蒸気発生器伝熱管破裂 ・大過水LOCAによる 規模のLOCA (Excess LOCA)	—	—	—	・出力運転中の地盤PRA及び 津波PRAに基づき、直接受 心損傷に至る可能性のある 起因事象を抽出している が、別紙2に示す通り、 評価方法にはかなりの保 証を有し、かつ、大きな不 確かさを有する。出力運転 中の取り扱いと同様、機能 維持した設計基準事況対 応設備、及び用心指標防止 策を柔軟に活用し影響緩和 を図ることで対応すべきも のと考える。

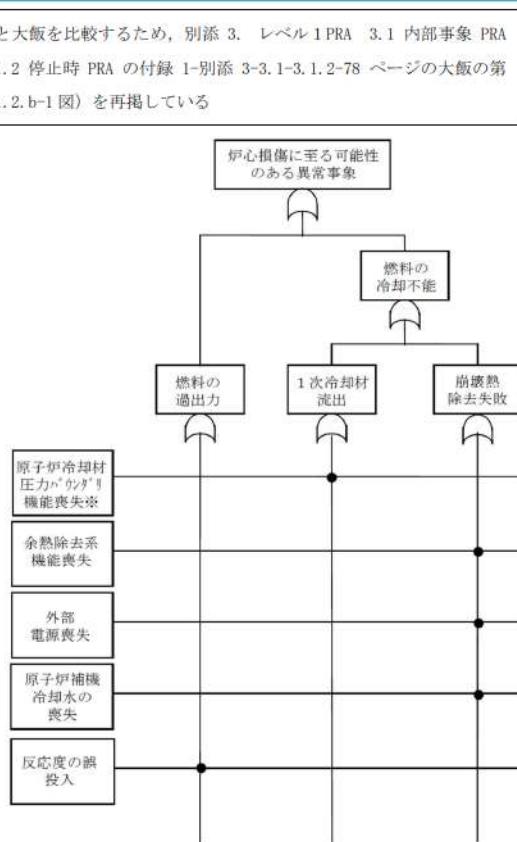
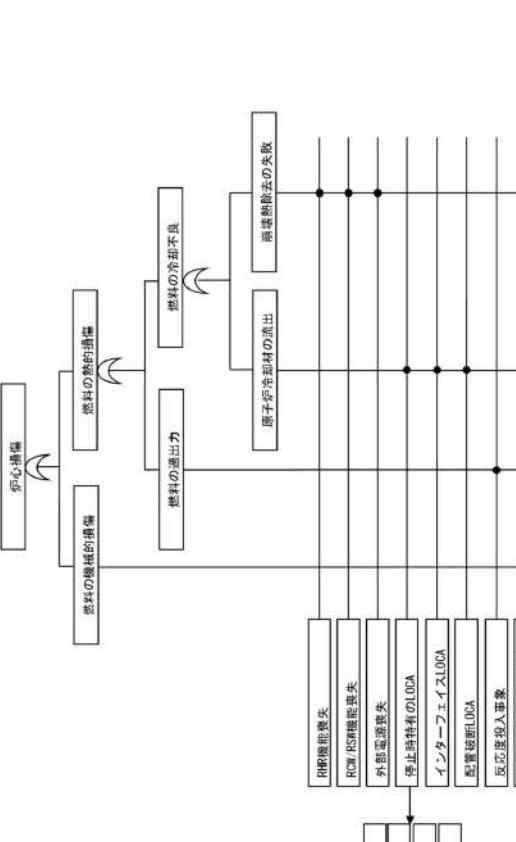
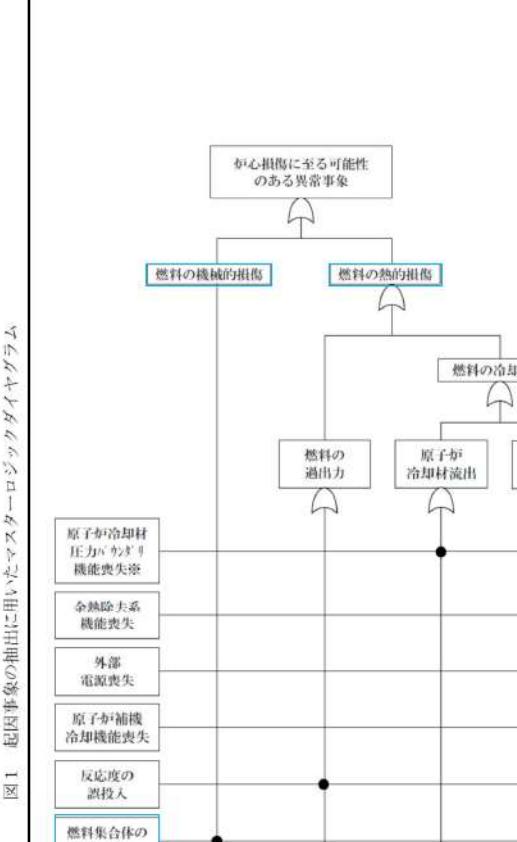
【女川】

- 評価結果の相違
- ・炉型の相違による起因事象の抽出結果の相違

泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊と大飯を比較するため、別添3. レベル1PRA 3.1 内部事象 PRA 3.1.2 停止時PRAの付録1-別添3-3.1-3.1.2-78ページの大飯の第1.1.2.b-1図)を再掲している</p>  <p>※原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失、水位維持失敗及びオーバードレンを想定</p> <p>第1.1.2.b-1図 燃料損傷に至る可能性のある異常事象のマスターロジックダイヤグラム</p>	 <p>図1 起因事象の抽出に用いたマスターロジックダイヤグラム</p>	 <p>※原子炉冷却材圧力バウンダリ機能喪失、水位維持失敗、オーバードレンを想定</p> <p>第1図 起因事象の抽出に用いたマスターロジックダイヤグラム</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・PWRとBWRで抽出する起因事象が異なるため大飯と比較する（着色せず）</li> </ul> </li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違             <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は、燃料の機械的損傷を示している</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>第3表 自然現象が原子炉施設へ与える影響</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th><th>原子炉施設へ与える影響</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td><td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。また、発生する影響は溢水又は津波の影響に包含される。</td></tr> <tr> <td>風(台風)</td><td>安全施設に対する風荷重は、建築基準法に基づき、腹圧最大値を上回るものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、風による影響は考え難い。また、強風の影響としては電線の垂れ下がりを含む。</td></tr> <tr> <td>竜巻</td><td>過大な積荷重、気圧差荷重、飛来物により構築物等が破損し、構築物等に直撃的あるいは波及的影響を与える可能性があるが、日本で過去に発生した竜巻による最大風速及び室内最大規模の竜巻を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、送電鉄塔倒壊による外部電源喪失が想定される。一方、屋外設置の海水ポンプは飛来物による破損を考えられ、海水ポンプ機組誤作動による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、海水ポンプユニットでは、飛来物への防護対策を講じることとしている。</td></tr> <tr> <td>凍結</td><td>屋外機器で凍結のおそれのあるものは必要に応じて最低気温に適切な余裕を持った凍結防止対策を行いうものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられる。ただし、蓄氷による変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>降水</td><td>降水又は津波による影響に包含される。</td></tr> <tr> <td>積雪</td><td>過大な積荷重により構築物等が破損する可能性があるが、過去に記録された最大積雪量を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはないと考えられる。ただし、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>落雷</td><td>原原子炉施設等への避雷針の設置、接地網の布設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サンード入りの抑制を図る回路設計とし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられるが、可燃物としては海水ポンプモータ部の雷撃による損傷で、原子炉補給冷却機能喪失が想定される。また、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>地滑り</td><td>構築物等に沿岸する可能性があるが、地滑り防護対策により、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはない。ただし、発電所周辺では倒壊に伴う送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>火山の影響</td><td>火山灰による過大な積荷重による構築物等の破損、火山灰による排気筒等の閉塞等の可能性があるが、想定される降灰厚さを考慮しても安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、荷重によるタービン駆動装置に伴う2次冷却系熱機能喪失や送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>生物学的事象</td><td>海生生物については、大潮の舞来を想定とした海水ポンプの機能喪失による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、小動物については、屋外設置の端子箱内に侵入した場合に無絡、地底事象の原因となり得るが、ケーブル貫通部等のシールにより防止可能であり、トレン分離した安全機能が共通要因で機能喪失することはない。</td></tr> <tr> <td>森林火災</td><td>森林火災については軽微熱による設備及び建屋への影響が想定されるが、安全施設は、森林火災に対して、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考し、防火帯を設けていることから、安全性を損なうおそれはない。ただし、火災により森林内に設置された送電線の機能喪失による外部電源喪失が想定される。</td></tr> <tr> <td>高潮</td><td>安全施設は高潮による影響のない整地高さに設置されていることから、安全性を損なうおそれはない。</td></tr> </tbody> </table>	自然現象	原子炉施設へ与える影響	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。また、発生する影響は溢水又は津波の影響に包含される。	風(台風)	安全施設に対する風荷重は、建築基準法に基づき、腹圧最大値を上回るものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、風による影響は考え難い。また、強風の影響としては電線の垂れ下がりを含む。	竜巻	過大な積荷重、気圧差荷重、飛来物により構築物等が破損し、構築物等に直撃的あるいは波及的影響を与える可能性があるが、日本で過去に発生した竜巻による最大風速及び室内最大規模の竜巻を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、送電鉄塔倒壊による外部電源喪失が想定される。一方、屋外設置の海水ポンプは飛来物による破損を考えられ、海水ポンプ機組誤作動による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、海水ポンプユニットでは、飛来物への防護対策を講じることとしている。	凍結	屋外機器で凍結のおそれのあるものは必要に応じて最低気温に適切な余裕を持った凍結防止対策を行いうものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられる。ただし、蓄氷による変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	降水	降水又は津波による影響に包含される。	積雪	過大な積荷重により構築物等が破損する可能性があるが、過去に記録された最大積雪量を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはないと考えられる。ただし、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	落雷	原原子炉施設等への避雷針の設置、接地網の布設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サンード入りの抑制を図る回路設計とし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられるが、可燃物としては海水ポンプモータ部の雷撃による損傷で、原子炉補給冷却機能喪失が想定される。また、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	地滑り	構築物等に沿岸する可能性があるが、地滑り防護対策により、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはない。ただし、発電所周辺では倒壊に伴う送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	火山の影響	火山灰による過大な積荷重による構築物等の破損、火山灰による排気筒等の閉塞等の可能性があるが、想定される降灰厚さを考慮しても安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、荷重によるタービン駆動装置に伴う2次冷却系熱機能喪失や送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	生物学的事象	海生生物については、大潮の舞来を想定とした海水ポンプの機能喪失による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、小動物については、屋外設置の端子箱内に侵入した場合に無絡、地底事象の原因となり得るが、ケーブル貫通部等のシールにより防止可能であり、トレン分離した安全機能が共通要因で機能喪失することはない。	森林火災	森林火災については軽微熱による設備及び建屋への影響が想定されるが、安全施設は、森林火災に対して、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考し、防火帯を設けていることから、安全性を損なうおそれはない。ただし、火災により森林内に設置された送電線の機能喪失による外部電源喪失が想定される。	高潮	安全施設は高潮による影響のない整地高さに設置されていることから、安全性を損なうおそれはない。			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一するため、その他の自然現象の影響については補足1に記載している</li> </ul>
自然現象	原子炉施設へ与える影響																												
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地が洪水による被害を受けることは考えられない。また、発生する影響は溢水又は津波の影響に包含される。																												
風(台風)	安全施設に対する風荷重は、建築基準法に基づき、腹圧最大値を上回るものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、風による影響は考え難い。また、強風の影響としては電線の垂れ下がりを含む。																												
竜巻	過大な積荷重、気圧差荷重、飛来物により構築物等が破損し、構築物等に直撃的あるいは波及的影響を与える可能性があるが、日本で過去に発生した竜巻による最大風速及び室内最大規模の竜巻を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、送電鉄塔倒壊による外部電源喪失が想定される。一方、屋外設置の海水ポンプは飛来物による破損を考えられ、海水ポンプ機組誤作動による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、海水ポンプユニットでは、飛来物への防護対策を講じることとしている。																												
凍結	屋外機器で凍結のおそれのあるものは必要に応じて最低気温に適切な余裕を持った凍結防止対策を行いうものとし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられる。ただし、蓄氷による変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
降水	降水又は津波による影響に包含される。																												
積雪	過大な積荷重により構築物等が破損する可能性があるが、過去に記録された最大積雪量を想定しても、安全上重要な構築物等に影響を与えることはないと考えられる。ただし、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
落雷	原原子炉施設等への避雷針の設置、接地網の布設による接地抵抗の低減等を行うとともに、安全保護系への雷サンード入りの抑制を図る回路設計とし、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはないと考えられるが、可燃物としては海水ポンプモータ部の雷撃による損傷で、原子炉補給冷却機能喪失が想定される。また、変圧器・送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
地滑り	構築物等に沿岸する可能性があるが、地滑り防護対策により、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としているため、安全上重要な設備に影響を与えることはない。ただし、発電所周辺では倒壊に伴う送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
火山の影響	火山灰による過大な積荷重による構築物等の破損、火山灰による排気筒等の閉塞等の可能性があるが、想定される降灰厚さを考慮しても安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としており、安全上重要な構築物等に影響を与えることはない。ただし、荷重によるタービン駆動装置に伴う2次冷却系熱機能喪失や送電線等の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
生物学的事象	海生生物については、大潮の舞来を想定とした海水ポンプの機能喪失による原子炉補給冷却機能喪失が想定される。なお、小動物については、屋外設置の端子箱内に侵入した場合に無絡、地底事象の原因となり得るが、ケーブル貫通部等のシールにより防止可能であり、トレン分離した安全機能が共通要因で機能喪失することはない。																												
森林火災	森林火災については軽微熱による設備及び建屋への影響が想定されるが、安全施設は、森林火災に対して、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考し、防火帯を設けていることから、安全性を損なうおそれはない。ただし、火災により森林内に設置された送電線の機能喪失による外部電源喪失が想定される。																												
高潮	安全施設は高潮による影響のない整地高さに設置されていることから、安全性を損なうおそれはない。																												

## 泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<table border="1"> <caption>第4表 外部人為事象が原子炉施設へ与える影響</caption> <tbody> <tr> <td>外部人為事象</td><td>原子炉施設へ与える影響</td></tr> <tr> <td>有毒ガス</td><td>幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナートは発電所から十分な距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はない。</td></tr> <tr> <td>飛来物 (航空機衝突)</td><td>航空機落下確率評価結果が容方審査の要否判断の基準である <math>10^{-5}</math> (炉年) を超えないため、航空機衝突による容方設計が必要としない。なお、当該事象が実際に発生した場合には、大規模損壊及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損壊対策による影響緩和を図ることで対応する。</td></tr> <tr> <td>船舶の衝突 (船舶事故)</td><td>周辺港域の船舶の航路としては、小浜港内に観光船等の航路があるが、小浜港口部では南北方向の航行と北方向の航行が直通しており、仮に漂流したとしても取水路に船舶が漂着する可能性は低い。また、取水路付近での漁業漁獲は行われていないことから、小型船舶が漂流し、取水路に侵入する可能性は極めて低い。仮に取水路に侵入し、3、4号炉海水ポンプ室前面に到達したとしても防護壁があり、海水ポンプの貯水に影響を及ぼすわけではない。</td></tr> <tr> <td>爆発 (プラント外での爆発)</td><td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、爆発による発電所への影響はない。</td></tr> <tr> <td>電磁的障害</td><td>原子炉安全保護計器盤及びケーブルは、ライン・フィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼鉄躯体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、発生確率は小さいと考えられる。なお、仮に当該事象が発生した場合には、複数の信号系の損傷も想定されるが、大規模倒壊対策による影響緩和を図ることで軽減する。</td></tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td><td>発電所の近くには、ダムは存在しないことから、安全性を損なうおそれはない。</td></tr> <tr> <td>大火 (瓦礫工場等の火災)</td><td>発電所の近くには、大火により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、石油コンビナート施設等の火災による安全施設への影響はない。</td></tr> </tbody> </table>	外部人為事象	原子炉施設へ与える影響	有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナートは発電所から十分な距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はない。	飛来物 (航空機衝突)	航空機落下確率評価結果が容方審査の要否判断の基準である $10^{-5}$ (炉年) を超えないため、航空機衝突による容方設計が必要としない。なお、当該事象が実際に発生した場合には、大規模損壊及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損壊対策による影響緩和を図ることで対応する。	船舶の衝突 (船舶事故)	周辺港域の船舶の航路としては、小浜港内に観光船等の航路があるが、小浜港口部では南北方向の航行と北方向の航行が直通しており、仮に漂流したとしても取水路に船舶が漂着する可能性は低い。また、取水路付近での漁業漁獲は行われていないことから、小型船舶が漂流し、取水路に侵入する可能性は極めて低い。仮に取水路に侵入し、3、4号炉海水ポンプ室前面に到達したとしても防護壁があり、海水ポンプの貯水に影響を及ぼすわけではない。	爆発 (プラント外での爆発)	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、爆発による発電所への影響はない。	電磁的障害	原子炉安全保護計器盤及びケーブルは、ライン・フィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼鉄躯体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、発生確率は小さいと考えられる。なお、仮に当該事象が発生した場合には、複数の信号系の損傷も想定されるが、大規模倒壊対策による影響緩和を図ることで軽減する。	ダムの崩壊	発電所の近くには、ダムは存在しないことから、安全性を損なうおそれはない。	大火 (瓦礫工場等の火災)	発電所の近くには、大火により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、石油コンビナート施設等の火災による安全施設への影響はない。			<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>泊は女川の記載方針に統一するため、人為事象影響については補足2及び補足4に記載している</li> </ul>
外部人為事象	原子炉施設へ与える影響																		
有毒ガス	幹線道路、鉄道路線、主要航路及び石油コンビナートは発電所から十分な距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はない。																		
飛来物 (航空機衝突)	航空機落下確率評価結果が容方審査の要否判断の基準である $10^{-5}$ (炉年) を超えないため、航空機衝突による容方設計が必要としない。なお、当該事象が実際に発生した場合には、大規模損壊及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損壊対策による影響緩和を図ることで対応する。																		
船舶の衝突 (船舶事故)	周辺港域の船舶の航路としては、小浜港内に観光船等の航路があるが、小浜港口部では南北方向の航行と北方向の航行が直通しており、仮に漂流したとしても取水路に船舶が漂着する可能性は低い。また、取水路付近での漁業漁獲は行われていないことから、小型船舶が漂流し、取水路に侵入する可能性は極めて低い。仮に取水路に侵入し、3、4号炉海水ポンプ室前面に到達したとしても防護壁があり、海水ポンプの貯水に影響を及ぼすわけではない。																		
爆発 (プラント外での爆発)	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、爆発による発電所への影響はない。																		
電磁的障害	原子炉安全保護計器盤及びケーブルは、ライン・フィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、鋼鉄躯体や金属シールド付きケーブルの適用により電磁波の侵入を防止する設計としており、発生確率は小さいと考えられる。なお、仮に当該事象が発生した場合には、複数の信号系の損傷も想定されるが、大規模倒壊対策による影響緩和を図ることで軽減する。																		
ダムの崩壊	発電所の近くには、ダムは存在しないことから、安全性を損なうおそれはない。																		
大火 (瓦礫工場等の火災)	発電所の近くには、大火により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設等はないため、石油コンビナート施設等の火災による安全施設への影響はない。																		

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付資料</p> <p>添付 1 有効性評価の事故シーケンスグループの選定に際しての 地震、津波以外の外部事象の考慮について</p> <p>添付 2 地震レベル 1. 5 PRAについて</p>	<p>添付資料</p> <p>添付 1 有効性評価の事故シーケンスグループの選定に際しての 地震、津波以外の外部事象の考慮について</p> <p>添付 2 地震レベル 1.5PRAについて</p>	<p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は地震、津波以外の外部事象の影響については添付1、地震レベル 1.5PRAについては添付2に記載している</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1（添付） 外部事象（地震、津波、火災及び溢水を除く）の影響評価について</p> <p>解釈第6条2項に記載されている自然現象については、現段階でのPRAの実施は困難であるため、「それに代わる方法」として事故シーケンスグループの抽出を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>1. 評価対象事象 設計基準において想定される外部事象（自然現象及び人為事象）について、添付1のとおり抽出しているが、人為事象について</p>	<p>別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループの選定に際しての地震、津波以外の外部事象の考慮について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成26年6月19日原子力規制委員会決定））第37条第1-1項では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対して原子炉の安全性を損なうことがないよう設計することを求められる構築物、系統及び機器がその安全機能を喪失した場合であって、炉心の著しい損傷に至る可能性があると想定する事故シーケンスグループを抽出するため、個別プラントのPRA又はそれに代わる方法で評価を実施することが求められている。</p> <p>外部事象のうち、日本原子力学会標準として実施基準が定められておりPRAの適用実績がある地震及び津波については、それぞれPRAを実施し事故シーケンスグループの抽出を実施している。</p> <p>また、地震、津波以外の自然現象については現段階でのPRA評価は実施困難であるため、「それに代わる方法」として以下に示す方法にて定性的に事故シーケンスグループの抽出を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>さらに人為事象についても定性的に事故シーケンスグループの抽出を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>また、自然現象、人為事象が重複することによる影響についても、定性的な評価を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>1. 前提条件 (1) 評価対象事象 設計基準を設定する自然現象（以下「設計基準設定事象」という。）の設定は、一般的な事象に加え、国内外の規格基準から収</p>	<p>添付1 有効性評価の事故シーケンスグループの選定に際しての地震、津波以外の外部事象の考慮について</p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成26年6月19日原子力規制委員会決定））第37条1-1項では、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対して原子炉の安全性を損なうことがないよう設計することを求められる構築物、系統及び機器がその安全機能を喪失した場合であって、炉心の著しい損傷に至る可能性があると想定する事故シーケンスグループを抽出するため、個別プラントのPRA又はそれに代わる方法で評価を実施することが求められている。</p> <p>外部事象のうち、日本原子力学会標準として実施基準が定められておりPRAの適用実績がある地震及び津波については、それぞれPRAを実施し事故シーケンスグループの抽出を実施している。</p> <p>また、地震、津波以外の自然現象については現段階でのPRA評価は実施困難であるため、「それに代わる方法」として以下に示す方法にて定性的に事故シーケンスグループの抽出を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>さらに人為事象についても定性的に事故シーケンスグループの抽出を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>また、自然現象、人為事象が重複することによる影響についても、定性的な評価を行い、重大事故等対策の有効性評価において新たに追加が必要となる事故シーケンスグループの有無について確認を行った。</p> <p>1. 前提条件 (1) 評価対象事象 設計基準を設定する自然現象（以下、「設計基準設定事象」という。）の設定は、一般的な事象に加え、国内外の規格基準から収</p>	<p>添付1 【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は自然現象、人為事象の重複の評価を実施している</p> <p>【大飯】 ■記載方針の相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は、発生のおそれがないこと等から、ここでは、自然現象（地震、津波、火災及び溢水を除く）に着目した評価を行った。</p> <p>なお、自然現象の評価に当たっては、以下の事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水</li> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的影響</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul>	<p>集した様々な自然現象に対し、そもそも女川原子力発電所において発生する可能性があるか、プラントの安全性が損なわれる可能性があるか、影響度の大きさから代表事象による評価が可能かといった観点でスクリーニングを実施している。</p> <p>したがって、設計基準設定事象以外のものについては、そもそもプラントの安全性が損なわれる可能性がないか、有意な頻度では発生しないか、若しくは影響度の大きさから他の自然現象に包絡されるものであるため、事故シーケンスの有無の確認は、設計基準設定事象である以下の<b>10</b>事象を対象に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>なお、設計基準設定事象以外については、上述のとおり、基本的には事故シーケンスに至ることはないか、有意な頻度では発生しないか、若しくは影響度の大きさから他の自然現象に包絡されるものであると判断しているものの、各自然現象により想</p>	<p>収集した様々な自然現象に対し、そもそも泊発電所において発生する可能性があるか、プラントの安全性が損なわれる可能性があるか、影響度の大きさから代表事象による評価が可能かといった観点でスクリーニングを実施している。</p> <p>したがって、設計基準設定事象以外のものについては、そもそもプラントの安全性が損なわれる可能性がないか、有意な頻度では発生しないか、若しくは影響度の大きさから他の自然現象に包絡されるものであるため、事故シーケンスの有無の確認は、設計基準設定事象である以下の<b>11</b>事象を対象に実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>なお、設計基準設定事象以外については、上述のとおり、基本的には事故シーケンスに至ることはないか、有意な頻度では発生しないか、若しくは影響度の大きさから他の自然現象に包絡されるものであると判断しているものの、各自然現象により想</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一するため、人為事象の影響については補足2に記載している</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■名称の相違</p> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊3は第6条「外部からの衝撃による損傷の防止」(その他外部事象)において地滑りを考慮すべき外部事象として選定している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】</p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大飯は地域特性を踏まえて洪水を選定しているが、泊では、同様の観点から対象外と判断している</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 想定範囲  事故シーケンスグループの抽出に当たっては、上記自然現象のそれぞれについて、過酷と考えられる条件を基にその影響について評価を行う。	<p>定される発電所への影響（損傷・機能喪失モード）を踏まえ、考え得る起因事象について整理しており、その結果からも上記<b>10</b>事象に加え詳細評価が必要な事象は無いことを確認している。なお、このうち<b>4</b>事象については、他事象に包絡される（降水、風（台風）、高潮）か、起因事象の発生はない（生物学的事象）ことを確認している。（補足1）</p> <p>また、各人為事象により想定される発電所への影響（損傷・機能喪失モード）を踏まえ、考え得る起因事象についても整理しており、その結果から新たな起因事象がないこと、事象の影響として設計基準設定事象に包絡されることを確認している。（補足2）</p> <p><b>(2) 想定範囲</b> 上記設計基準設定事象については、それぞれ考慮すべき最も過酷と考えられる条件を設定している。具体的には、設計基準設定を超えた規模を仮定する。</p> <p><b>2. 評価方法</b></p> <p><b>2.1 起因事象の特定</b></p> <p><b>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</b></p> <p>1.にて示した風、積雪等の自然現象が設計基準を超える規模で発生した場合に、発電所に与える影響は地震、津波ほど十分な知見がない。そこで、ここでは国外の評価事例、国内のトラブル事例及び規格・基準にて示されている発電所の影響を収集し、対象とする自然現象が発生した場合に設備等へどのような影響を与えるか（設備等への損傷・機能喪失モード）の抽出を行う。</p> <p><b>(2) 評価対象設備の選定</b></p> <p>①で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性がある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p><b>(3) 起因事象となり得るシナリオの選定</b></p>	<p>定される発電所への影響（損傷・機能喪失モード）を踏まえ、考え得る起因事象について整理しており、その結果からも上記<b>11</b>事象に加え詳細評価が必要な事象は無いことを確認している。なお、このうち<b>5</b>事象については、他事象に包絡される（降水、風（台風）、高潮）か、起因事象の発生はない（地滑り、生物学的事象）ことを確認している。（補足1）</p> <p>また、各人為事象により想定される発電所への影響（損傷・機能喪失モード）を踏まえ、考え得る起因事象についても整理しており、その結果から新たな起因事象がないこと、事象の影響として設計基準設定事象に包絡されることを確認している。（補足2）</p> <p><b>(2) 想定範囲</b> 上記設計基準設定事象については、それぞれ考慮すべき最も過酷と考えられる条件を設定している。具体的には、設計基準設定を超えた規模を仮定する。</p> <p><b>2. 評価方法</b></p> <p><b>2.1 起因事象の特定</b></p> <p><b>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</b></p> <p>1.にて示した風、積雪等の自然現象が設計基準を超える規模で発生した場合に、発電所に与える影響は地震、津波ほど十分な知見がない。そこで、ここでは国外の評価事例、国内のトラブル事例及び規格・基準にて示されている発電所の影響を収集し、対象とする自然現象が発生した場合に設備等へどのような影響を与えるか（設備等への損傷・機能喪失モード）の抽出を行う。</p> <p><b>(2) 評価対象設備の選定</b></p> <p>①で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性がある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p><b>(3) 起因事象となり得るシナリオの選定</b></p>	<p>するため、評価対象とする自然現象の考え方の補足を記載している</p> <p><b>【大飯】</b> ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は女川の記載方針に統一するため、人為事象の影響については補足2に記載している</p> <p><b>【大飯】</b> ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は女川の記載方針に統一するため、評価方法について記載している</p> <p><b>【女川】</b></p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定する。</p> <p>シナリオの選定に当たっては、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象となり得るシナリオを選定する。</p> <p>なお、起因事象の選定は、日本原子力学会標準「原子力発電所の出力運転状態を対象とした確率論的安全評価に関する実施基準（レベル1PSA編）：2008」（以下「学会標準」という。）に示される考え方などを参考に行う。</p> <p><b>(4) 起因事象の特定</b></p> <p>(3)で選定した各シナリオについて発生可能性を評価し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行う。</p> <p>なお、過去の観測実績等をもとに発生可能性を評価可能なものについては、影響のある事故シーケンスの要因となる可能性について考察を行う。</p> <p><b>2.2 事故シーケンスの特定</b></p> <p>2.1(4)にて特定した起因事象について、内部事象レベル1 PRAや地震、津波レベル1 PRAにて考慮しておらず、重大事故の有効性評価において追加すべき新たな事故シーケンスにつながる可能性のあるものの有無について確認を行う。</p> <p>また、新たな事故シーケンスにつながる可能性のある起因事象が確認された場合、事故シーケンスに至る可能性について評価の上、有意な影響のある事故シーケンスとなり得るかについて確認を行う。</p> <p>事故シーケンスに至る可能性の評価については、旧原子力安全・保安院指示に基づき実施したストレステストでの評価方法などを参考に実施するものとする。</p> <p><b>3. 個別事象評価のまとめ</b></p> <p>1.にて示した各評価対象事象について、事故シーケンスに至る可能性のある起因事象について特定した結果（補足1-1～6参照）、内部事象や地震、津波レベル1 PRAで考慮している起因事象に包含されることを確認した。また、各評価対象事象によって機能喪失</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定する。</p> <p>シナリオの選定に当たっては、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象となり得るシナリオを選定する。</p> <p>なお、起因事象の選定は、日本原子力学会標準「原子力発電所の出力運転状態を対象とした確率論的安全評価に関する実施基準（レベル1PSA編）：2008」（以下「学会標準」という。）に示される考え方等を参考に行う。</p> <p><b>(4) 起因事象の特定</b></p> <p>(3)で選定した各シナリオについて発生可能性を評価し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行う。</p> <p>なお、過去の観測実績等を基に発生可能性を評価可能なものについては、影響のある事故シーケンスの要因となる可能性について考察を行う。</p> <p><b>2.2 事故シーケンスの特定</b></p> <p>2.1(4)にて特定した起因事象について、内部事象レベル1 PR Aや地震、津波レベル1 PRAにて考慮しておらず、重大事故の有効性評価において追加すべき新たな事故シーケンスにつながる可能性のあるものの有無について確認を行う。</p> <p>また、新たな事故シーケンスにつながる可能性のある起因事象が確認された場合、事故シーケンスに至る可能性について評価の上、有意な影響のある事故シーケンスとなり得るかについて確認を行う。</p> <p>事故シーケンスに至る可能性の評価については、旧原子力安全・保安院指示に基づき実施したストレステストでの評価方法等を参考に実施するものとする。</p> <p><b>3. 個別事象評価のまとめ</b></p> <p>1.にて示した各評価対象事象について、事故シーケンスに至る可能性のある起因事象について特定した結果（補足1-1～6参照）、内部事象や地震、津波レベル1 PRAで考慮している起因事象に包含されることを確認した。また、各評価対象事象によって機能喪失</p>	<p>■記載表現の相違 ・他の箇所の同様のタイトルは全て「に」しており、表現を統一した。</p> <p>■【女川】 ■記載表現の相違 ・もとに↔基に</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>する可能性のある緩和設備について確認し、起因事象が発生した場合であっても、緩和設備が機能維持すること等により、必要な機能を確保することは可能であることを確認した（補足1-7）。したがって、内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>4. 設計基準を超える自然現象の重畠の考慮について</p> <p>(1) 自然現象の重畠影響</p> <p>自然現象の重畠評価については、損傷・機能喪失モードの相違に応じて、以下に示す影響を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース (例：積雪と降下火砕物による堆積荷重の増加)</li> <li>II. ある自然現象の防護施設がほかの自然現象によって機能喪失することにより影響が増長するケース（例：地震により浸水防止機能が喪失して浸水量が増加）</li> <li>III-1. ほかの自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース (例：降水による降下火砕物密度の増加)</li> <li>III-2. ほかの自然現象の作用により影響が及ぶようになるケース（例：斜面に降下火砕物が堆積した後に大量の降水により滑り、プラント周辺まで降下火砕物を含んだ水が押し寄せる状態。単独事象としては想定していない。）</li> </ul> <p>(2) 自然現象の重畠によるシナリオの選定</p> <p>基本的には一般的な事象に加え、国内外の規格基準から収集した自然現象について(1) I～III-2に示した重畠影響の確認を実施した。</p> <p>ただし、以下の観点から明らかに事故シーケンスにはつながらないと考えられるものについては重畠影響を考慮不要と判断し確認対象から除外した。</p> <p>○女川原子力発電所及びその周辺では発生しない（若しくは、発生が極めて稀）と判断した事象（No.は補足1参照） No.2：隕石、No.4：河川の迂回、No.5：砂嵐（塩を含んだ嵐）、 No.9：雪崩、No.12：干ばつ、No.13：洪水、No.22：湖又は河川の水位低下、No.23：湖又は河川の水位上昇、No.26：地滑</p>	<p>する可能性のある緩和設備について確認し、起因事象が発生した場合であっても、緩和設備が機能維持すること等により、必要な機能を確保することは可能であることを確認した（補足1-7）。したがって、内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>4. 設計基準を超える自然現象の重畠の考慮について</p> <p>(1) 自然現象の重畠影響</p> <p>自然現象の重畠評価については、損傷・機能喪失モードの相違に応じて、以下に示す影響を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I. 各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース (例：積雪と降下火砕物による堆積荷重の増加)</li> <li>II. ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより影響が増長するケース（例：地震により浸水防止機能が喪失して浸水量が増加）</li> <li>III-1. ハザードの自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース (例：降水による降下火砕物密度の増加)</li> <li>III-2. ハザードの自然現象の作用により影響が及ぶようになるケース（例：斜面に降下火砕物が堆積した後に大量の降水により滑り、プラント周辺まで降下火砕物を含んだ水が押し寄せる状態。単独事象としては想定していない。）</li> </ul> <p>(2) 自然現象の重畠によるシナリオの選定</p> <p>基本的には一般的な事象に加え、国内外の規格基準から収集した自然現象について(1) I～III-2に示した重畠影響の確認を実施した。</p> <p>ただし、以下の観点から明らかに事故シーケンスにはつながらないと考えられるものについては重畠影響を考慮不要と判断し確認対象から除外した。</p> <p>○泊発電所及びその周辺では発生しない（若しくは、発生が極めて稀）と判断した事象（No.は補足1参照） No.2：隕石、No.4：河川の迂回、No.5：砂嵐（塩を含んだ嵐）、 No.9：雪崩、No.12：干ばつ、No.13：洪水、No.20：氷晶、 No.22：湖又は河川の水位低下、No.23：湖又は河川の水位上昇</p>	<p>【女川】 ■個別評価による相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>り、No.27：カルスト</p> <p>○単独事象での評価において設備等への影響がない（若しくは、非常に小さい）と判断した事象で、他の事象との重複を考慮しても明らかに設備等への影響が無いと判断した事象（No.は補足1参照）</p> <p>No.11：海岸浸食、No.16：濃霧、No.18：霜・白霜、No.19：極高温、No.24：もや、No.25：塩害、塩雲、No.29：高温水（海水温高）、No.30：低温水（海水温低）</p> <p>確認した結果としては、重複影響I～III-1については、以下に示す理由から、単独事象での評価において抽出されたシナリオ以外のシナリオが生じることはなく、重複影響III-2についても、<b>他事象にて抽出したシナリオであり、新たなもののが確認されなかった</b>。個別自然現象の重複影響の確認結果を補足3に示す。また、人為事象との重複影響については、補足4に示すとおり自然現象の重複影響に包絡されると判断した。</p> <p>I. 各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース</p> <p>重複により影響度合いが大きくなるのみであり、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオの抽出を行つていていることを踏まえると、新たなシナリオは生じない。</p> <p>II. ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより、影響が増長するケース</p> <p>単独の自然現象に対するシナリオの選定において、設計基準を超える事象を評価対象としているということは、つまり設備耐力や防護対策に期待していないということであり、単独事象の評価において抽出された以外の新たなシナリオは生じない。</p> <p>III-1. ほかの自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース</p> <p>一方の自然現象の前提条件が、他方の自然現象により変化し、元の自然現象の影響度が大きくなつたとしても、</p>	<p>昇、No.27：カルスト</p> <p>○単独事象での評価において設備等への影響がない（若しくは、非常に小さい）と判断した事象で、他の事象との重複を考慮しても明らかに設備等への影響が無いと判断した事象（No.は補足1参照）</p> <p>No.11：海岸侵食、No.16：濃霧、No.18：霜・白霜、No.19：極高温、No.24：もや、No.25：塩害、塩雲、No.26：地滑り、No.29：高温水（海水温高）、No.30：低温水（海水温低）</p> <p>確認した結果としては、重複影響I～III-1については、以下に示す理由から、単独事象での評価において抽出されたシナリオ以外のシナリオが生じることはなく、重複影響III-2についても、<b>該当するケースがなかった</b>。個別自然現象の重複影響の確認結果を補足3に示す。また、人為事象との重複影響については、補足4に示すとおり自然現象の重複影響に包絡されると判断した。</p> <p>I. 各自然現象から同じ影響がそれぞれ作用し、重ね合わさって増長するケース</p> <p>重複により影響度合いが大きくなるのみであり、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオの抽出を行つていていることを踏まえると、新たなシナリオは生じない。</p> <p>II. ある自然現象の防護施設が他の自然現象によって機能喪失することにより、影響が増長するケース</p> <p>単独の自然現象に対するシナリオの選定において、設計基準を超える事象を評価対象としているということは、つまり設備耐力や防護対策に期待していないということであり、単独事象の評価において抽出された以外の新たなシナリオは生じない。</p> <p>III-1. <b>他の自然現象の作用により前提条件が変化し、影響が増長するケース</b></p> <p>一方の自然現象の前提条件が、他方の自然現象により変化し、元の自然現象の影響度が大きくなつたとしても、</p>	<p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>・泊は表現を統一している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■個別評価による相違</li> <li>・泊は重複影響III-2に該当するケースではなく、女川も補足3の自然現象の重複確認結果においてIII-2に該当するケースは抽出されておらず、実質的に相違はない</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.まとめ</p> <p>1.項に示した各評価対象事象について、事故シーケンスに至る可能性について検討を実施した結果（添付-2～7参照）、内部事象レベル1 P R A、地震P R A及び津波P R Aにて抽出した事故シーケンスグループに対して新たに追加が必要となる事故シーケンスグループは発生しないものと判断した。</p>	<p>I. と同様、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオ抽出を行っているため、新たなシナリオは生じない。</p> <p>III-2.ほかの自然現象の作用により影響が及ぶようになるケース</p> <p>単独事象では影響が及ばない評価であったのに対し、事象が重複することにより影響が及ぶようになるものは、降下火碎物と降水の組合せのみであったが、屋外設備（外部電源、海水ポンプ等）の損傷を想定しても、起因事象としては外部電源喪失、全交流動力電源喪失及び最終ヒートシンク喪失であり、新しいシナリオは生じない。</p> <p>(3)重畠影響評価のまとめ</p> <p>事故シーケンスの抽出という観点においては、上述のとおり、自然現象・人為事象が重畠することにより、単独事象の評価で特定されたシナリオに対し新たなものが生じることはなく、自然現象の重畠により追加すべき新たな事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>5.全体まとめ</p> <p>地震、津波以外の自然現象、人為事象について、事故シーケンスに至る可能性のある起因事象について特定した結果、内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>また、地震、津波を含む、各自然現象の重畠影響についても確認を実施した結果、単独事象での評価と同様に、内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p>	<p>I. と同様、単独で設計基準を超える事象に対してシナリオ抽出を行っているため、新たなシナリオは生じない。</p> <p>(3)重畠影響評価のまとめ</p> <p>事故シーケンスの抽出という観点においては、上述のとおり、自然現象・人為事象が重畠することにより、単独事象の評価で特定されたシナリオに対し新たなものが生じることはなく、自然現象の重畠により追加すべき新たな事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>5.全体まとめ</p> <p>地震、津波以外の自然現象、人為事象について、事故シーケンスに至る可能性のある起因事象について特定した結果、内部事象や地震P R A及び津波P R Aにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p> <p>また、地震、津波を含む、各自然現象の重畠影響についても確認を実施した結果、単独事象での評価と同様に、内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて抽出した事故シーケンスに対して新たに追加すべき事故シーケンスは発生しないものと判断した。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一するため、自然現象の重畠の評価を実施している</li> </ul> </li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
表 事象の選定結果				
No.	事象	備考	詳細説明	
1	洪水	「津波」による影響評価に包含される。	—	
2	風(台風)	「竜巻」による影響評価に包含される。	—	
3	竜巻	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 2	
4	凍結	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 3	
5	降水	「津波」による影響評価に包含される。	—	
6	積雪	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 4	
7	落雷	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 5	
8	地滑り	地滑り防護対策により、安全施設の安全機能を損なうおそれがない設計としていることから、地滑りによる影響はない。	—	
9	火山の影響	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 6	
10	生物学的影響	海生生物襲来による海水ポンプ機能喪失、小動物等によるケーブル類の損傷を想定されるが、除塵装置及び小動物の侵入防止対策により、安全施設の機能が損なわれることはない。	—	
11	森林火災	当該事象に関する影響評価を行う。	添付 - 7	
12	高潮	「津波」による影響評価に包含される。	—	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
No.	自然現象	過程な自然現象により考え得る起因事象等（1/11）						
設計基礎を超える事象を想定した場合の評価								
1	津波は補足1-1 参照	温度 湿度 電気の影響	屋外タンク及び配管内流体の連結 ヒートシンク（海水）の連結 着水による送電線の相間短絡	軽油タンク等の軽油が漏洩するなどもしくは、外部蓄電池失火が発生している状況下においては、非常用ディーゼル発電機等の燃料ディンクの燃料枯済により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ。 海水貯蔵タンク内の保有水が凍結した場合、復水補給水系の喪失により計画外停止に至るシナリオ。 女川原子力発電所周辺の海水が凍結することは起りえないと考えられるため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		補足1		
2	隕石	安全施設の機能に影響が及ぶ電極の間隔等の衝突について考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。						
3	降水	浸水 荷重	降水による設備の浸水 荷重（堆積）	津波の評価に包絡される。 積雪の評価に包絡される。（No. 6参照）				
4	河川の迂回	女川原子力発電所は海水を冷却源としていることから、河川等からの取水不可によるプラントへの影響はなく、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。						
5	砂嵐 (塩を含んだ風)	砂嵐 門塞	空調フィルタの閉塞	周辺に砂丘等がないため考慮しない。 本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
過程な自然現象により考え得る起因事象等（1/11）								
設計基礎を超える事象の発生を想定した場合の評価								
1	津波は補足1-1 参照	温度 湿度 電気の影響	屋外タンク及び配管内流体の連結 ヒートシンク（海水）の連結 着水による送電線の相間短絡	ディーゼル空冷燃焼装置の油槽から燃焼缶ランクまでのパイプを冷却する事象から、油槽から燃焼缶ランクまでのパイプが融断した場合に、ディーゼル空冷燃焼装置が動作停止すること。「行動停止」に至る。 直後所周辺の施設が津波の影響を受けた場合、「不安全動作」に至る。 抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
2	風雪	荷重 荷重	荷重（堆積） 隕石による津波による設備の 隕石に伴う荷重	安全施設の機能に影響がある程度度ではないと判断。 本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
3	降水	荷重	荷重（堆積）	積雪の評価に包絡される。（No. 6参照）				
4	河川の迂回	降水	津波の浸水	泊電所は雨水を冷却源としていることにより安全施設の機能に影響を及ぼすような河川はない」と判断。 また、泊電所は津波においては考慮することによって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
5	砂嵐 (塩を含んだ風)	門塞	空調フィルタの閉塞	津波は海水を冷却するため、その影響により運転不能となる。 海水が運転不能となることにより、運転不能となる。また、容易に海水を冷却することができる。したがって、海水から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
6	積雪 参照	荷重 荷重	荷重（堆積）	海水が運転不能となることにより、運転不能となる。また、海水を冷却するため、その影響により運転不能となる。				

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等（2/11）	No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等（2/11）	No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等（2/11）	
6	※詳細は施足1-2 参照	積雪	荷重（堆積）									

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
No.	自然現象	過船な自然現象により考慮される起因事象等（3/11）		過船な自然現象により考慮される起因事象等（3/11）		
	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	
6	※詳細は備足1-2 参照	着雪による送電線の相間短絡	着雪による送電線の相間短絡	着雪による送電線の相間短絡	着雪による送電線の相間短絡	
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	露呈基準を超える事象の発生を想定した場合の評価	露呈基準を超える事象の発生を想定した場合の評価	
	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	
6	※詳細は備足1-2 参照	荷重	荷重	荷重	荷重	
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	露呈基準を超える事象の発生を想定した場合の評価	露呈基準を超える事象の発生を想定した場合の評価	
	荷重	荷重	荷重	荷重	荷重	
7	高潮	浸水	高潮による設備の浸水	高潮による設備の浸水	高潮による設備の浸水	
8	火山の影響	荷重	荷重	荷重	荷重	

【大飯】

- 記載方針の相違
- ・女川実績の反映
- ・泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している

【女川】

- 個別評価による相違

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		
7	高潮	浸水	高橋による設備の浸水	津波の表面に包絡される。	原子炉建屋の天井が陥下した結果の「手動停止」により倒落した場合に、建屋最上階に設置している原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	【大飯】 ■ 設計方針の相違 ・ 女川実績の反映 ・ 泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している	
8	火山の影響 ※詳細は脚注-3 参照	荷重	荷重（堆積）	想定される起因事象等	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	「計画外停止」に至るシナリオ。 タービン建屋上部に設置している非常用ディーゼル発電機燃料タンクが物理的に損傷し、「非常用ディーゼル発電機燃料タンクの機能喪失」に至るシナリオ。	【女川】 ■ 個別評価による相違	
過酷な自然現象により考慮する起因事象等（4／11）				設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		
8	火山の影響 ※詳細は脚注-3 参照	荷重	荷重（堆積）	想定される起因事象等	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	原子炉建屋上部が降下する際に、原水・冷却水系のサービングが物理的に損傷し、「最終ヒートシングル喪失」に至るシナリオ。	【大飯】 ■ 設計方針の相違 ・ 女川実績の反映 ・ 泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	泊発電所3号炉	相違理由
8	火山の影響 ※詳細は備足1-3 参照	過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (5/11) 設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価 想定される起因事象等	女川原子力発電所2号炉	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別評価による相違</li> </ul>
8	火山の影響 ※詳細は備足1-3 参照	過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (5/11) 設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価 想定される起因事象等	泊発電所3号炉	<p><b>【大飯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個別評価による相違</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	泊発電所3号炉	相違理由
8	火山の影響 ※詳細は補足1-3 参照	閉塞（給気口等の閉塞 屋外機器の輸送障害 摩耗）	タービン機能冷却海水ボンプの空気冷却却装置給気口が閉塞又は輸送が異常 した場合、タービン・サポート系統が熱失去するシナリオ。 循環海水ポンプの空気冷却却装置給気口が閉塞又は輸送が異常障害した場合、復水器と空気冷却却装置給気口に至るシナリオ。	大飯発電所3号炉における起因事象等の選定に際しての外部事象の考慮について は、設備の運転速度の遅さを考慮し、適切な保全管理が可	【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している
9	雪崩	腐食	降下火砂砂塵による送電線 降下火砂砂塵による送電線 降下火砂砂塵による送電線	降下火砂砂塵が送電線や断面へ付着し、水分を吸収することによって、相間短絡経路を形成し、外部電源喪失につながります。	【女川】 ■個別評価による相違
10	生物学的事象	閉塞（海水系）	海医局邊に急速な斜面がないことから、プラントの安全性を考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。 大量発生したクラゲ等の海生物により取水口が閉塞となり、最終ヒートシンク喪失による版本が大きくなり、除染装置により海水ストレーナ等の開塞は考え難いため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。	沿岸浸食は時間スケールの長い事象であり、発電所の運転に与える影響をきわめて小さく、遙かに運転管理や保守管理により対応可能と判断。本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。	
11	海岸浸食	海水（海水系）	海水ストレーナ等によるケーブル箱の損傷	海水ストレーナ等によるケーブル箱の損傷	
12	干ばつ	海水（海水系）	海水浸食は海水を治標原としていることから、河川等からの貯水不可によるアラートへの影響はなく、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		
No.	自然現象	設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価	想定される起因事象等	泊発電所3号炉	
9	雪崩	荷重（衝突）	安全施設の機能に影響を及ぼすようならず前段が生じることから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		
10	生物学的事象	閉塞（海水系）	海水ボンプの運転により取水口等の取水ができないことから、原水冷却却海水ボンプによる取水ができないこと、原水冷却却海水ボンプによる海水ボンプの運転により海水ストレーナ等の開塞は考え難いため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		
11	海岸浸食	海水（海水系）	小動物のほとんどによる危険性があることから、相間短絡による危険性が低いことから、外海沿岸の一部地域においては、外海氾濫喪失」によるシナリオは考慮されない」と判断。		
12	干ばつ	泡水	海水機能への影響	海水機能の喪失による影響を考慮するシナリオは考慮されない」と判断。	
13	洪水	浸水	工業用水の枯渇	泡水による影響を考慮するシナリオは考慮されない」と判断。	
14	風（台風）	荷重（衝突）	荷重（風及び気圧）	泡水による影響を考慮するシナリオは考慮されない」と判断。	
15	管轄	閉塞（海水系）	荷重（風及び気圧）	タービン・サポート系統が風荷重及び気圧荷重により損傷した場合に、建屋上構造に設置しているタービン・サポート・装置が風荷重及び気圧荷重により損傷する事象に至るシナリオ。	

## 泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由		
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価		設計基準を越える起因事象等（7/11）		設計基準を越える起因事象等（7/11）		設計基準を越える起因事象等（7/11）				
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等				
13	洪水	浸水	洪水による設備の浸水	泊発電所は、ダムの決壊や河川の氾濫等が考えられるが、いずれも発電所は丘陵地により離れており、本事故から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		泊発電所は、ダムの決壊や河川の氾濫等が考えられるが、いずれも発電所は丘陵地により離れており、本事故から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		泊発電所は、ダムの決壊や河川の氾濫等が考えられるが、いずれも発電所は丘陵地により離れており、本事故から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。		泊発電所は、ダムの決壊や河川の氾濫等が考えられるが、いずれも発電所は丘陵地により離れており、本事故から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
14	風(台風)	倚重	倚重(風)	電巻の評価に包絡される。(No.15参照)		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		
15	※詳細は補足1-4 参照	電巻	倚重	電巻(風)		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		原子炉建屋外壁に設置されている「アーバン被災相場」に至るシナリオ。原庄による開放に至る場合に、「アーバン被災相場」により、タービンや発電機が損傷し、風荷重及び気圧荷重により「アーバン被災相場」に至るシナリオ。		
過酷な自然現象により考慮する起因事象等（7/11）				設計基準を越える起因事象等（7/11）		設計基準を越える起因事象等（7/11）		設計基準を越える起因事象等（7/11）		設計基準を越える起因事象等（7/11）				
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等		想定される起因事象等				
15	※詳細は補足1-4 参照	電巻	倚重	電巻(風)		電巻(風)		電巻(風)		電巻(風)				

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	設計方針による起因現象等 (8/11)
15	※詳細は脚注1-4 参照	荷重	荷重 (衝突)

過酷な自然現象により考え得る起因現象等 (8/11)	
No.	自然現象
15	※詳細は脚注1-4 参照

過酷な自然現象により考え得る起因現象等 (8/11)	
No.	自然現象
15	※詳細は脚注1-4 参照

- 【大飯】
- 設計方針の相違
    - ・ 女川実績の反映
    - ・ 泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している
- 【女川】
- 個別評価による相違

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失コードの抽出	過酷な自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）			過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）			
15	※詳細参考 竜巻 参照	荷重 荷重（衝突）	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。 機雷撃撃装置、「計画外停止」に至るシナリオ。 原子炉建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。 原子炉建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。 機雷撃撃装置、「計画外停止」に至るシナリオ。 原子炉建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。 機雷撃撃装置、「計画外停止」に至るシナリオ。	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。	燃料サイクルタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ。	【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している
16	津波	開窓（海水 取水口の附帯 系）	安全施設の機能が損なわれるこ と判断。	森林火災 参照	森林火災の觸知器により外部電源系が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	想定し得る最大の火災災害警報面において、「防火帶外線（火炎側）」から十分な離隔距離があることを確認する。設備が損傷することはない。	森林火災の触知器により外部電源系が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	森林火災の触知器により外部電源系が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。	【女川】 ■個別評価による相違
17	※詳細参考 森林火災 参照	温度 開窓（給水 等）	漏れ	荷重 荷重（衝突）	漏れ	漏れ	漏れ	漏れ	
15	※詳細参考 竜巻 参照	荷重 荷重（衝突）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	過酷な「自然現象により考へ得る起因事象等（9/11）	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	泊発電所3号炉	相違理由
18	雷・白雷	建物及び屋外機器への雷付着による影響はないため、ブラントの安全性が損なわれるような影響は発生せず、本事象から事故シーケンスの抽出に可たつて考慮すべき起因事象の発生はないとの判断。	過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (10/11)	大飯発電所3／4号炉	
19	極高温	空調設備条件を超過する可能性があるものの、1日の中でも気温の変動が高溫状態が長時間にわたり継続しないことと空調設備が余裕をもつて設計されていること、また、外気温度により即安全地帯が損なわれるこことはないこだからこそ、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はないとの判断。	女川原子力発電所2号炉		
20	水品	温度 ヒートシンク（海水）の連結	過酷な自然現象により安全保護回路が誤動作した場合、「隔離事象」又は「RPS誤動作等」に至るシナリオ。	泊発電所3号炉	
21	※詳細は補足1-6 参照	電気的影響	ノイズにより安全保護回路以外の計測制御系が誤動作した場合、「即安全地帯下事象」又は「水位低下事象」、「全給水喪失」又は「水位低下事象」に至るシナリオ。 直撃雷により送受電設備が損傷した場合、外部電源系の機能喪失による「外部電源喪失」に至るシナリオ。	女川原子力発電所2号炉	
		誘導雷による電気盤内の誘導雷サージによる電気盤内回路損傷	直撃雷により原子炉機冷却海水ポンプが損傷した場合、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ。 直撃雷により高圧保安システムレイ管熱冷却海水ポンプが損傷した場合、高正压システムの機能喪失による「圧力外停止」に至るシナリオ。 直撃雷によりタービン油機冷却海水ポンプが損傷した場合、タービン油機冷却海水系の機能喪失による「タービン・サポート系統障害」に至るシナリオ。 直撃雷により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ。 誘導雷サージにより計測制御系が損傷した場合、計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオ。	泊発電所3号炉	
			過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (10/11)	泊発電所3号炉	
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	泊発電所3号炉	
15	※詳細は補足1-1 参照	雷害（海水系）	海水取水口における海水取水口を措置せらる事があるが、取水口はみだれ近く、防護させらる事の取扱いや取扱い等の施設は考えられないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はないとの判断。	大飯発電所3／4号炉	■記載方針の相違 ・女川実績の反映
16	濃霧	—	—	女川原子力発電所	泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している
17	※詳細は補足1-5 参照	森林火災	温度 補助熱	送電線が森林火災の熱暴露により損傷した場合に、「外部電源喪失」に至るシナリオ。 送電線が森林火災の熱暴露において、防火帶外線（炎災側）から十分な遮断距離があることを考慮すると、設備が損傷することはない。	【女川】 ■個別評価による相違
18	雷・白雷	—	—	女川原子力発電所	
19	極高温	温度	外気温度による冷却機能への影響	泊発電所3号炉	
20	水品	ヒートシンク（海水）の連結	過酷な自然現象による「手動停止」に至るシナリオ。	泊発電所3号炉	
21	※詳細は補足1-6 参照	電気的影響	ノイズにより安全保護回路以外の計測制御設備が誤動作した場合、「隔離事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。 直撃雷により27kV開閉所、66kV開閉所で「外部電源喪失」に至るシナリオ。 誘導雷サージによる「手動停止」に至るシナリオ。	女川原子力発電所	
		電気盤等の設備損傷	過酷な自然現象による「手動停止」に至るシナリオ。	泊発電所3号炉	

泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p>過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>自然現象</th> <th>設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価</th> <th>想定される起因事象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>潮又は河川の水位低下</td> <td>女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。</td> <td>本事象によるプラントへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>潮又は河川の水位上昇</td> <td>女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。</td> <td>本事象によるプラントへの影響はない。</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>もや</td> <td>安全施設の機能が損なわれることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>塩害・塩素</td> <td>腐食は、発電所の運転に支障をきたす時間スケールで事象進展せず、安全施設の機能が損なわれるおそれはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>地滑り</td> <td>地すべり地帯分布図及び土砂災害危険箇所図において地滑りが発生することはなく、設備が損傷・機能喪失が発生するおそれはない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>カルスト</td> <td>女川原子力発電所の周間にカルスト地形はない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>太陽フレア・磁気嵐</td> <td>電気的影響 磁気嵐による誘導電流</td> <td>蓄電の評価に包絡される。(No. 21参照)</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>高溫水 (海水温高)</td> <td>海水温の上昇により、復水器空度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下はプラント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。</td> <td>海水温の上昇により、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>低温水 (海水温低)</td> <td>海水温の低下により貯水温度が低下するが、安全施設の冷却性能に影響を及ぼすことないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>過酷な自然現象により考え得る起因事象等 (11/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>自然現象</th> <th>設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価</th> <th>想定される起因事象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>潮又は河川の水位低下</td> <td>泊発電所は海水を冷却源としていること、海水淡化設備により海水を確保可能であること及び貯留設備による海水を貯留する能力があることから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>潮又は河川の水位上昇</td> <td>泊発電所は海水を冷却源としていること及び貯留設備による海水や貯留しないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>もや</td> <td>安全施設の機能が損なわれるることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> <td>本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>塩害・塩素</td> <td>塩分による化學的影響</td> <td>塩害の評価に包絡される。(No. 21参照)</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>地滑り</td> <td>荷重</td> <td>荷重(衝突)</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>カルスト</td> <td>地盤安定性</td> <td>地盤の損傷</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>太陽フレア・磁気嵐</td> <td>電気的影響</td> <td>経年による構造部品の劣化</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>高溫水 (海水温高)</td> <td>温度</td> <td>冷却機能への影響</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>低温水 (海水温低)</td> <td>温度</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	No.	自然現象	設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価	想定される起因事象等	22	潮又は河川の水位低下	女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象によるプラントへの影響はない。	23	潮又は河川の水位上昇	女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象によるプラントへの影響はない。	24	もや	安全施設の機能が損なわれることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	25	塩害・塩素	腐食は、発電所の運転に支障をきたす時間スケールで事象進展せず、安全施設の機能が損なわれるおそれはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	26	地滑り	地すべり地帯分布図及び土砂災害危険箇所図において地滑りが発生することはなく、設備が損傷・機能喪失が発生するおそれはない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	27	カルスト	女川原子力発電所の周間にカルスト地形はない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	28	太陽フレア・磁気嵐	電気的影響 磁気嵐による誘導電流	蓄電の評価に包絡される。(No. 21参照)	29	高溫水 (海水温高)	海水温の上昇により、復水器空度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下はプラント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。	海水温の上昇により、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。	30	低温水 (海水温低)	海水温の低下により貯水温度が低下するが、安全施設の冷却性能に影響を及ぼすことないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	No.	自然現象	設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価	想定される起因事象等	22	潮又は河川の水位低下	泊発電所は海水を冷却源としていること、海水淡化設備により海水を確保可能であること及び貯留設備による海水を貯留する能力があることから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	23	潮又は河川の水位上昇	泊発電所は海水を冷却源としていること及び貯留設備による海水や貯留しないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	24	もや	安全施設の機能が損なわれるることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	25	塩害・塩素	塩分による化學的影響	塩害の評価に包絡される。(No. 21参照)	26	地滑り	荷重	荷重(衝突)	27	カルスト	地盤安定性	地盤の損傷	28	太陽フレア・磁気嵐	電気的影響	経年による構造部品の劣化	29	高溫水 (海水温高)	温度	冷却機能への影響	30	低温水 (海水温低)	温度	—
No.	自然現象	設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価	想定される起因事象等																																																																													
22	潮又は河川の水位低下	女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象によるプラントへの影響はない。																																																																													
23	潮又は河川の水位上昇	女川原子力発電所は海水を冷却源としていること、また、敷地内に河川、湖は存在しない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象によるプラントへの影響はない。																																																																													
24	もや	安全施設の機能が損なわれることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
25	塩害・塩素	腐食は、発電所の運転に支障をきたす時間スケールで事象進展せず、安全施設の機能が損なわれるおそれはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
26	地滑り	地すべり地帯分布図及び土砂災害危険箇所図において地滑りが発生することはなく、設備が損傷・機能喪失が発生するおそれはない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
27	カルスト	女川原子力発電所の周間にカルスト地形はない。したがって、本事象によるプラントへの影響はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
28	太陽フレア・磁気嵐	電気的影響 磁気嵐による誘導電流	蓄電の評価に包絡される。(No. 21参照)																																																																													
29	高溫水 (海水温高)	海水温の上昇により、復水器空度が低下し、定格出力維持が困難な場合が生じたとしても、出力低下はプラント停止措置を講じることにより、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。	海水温の上昇により、安全施設の機能に影響を及ぼすことはない。																																																																													
30	低温水 (海水温低)	海水温の低下により貯水温度が低下するが、安全施設の冷却性能に影響を及ぼすことないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
No.	自然現象	設計基準を越える事象の発生を想定した場合の評価	想定される起因事象等																																																																													
22	潮又は河川の水位低下	泊発電所は海水を冷却源としていること、海水淡化設備により海水を確保可能であること及び貯留設備による海水を貯留する能力があることから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
23	潮又は河川の水位上昇	泊発電所は海水を冷却源としていること及び貯留設備による海水や貯留しないことから、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
24	もや	安全施設の機能が損なわれるることはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。	本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない。																																																																													
25	塩害・塩素	塩分による化學的影響	塩害の評価に包絡される。(No. 21参照)																																																																													
26	地滑り	荷重	荷重(衝突)																																																																													
27	カルスト	地盤安定性	地盤の損傷																																																																													
28	太陽フレア・磁気嵐	電気的影響	経年による構造部品の劣化																																																																													
29	高溫水 (海水温高)	温度	冷却機能への影響																																																																													
30	低温水 (海水温低)	温度	—																																																																													

- 【大飯】**
- 記載方針の相違
  - ・女川実績の反映
  - ・泊は女川の記載方針に統一するため、評価結果の表を記載している
- 【女川】**
- 個別評価による相違

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 1 設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものの選定</p> <p>設計基準において想定される自然現象及び原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「外部人為事象」という。）について選定を行った。</p> <p>(1) 自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードの抽出</p> <p>設置許可基準規則の解釈第6条2項及び8項において、「設計基準において想定される自然現象（地震及び津波を除く。）」と「設計基準において想定される外部人為事象」として、以下のとおり例示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） (中略)</p> <p>2 第1項に想定する「想定される自然現象」とは、敷地の自然現象を基に、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象又は森林火災等から適用されるものをいう。</p> <p>(中略)</p> <p>8 第3項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）としては、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう。</p> </div> <p>大飯発電所での設計上考慮すべき事象の選定に当たっては、想定される自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードを幅広く検討するために、以下の国内外の基準や文献等を参考に網羅的に自然現象及び外部人為事象に係る外部ハザードの抽出を行った。結果を第1.1表及び第1.2表に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 : Specific Safety Guide No.SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety</li> </ul>			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は女川の記載方針に統一するため、図表の記載箇所や記載内容等が全般的に大飯と異なる</li> </ul> </li> </ul> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>Assessment for Nuclear Power Plants”, IAEA, April 2010</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 2 : Safety Requirements No.NS-R-3 “Site Evaluation for Nuclear Installations”, IAEA, November 2003</li> <li>・資料 3 : NUREG/CR-2300 “PRA PROCEDURES GUIDE”, NRC, January 1983</li> <li>・資料 4 : NUREG -1407 “Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities”, NRC, June 1991</li> <li>・資料 5 : ASME/ANS RA-Sa-2009 “Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications”, February 2009</li> <li>・資料 6 : NEI 12-06[Rev.0] “DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE”, NEI, August 2012</li> <li>・資料 7 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈</li> <li>・資料 8 : 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈</li> <li>・資料 9 : “日本の自然災害” 国会資料編纂会, 1998 年</li> <li>・資料 10 : “産業灾害全史”, 日外アソシエーツ, 2010 年 1 月</li> <li>・資料 11 : “日本災害史事典 1868-2009”, 日外アソシエーツ, 2010 年 9 月</li> <li>・資料 12 : NEI 06-12 “B.5.b Phase2&amp;3 Submittal Guideline”, NEI, December 2006</li> </ul>			

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <caption>第1.1表 外部ハザードの抽出結果（自然現象）(1/2)</caption> <thead> <tr> <th>No.</th><th>事象</th><th>資料1</th><th>資料2</th><th>資料3</th><th>資料4</th><th>資料5</th><th>資料6</th><th>資料7</th><th>資料8</th><th>資料9</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>地震</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>2</td><td>地盤液化、地盤沈下、地割れ</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>3</td><td>地盤剥離</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>4</td><td>地滑り</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>地下水による地滑り</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>泥流</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>7</td><td>山崩れ、崩壊</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>8</td><td>津波</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>9</td><td>震波</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>高潮</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>11</td><td>波浪・高波</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>12</td><td>海水浸食（濁水）</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>13</td><td>海水浸透</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>ハリケーン</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>風（台風）</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>16</td><td>竜巻</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>17</td><td>砂嵐</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>極端的な霜害</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>19</td><td>降雪</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>20</td><td>洪水</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>21</td><td>土石流</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>22</td><td>隕石</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>23</td><td>落雷</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>24</td><td>森林大火</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>25</td><td>草原大火</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>26</td><td>塵生ガス</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>27</td><td>高溫</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>資料1: Specific Safety Guide No SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010    資料2: Safety Requirements No.NSR-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003    資料3: NUREGCR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983    資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991    資料5: ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009    資料6: NEI 12-00 Rev.01 "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012    資料7: 実用発電用原子炉及びその利構造物の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説    資料8: 実用発電用原子炉及びその利構造物の技術基準に対する規則及びその解説    資料9: "日本の自然災害" 国会資料編纂会, 1999年</p>	No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	1	地震	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	地盤液化、地盤沈下、地割れ		○			○				○	3	地盤剥離	○	○							○	4	地滑り	○	○	○		○	○	○		○	5	地下水による地滑り	○									6	泥流	○								○	7	山崩れ、崩壊									○	8	津波	○	○	○		○	○	○	○	○	9	震波		○	○		○	○				10	高潮	○	○	○		○	○			○	11	波浪・高波	○	○			○	○			○	12	海水浸食（濁水）	○	○			○				○	13	海水浸透	○									14	ハリケーン		○		○	○	○				15	風（台風）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	砂嵐	○	○	○	○	○	○				18	極端的な霜害	○	○			○	○	○	○	○	19	降雪	○	○	○		○	○	○	○	○	20	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	土石流									○	22	隕石	○	○	○	○	○	○			○	23	落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24	森林大火		○	○	○	○	○	○	○	○	25	草原大火		○			○					26	塵生ガス		○		○	○					27	高溫	○	○	○	○	○	○			
No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	地震	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	地盤液化、地盤沈下、地割れ		○			○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
3	地盤剥離	○	○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
4	地滑り	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
5	地下水による地滑り	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
6	泥流	○								○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
7	山崩れ、崩壊									○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
8	津波	○	○	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
9	震波		○	○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
10	高潮	○	○	○		○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
11	波浪・高波	○	○			○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
12	海水浸食（濁水）	○	○			○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
13	海水浸透	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
14	ハリケーン		○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
15	風（台風）	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
16	竜巻	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
17	砂嵐	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18	極端的な霜害	○	○			○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
19	降雪	○	○	○		○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
20	洪水	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
21	土石流									○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
22	隕石	○	○	○	○	○	○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
23	落雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
24	森林大火		○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
25	草原大火		○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
26	塵生ガス		○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
27	高溫	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
<table border="1"> <caption>第1.1表 外部ハザードの抽出結果（自然現象）(2/2)</caption> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事象</th> <th>資料1</th><th>資料2</th><th>資料3</th><th>資料4</th><th>資料5</th><th>資料6</th><th>資料7</th><th>資料8</th><th>資料9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>28</td><td>地震・津波</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>29</td><td>水位</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>30</td><td>米品</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>31</td><td>地震</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>32</td><td>高水温</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>33</td><td>低水温</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>34</td><td>干ばつ</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>35</td><td>霜</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>36</td><td>震、火山</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>37</td><td>火山の影響</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>38</td><td>熱源</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>39</td><td>確雷</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>40</td><td>雪崩</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>41</td><td>生物学的事象</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>42</td><td>動物</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>43</td><td>塗害</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>44</td><td>隕石</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>45</td><td>土壤の変成、膨張、液化化現象</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr> <tr><td>46</td><td>海浜浸食</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>47</td><td>地下水による浸食</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>48</td><td>カルスト</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>49</td><td>湖沼しくは川の水位降下</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>湖沼しくは川の水位上昇</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>51</td><td>水中生物</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>52</td><td>太陽フレア、磁気嵐</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>53</td><td>河川の氾濫、閉塞</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>資料1: Specific Safety Guide No.SSG-13 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2013      資料2: Safety Requirements No.NR-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003      資料3: NUREG-CR-2300 "PRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1988      資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991      資料5: ASME/ANS RA-5c-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1 Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009      資料6: NEI 12-06(Rev.0) "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (PLeo) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012      資料7: 実用施設用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の概要に関する情報      資料8: 実用施設用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及びその解釈      資料9: "日本の自然災害" 国立資料情報センター, 1995年</p>	No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	28	地震・津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○	29	水位	○		○	○	○				○	30	米品	○									31	地震	○									32	高水温	○	○								33	低水温	○	○								34	干ばつ	○		○	○	○				○	35	霜	○		○	○	○				○	36	震、火山	○		○	○	○					37	火山の影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○	38	熱源									○	39	確雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	40	雪崩	○	○	○		○	○	○		○	41	生物学的事象					○	○	○	○		42	動物	○									43	塗害	○									44	隕石	○		○	○	○	○				45	土壤の変成、膨張、液化化現象		○	○	○	○				○	46	海浜浸食			○	○	○					47	地下水による浸食	○	○								48	カルスト	○	○								49	湖沼しくは川の水位降下	○		○	○	○					50	湖沼しくは川の水位上昇	○		○							51	水中生物	○									52	太陽フレア、磁気嵐					○					53	河川の氾濫、閉塞		○	○	○	○				
No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9																																																																																																																																																																																																																																																																																															
28	地震・津波	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
29	水位	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
30	米品	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
31	地震	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
32	高水温	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
33	低水温	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
34	干ばつ	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
35	霜	○		○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
36	震、火山	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
37	火山の影響	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
38	熱源									○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
39	確雷	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
40	雪崩	○	○	○		○	○	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
41	生物学的事象					○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																
42	動物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
43	塗害	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
44	隕石	○		○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
45	土壤の変成、膨張、液化化現象		○	○	○	○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																															
46	海浜浸食			○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
47	地下水による浸食	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
48	カルスト	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
49	湖沼しくは川の水位降下	○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
50	湖沼しくは川の水位上昇	○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
51	水中生物	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
52	太陽フレア、磁気嵐					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
53	河川の氾濫、閉塞		○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
 別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

No.	事象	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
1	人工作業の落下	資料1 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料4 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料5 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料6 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料7 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料8 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料9 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料10 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料11 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	資料12 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
2	機械的・構造的外因による物質放出										
3	工業施設による事象（爆発、化学物質放出）										
4	パイロニアイン事故（爆発、化学物質放出）										
5	自動車による船舶の接触										
6	耐久工事（倉庫山事故）、土木建築施設の事故（爆発、化学物質放出）										
7	船舶の衝突										
8	船舶事故（固体液体泄漏）										
9	交通事故（化学物質泄漏） <sup>(E)</sup>										
10	タービン・サイド（他のエンジニアリングのミサイル）										
11	有毒ガス										
12	ダムの崩壊										
13	停電（ブランケット外での停電）										
14	火災（送電・工場等の火災）										

第1.2表 外部ハザードの抽出結果（外部入力事象）(1/2)

- 資料1: Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010  
 資料2: Safety Requirements No.NSR-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003  
 資料3: NUREG-1230 PRA PROCEDURES GUIDE, NRC, January 1983  
 資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991.  
 資料5: ASME/ANS RA-Sa 2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1 Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009  
 資料6: NEI 12-06Rev01 DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FLEX) IMPLEMENTATION GUIDE , NEI, August 2012  
 資料7: 実用設備用原水が及びその供給施設の立地、構造及び位置の基準に関する規則及びその解説  
 資料8: "日本の天然災害", 日本気象資料編集会, 1998年  
 資料9: "資源と安全史", 日外アソシエーツ, 2010年1月  
 資料10: "日本気象事典", 1985/3/30版, 日外アソシエーツ, 2011年9月  
 資料11: "日本気象事典", 1985/3/30版, 日外アソシエーツ, 2011年9月  
 資料12: NEI 06-12-B.5.b Phase2&3 Submittal Guideline , NEI, December 2006

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
第1.2表 外部ハザードの抽出結果（外部人為事象）(2/2)																																																																																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>事象</th> <th>資料1</th> <th>資料2</th> <th>資料3</th> <th>資料4</th> <th>資料5</th> <th>資料6</th> <th>資料7</th> <th>資料8</th> <th>資料9</th> <th>資料10</th> <th>資料11</th> <th>資料12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>軍事施設からのミサイル</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>サイト内行進の化学物質の放出</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>ブランケットでの化学物質の放出</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>電磁的障害</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>内部火災</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>内部溢水（他のユニットからの内部溢水）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>水中～への化学物質放出</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	資料10	資料11	資料12	15	軍事施設からのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16	サイト内行進の化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	ブランケットでの化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18	電磁的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19	内部火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	内部溢水（他のユニットからの内部溢水）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21	水中～への化学物質放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<table border="1"> <tbody> <tr><td>資料1: Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010</td></tr> <tr><td>資料2: Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003</td></tr> <tr><td>資料3: NUREG/CR-2300 "FRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983</td></tr> <tr><td>資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991</td></tr> <tr><td>資料5: ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level II/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009</td></tr> <tr><td>資料6: NEI 12-06(Bes. 0) "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FELEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012</td></tr> <tr><td>資料7: 核用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則の概要</td></tr> <tr><td>資料8: 核用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及びその解釈</td></tr> <tr><td>資料9: "日本の自然災害" 国会資料編纂會, 1988年</td></tr> <tr><td>資料10: "確率的安全学", 日外アソシエーツ, 2010年1月</td></tr> <tr><td>資料11: "日本灾害史典集 1868-2009", 日外アソシエーツ, 2010年9月</td></tr> <tr><td>資料12: NEI 06-12-B-5.b Phase&amp;3 Submittal Guideline, NEI, December 2006</td></tr> </tbody> </table>	資料1: Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010	資料2: Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003	資料3: NUREG/CR-2300 "FRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983	資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991	資料5: ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level II/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009	資料6: NEI 12-06(Bes. 0) "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FELEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012	資料7: 核用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則の概要	資料8: 核用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及びその解釈	資料9: "日本の自然災害" 国会資料編纂會, 1988年	資料10: "確率的安全学", 日外アソシエーツ, 2010年1月	資料11: "日本灾害史典集 1868-2009", 日外アソシエーツ, 2010年9月	資料12: NEI 06-12-B-5.b Phase&3 Submittal Guideline, NEI, December 2006		
No.	事象	資料1	資料2	資料3	資料4	資料5	資料6	資料7	資料8	資料9	資料10	資料11	資料12																																																																																																																		
15	軍事施設からのミサイル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
16	サイト内行進の化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
17	ブランケットでの化学物質の放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
18	電磁的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
19	内部火災	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
20	内部溢水（他のユニットからの内部溢水）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
21	水中～への化学物質放出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																		
資料1: Specific Safety Guide No. SSG-3 "Development and Application of Level 1 Probabilistic Safety Assessment for Nuclear Power Plants", IAEA, April 2010																																																																																																																															
資料2: Safety Requirements No. NS-R-3 "Site Evaluation for Nuclear Installations", IAEA, November 2003																																																																																																																															
資料3: NUREG/CR-2300 "FRA PROCEDURES GUIDE", NRC, January 1983																																																																																																																															
資料4: NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events (IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities", NRC, June 1991																																																																																																																															
資料5: ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level II/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", February 2009																																																																																																																															
資料6: NEI 12-06(Bes. 0) "DIVERSE AND FLEXIBLE COPING STRATEGIES (FELEX) IMPLEMENTATION GUIDE", NEI, August 2012																																																																																																																															
資料7: 核用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基礎に関する規則の概要																																																																																																																															
資料8: 核用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則及びその解釈																																																																																																																															
資料9: "日本の自然災害" 国会資料編纂會, 1988年																																																																																																																															
資料10: "確率的安全学", 日外アソシエーツ, 2010年1月																																																																																																																															
資料11: "日本灾害史典集 1868-2009", 日外アソシエーツ, 2010年9月																																																																																																																															
資料12: NEI 06-12-B-5.b Phase&3 Submittal Guideline, NEI, December 2006																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(2) 設計上考慮すべき自然現象（地震及び津波を除く。）及び外部人為事象の選定</p> <p>(1)で網羅的に抽出した事象について、大飯発電所において設計上考慮すべき自然現象（地震及び津波を除く。）及び外部人為事象を選定するため、敷地の自然現象や敷地及び敷地周辺の状況を考慮し、海外での評価手法※を参考とした第1.3表の除外基準のいずれかに該当するものは除外して事象の選定を行った。</p> <p>第1.3表 考慮すべき事象の除外基準（参考1参照）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基準1</td><td>当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。</td></tr> <tr> <td>基準2</td><td>ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。</td></tr> <tr> <td>基準3</td><td>当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。</td></tr> <tr> <td>基準4</td><td>影響が他の事象に包含される。</td></tr> <tr> <td>基準5</td><td>発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。</td></tr> <tr> <td>基準6</td><td>外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。</td></tr> </tbody> </table> <p>※ ASME/ANS RA-Sa-2009 "Addenda to ASME/ANS RA-S-2008 Standard for Level 1/Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications"</p> <p>(3) 設計上考慮すべき想定される自然現象及び外部人為事象の選定結果</p> <p>(2)で検討した除外基準に基づき、大飯発電所において設計上考慮すべき想定される自然現象及び外部人為事象を選定した結果を第1.4表及び第1.5表に示す。</p> <p>第6条に該当する「設計基準において想定される自然現</p>	基準1	当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。	基準2	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。	基準3	当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。	基準4	影響が他の事象に包含される。	基準5	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。	基準6	外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。			
基準1	当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。														
基準2	ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。														
基準3	当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。														
基準4	影響が他の事象に包含される。														
基準5	発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。														
基準6	外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。														

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>象（地震及び津波を除く。）として、以下の12事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水</li> <li>・風（台風）</li> <li>・竜巻</li> <li>・凍結</li> <li>・降水</li> <li>・積雪</li> <li>・落雷</li> <li>・地滑り</li> <li>・火山の影響</li> <li>・生物学的事象</li> <li>・森林火災</li> <li>・高潮</li> </ul> <p>また、「設計基準において想定される外部人為事象」として、以下の7事象を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛来物（航空機落下）</li> <li>・ダムの崩壊</li> <li>・爆発</li> <li>・近隣工場等の火災</li> <li>・有毒ガス</li> <li>・船舶の衝突</li> <li>・電磁的障害</li> </ul>			

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
 別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

No.	事象①	選定基準②	選定基準③	選定基準④	選定基準⑤	選定基準⑥	結果	備考	
1	地震*						×	第四条(被災による施設の防災)*にて評価する。	
2	地震、地盤沈下、地割れ		✓	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性が低いが、地盤の脆弱性に係る影響があるため、「地震」(被災)の影響評価に包含される。	
3	地盤再起		✓	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性は極めて低いが、地盤の脆弱性に係る影響があるため、「地震」(被災)の影響評価に包含される。	
4	地滑り*						○	地盤条件を踏まえて「地盤」(被災)を強調象とする。	
5	地下水による地すべり		✓	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性が低いが、地盤の脆弱性に係る影響があるため、「地震」(被災)の影響評価に包含される。	
6	荒れ出		✓				×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性が低いが、地盤の脆弱性に係る影響があるため、「地震」(被災)の影響評価に包含される。	
7	山崩れ、崩壊		✓	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性が低いが、地盤の脆弱性に係る影響があるため、「地震」(被災)の影響評価に包含される。	
8	津波*						○	第五条(被災による施設の防災)*にて評価する。	
9	静電	✓		✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性が低いが、影響は浪費と同様と考えられるため、「静電」(被災)の影響評価に包含される。	
10	高潮						○	地盤条件を踏まえて「静電」(被災)の影響評価に包含される。	
11	波浪・潮流			✓			×	影響は浪費と同様と考えられるため、「潮波」(被災)の影響評価に包含される。	
12	海水面高(潮浪)			✓			×	影響は浪費と同様と考えられるため、「潮波」(被災)の影響評価に包含される。	
13	海水面低			✓			×	台風と同様の気象現象であるため、「風(台風)」の影響評価に包含される。	
14	ハリケーン			✓			×	注1: 体感のみの事象は、設置許可基準規則の体験割合に例示されている事象。 注2: 選定基準は以下の通り。 基準1: 「被災」が直接受ける影響を与えるほど接近した事象に限定しない。 基準2: ハード漂泊、構造変形等、事前にそのリスクを予知・検知する上でハーネードを構築できる。 基準3: 当原子力発電所の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響が同等以上はそれ以下、又は当該原子力発電所の安全性が損なわれることがない。 基準4: 影響が他の事象と比較して非常に広い。 基準5: 安全度が他の事象と比較して非常に広い。 基準6: 外部から衝撃による振動の力が他の事象と比較して非常に広い。 注3: 選定結果において「○」としている事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。 * : (送電用大型水素原子炉施設に関する安全設計審査指針)に記載の事象。	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第1.4表 設計基準において想定される自然現象の選定結果(2/4)			
No. 事象 <sup>1)</sup> 原因 <sup>2)</sup> 選定基準 <sup>3)</sup> 選定 <sup>4)</sup>	基準1 基準2 基準3 基準4 基準5 基準6 結果	基準1 基準2 基準3 基準4 基準5 基準6 結果	
15 地震 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。 発電所周辺には地盤が弱いため発生しない。 発電所周辺として圧力波による影響を考慮するため、「発電」の影響評価に包含される。	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
16 地震 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
17 秒震	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
18 植物的な気象	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
19 地震 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。	✓	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
20 地震 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
21 土石流	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
22 露天	✓	✓	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
23 災害 暴雨大風	✓	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
24 風雨火災	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
25 雷鳴 電撃から漏出する電荷がスズメバチの性状に由来するため、「地獄」の地盤特徴には影響評価に包含される。	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
26 雷鳴がスズメバチの性状に由来するこど、地盤特徴には水をヒートシングルとして冷却するなどから、安山岩の影響に影響を及ぼす可能性は低いことから除外する。	✓	×	○ 地盤特徴を踏まえ評価対象とする。
27 高温	✓	×	
28 長期、漸減 長期的・漸減的に影響評価に影響を及ぼす事象は該当する事象。	○ 注1) 伸縮の事象は、影響評価を踏まえ評価対象に該当する事象。 注2) 通常事象以外の事象は該当する事象。		
	基準1：当該地区はIPDにより、 基礎2：当該地区で施設に影響を及ぼすほど優先した順位に発生しない。 基礎3：ハザード判別、構造の選定上、考慮されたこととハザードと呼ぶ事象等への影響度が同程度しくそれはそれなり。 基礎4：影響が他の事象との合意される。 基礎5：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。 基礎6：外部からの影響による影響の合意と比較して非常に低い。 注3) 選定基準において「○」としている事象は、認可基準固有の事象で考慮する事象、「×」としている事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。 ＊：「審査用紙」で示す事象に対する安全設計審査箇所」に記載の事象。		

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	事象 <sup>1)</sup>	選定基準 <sup>2)</sup>	選定基準 <sup>3)</sup>	選定基準 <sup>4)</sup>	選定基準 <sup>5)</sup>	選定基準 <sup>6)</sup>	結果	備考	相違理由
29	蒸気	✓	✓	✓	✓	✓	×	影響は施設と同じと考えられるため、「施設」の影響評価に包含される。	
30	水素		✓	✓	✓	✓	×	影響は施設と同じと考えられるため、「施設」の影響評価に包含される。	
31	米塵			✓	✓	✓	×	影響は施設と同じと考えられるため、「施設」の影響評価に包含される。	
32	無水氷			✓			×	技術的根拠を講じることができるため、安全機能を損なうおそれはない。	
33	伝水温	✓					×	取水原（海水）が運転することはないことから除外する。なお、取水原の機能に影響するこことはない。	
34	干ばつ			✓			×	水原は施設であり、干ばつの影響を受けるない。	
35	震	■	■	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性があるため、ことから除外する。	
36	震 もや	■	■	✓			×	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性があるため、ことから除外する。	
37	火山の影響					✓	○	火山噴火による災害に対する防護対策をするため、「火山の影響」の評価に包含される。なお、発射物飛出で火山噴火がなため、熱源の影響はない。	
38	熱島					✓	×	地域熱を除き、主として評価対象とする。	
39	相間*						○	周辺の相場から、隣接施設以上の影響がある場合は発生しないことから除外する。	
40	雷鳴		✓				×	地域熱を除き、主として評価対象とする。	
41	生物学的事象						○	安全施設の機能性に影響を及ぼす可能性があるが、動植物を生物学的事象として考慮するため、「生物学的事象」の影響評価に包含される。	
42	動物						×	同上。	
43	地雷						×	周辺の相場は選定十分管理が困難なことから除外する。	

注1：外因2の事象は、設備許可基準則の基幹事象に開示されている事象に該当する事象。

注2：海面基準以下の25m。

注3：当該施設が施設として影響を与えるなど施設した場所に発生しない。

注4：当該施設が施設として影響を与えることによりデータを取得できる。

注5：影響が他の事象と比較して設備等への影響度が低等者してそれはそれは下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。

注6：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。

注7：外因から影響による他の防護とは別の事象により防護が実施している。又は故意の人為事象外からの影響による防護が止の対象外の事象にある。

注8：選定結果において「〇」としている事象は、設置河川基準規範の本文で考慮する事象。「×」とされている事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。

\*：「東電用海水原水原子炉施設に関する安全設備指針」に記載の事象。

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
 別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

No.	事象 <sup>1)</sup>	選定基準 <sup>2)</sup>	選定基準 <sup>3)</sup>	選定基準 <sup>4)</sup>	選定基準 <sup>5)</sup>	選定基準 <sup>6)</sup>	備考	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
44	隕石	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×	×
45	土壤の侵食・崩壊（浸透化促進）	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×	×
46	雨川混食	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×	×
47	地下水による混食	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
48	カースト堆積地	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
49	被覆しきばりの水位低下	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
50	被覆しきばりの水位上昇	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
51	水中の有機物	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
52	太陽フレア・磁気嵐	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×
53	河川の氾濫・氾濫	✓	✓	✓	✓	✓	×	×	×	×	×

注1) 件頭の事象は、既設容合基準規範の構成要件に開示されている事象を該当する事象。  
 注2) 選定基準1～6)のとおり。  
 基準1) 当該炉内が施設外へ漏洩した場合に生じしだい。  
 基準2) ハザード簡便評価をもとにした炉外への漏洩を防ぐことでハザードを低減できる。  
 基準3) 当該原水や廃水の設計上、考慮された事項とは比較して設備等への影響度が同等しくはそれ以下。又は当該原水や廃水の安全性が損なわれるこがない。  
 基準4) 影響が他の事象と併合される。  
 基準5) 外部からの衝撃による機器の効果止と別の事象による評価を実施している。又は施設の外への漏洩による機器等外からの影響による機器の効果止の対象外の事象である。  
 注3) 「選定基準における事象」は、設備等の基準規範の基で考慮する事象、「○」としている事象は、先述する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。  
 \* : 「選定基準における事象」を該当する事象に記載する。

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

No.	事象①	標準基準	標準1	標準2	標準3	標準4	標準5	標準6	測定③	備考	
1	人工衛星の落下								×	安全部設置の障壁に影響を及ぼす人工衛星の落下実験は、幅広範囲の事象であることから除外する。（参考2参照）	
2	機械物（航空機器等）								○	地盤特性を踏まえて評価対象とする。ここでは航空機器のみを評価する。	
3	工場施設等は軍事施設等（爆発、化学物質放出）	✓							×	基幹施設は近隣にはないことをより安全施設に影響を及ぼすような工場施設や軍事施設は近隣にはないことをより除外する。	
4	化火・ブリーフン事故（爆発、化学物質）	✓							×	危険度周辺にハイリスクではないことをより除外する。	
5	自動車又は船舶の爆発			✓					×	影響は爆発と同じと考えられるため、「爆発」による影響詳細に包含される。	
6	開削工事（底山事故）、土木建設現場				✓				×	施設内での開削はガス爆発が管理されている。また、施設外での施設は開削は確保されており、プラントに影響を与えないことから除外する。	
7	船舶の衝突								○	地盤特性を踏まえて評価対象とする。	
8	船舶事故（固体液体積出）								×	重複避難事故を船舶の衝突として考慮するため、「船舶」による影響詳細に包含される。	
9	交通事故（化学物質積出含む）								×	影響は爆発又は堆積ガスと同じと考えられるため、「爆発」又は「堆積ガス」の影響詳細に包含される。	
10	タービンミサイル（他のユニットから発生する）								✓	「他の」の影響原図に包含される。	
	注1：各事象の事象は、設置許可基準規則の最終第6章に示例されたる事象に該当する事象。										
	注2：新規基準は以下のとおり。 基準：当該施設に設備を導入した場所に着目しない。 基準：当該施設にそのリックを予加し、検討することとハーグードを用意できる。 基準：ハーグード遮隔・距離が遙く、事前に考慮したこととハーグードへの影響度が同等以下。又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。										
	基準：当該原子炉施設の上部、考慮された事象とは較めて影響等への影響度が同等以下。										
	基準：影響等他の事象に較べて影響が低い。										
	基準：発生度が他の事象と比較して影響する事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。										
	注3：新規基準において「○」としている事象は、設置許可基準規則第6章の本文で考慮する事象。「×」としている事象は、発生する可能性を検討した結果、考慮する必要がないと判断した事象。										
	*：「発電用軽水型原子炉施設に關する安全設備方針」に記載の事象。										
大飯発電所3／4号炉											
女川原子力発電所2号炉											
泊発電所3号炉											
相違理由											

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
 別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

No.	事象①	選定基準②	選定基準③	選定基準④	選定基準⑤	選定基準⑥	備考	大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
11	有毒ガス						○ 地域特性を踏まえて評価が象徴とする。				
12	ダムの崩壊*						○ 地域特性を踏まえて評価が象徴とする。				
13	爆発*（プラント外での爆発）						○ 地域特性を踏まえて評価が象徴とする。				
14	火災（近隣工場等の火災）						○ 地域特性を踏まえて評価が象徴とする。				
15	軍事施設からのミサイル						○ 故意の人為事象であることから除外する。				
16	サイト内行動の化学物質流出	✓					× 化学薬品は適切に管理しているが、仮に放出した場合でも通常等による影響評価にて評価する。				
17	プラント外での化学物質流出			✓			× 品の転倒防止が図られていることから除外する。				
18	電磁的妨害						× 影響は有毒ガスと同じと考へられるため、「有毒ガス」の影響評価にて評価される。				
19	内部火災						○ 地域特性を踏まえて評価が象徴とする。				
20	内部漏水・他のユニットからの内部漏水						× 第八条（漏水による損傷の防止等）にて評価する。				
21	水中への化粧品質が出	✓					× 第九条（漏水による損傷の防止等）にて評価する。				
							※箇所周辺には化学プラントは立地していないことから除外する。				

注1：柱標みの事象は、設置許可基準版則の解釈範囲の条に示されている事象に該当する事象。

注2：漏字基準は以下のとおり。

基準1：当該原子炉が誤認によるほど接近した場所に発生しない。

基準2：ハザード版・騒音版が遅く、事前にこのリスクを予知・検知することでハザードを解消できる。

基準3：当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響が同程度がそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。

基準4：影響が他の事象に包含される。

基準5：発生頻度の事象と比較して非常に低い。

基準6：外部からの事象による損傷の防止としては別の余裕により評価を実施している。又は故意の人為事象等外部からの影響による指標の防止の対象外の事象である。

\*：「発電用海水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」に記載の事象

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;参考1&gt;</p> <p><b>基準1：当該原子炉施設に影響を与えるほど接近した場所に発生しない。</b></p> <p>発電所の立地点の自然環境は一様ではなく、発生する自然現象は地域性があるため、発電所立地点において明らかに起こり得ない事象は対象外とする。</p> <p><b>基準2：ハザード進展・襲来が遅く、事前にそのリスクを予知・検知することでハザードを排除できる。</b></p> <p>事象発生時の発電所への影響の進展が緩慢であって、影響の緩和又は排除の対策が容易に講じることができる事象は対象外とする。例えば、発電所で海岸の浸食の事象が発生しても、進展が遅いため補強工事等により侵食を食い止めることができる。</p> <p><b>基準3：当該原子炉施設の設計上、考慮された事象と比較して設備等への影響度が同等若しくはそれ以下、又は当該原子炉施設の安全性が損なわれることがない。</b></p> <p>事象が発生しても、プラントへの影響が極めて限定的で炉心損傷事故のような重大な事故には繋がらない事象は対象外とする。例えば、外気温が上昇しても、屋外設備でも機能喪失に至る可能性は小さく、また、冷却海水の温度が直ちに上昇しないことから冷房は維持できるので、影響は限定的である。</p> <p><b>基準4：影響が他の事象に包絡される。</b></p> <p>プラントに対する影響が同様とみなせる事象については、相対的に影響が大きいと判断される事象に包含して合理的に検討する。例えば、地滑り、山崩れ、崖崩れ等は程度の差はある同じ影響を与える事象であるので、まとめて検討できる。</p> <p><b>基準5：発生頻度が他の事象と比較して非常に低い。</b></p> <p>タービンミサイル、航空機落下の評価では発生頻度が低い事象 (<math>10^{-7}</math> /年) 以下) は考慮すべき事象の対象外としており、同様に発生頻度がごく稀な事象は対象外とする。</p>			

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>基準6：外部から衝撃による損傷の防止とは別の条項により評価を実施している。又は故意の人為事象等の外部からの衝撃による損傷の防止の対象外の事項である。</p> <p>第4条（地震による損傷の防止）、第5条（津波による損傷の防止）、第8条（火災による損傷の防止）等の別の条項により評価を実施するもの、又は、故意の人為事象等の外部からの衝撃による損傷の防止に該当しないものについては対象外とする。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>&lt;参考2&gt;</p> <p>NUREG-1407 "Procedural and Submittal Guidance for the Individual Plant Examination of External Events(IPEEE) for Severe Accident Vulnerabilities"によると、隕石や人工衛星については、衝突の確率が <math>10^{-9}</math> 以下と非常に小さいため、起因事象頻度は低く IPEEE の評価対象から除外する旨が記載されている。なお、本記載の基になった NUREG/CR-5042,Supplement2 によると、1 ポンド以上の隕石の年間落下数と地表の一定面積に落下する確率を面積比で概算した結果、100 ポンド以上の隕石が 10,000 平方フィートに落下する確率は <math>7 \times 10^{-10}/\text{炉年}</math>、100,000 平方フィートに落下する確率は <math>6 \times 10^{-9}/\text{炉年}</math>、隕石落下による津波の確率は <math>9 \times 10^{-10}/\text{炉年}</math> と評価されている。</p> <p>その他、IAEA の SAFETY STANDARDS SERIES No.NSR-1,"Safety of Nuclear Power Plants: Design"では、想定起因事象で考慮しないものとして、自然又は人為の事象であって、極めて起こりにくいもの（隕石や人工衛星の落下）を挙げている。</p> <p>なお、隕石が大飯発電所に衝突する確率については、概略計算で以下のとおり見積もられる。</p> <p>地球近傍の天体が地球に衝突する確率及び衝突した際の被害状況を表す尺度として、トリノスケールがあるが、2012 年現在において、NASA は、今後 100 年間に衝突が起こる可能性のある天体について、このトリノスケールのレベル 1 を超えるものはないとしている。このレベル 1 の小惑星として“2007 VK184”が挙げられているが、当該惑星の衝突確率は「1750 分の 1」である。そこで、隕石が地球に落ちて地上に当たる確率を <math>1/1750</math> とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球の表面積 : <math>510,072,000 [\text{km}^2]</math></li> <li>・ 大飯発電所の敷地面積 : <math>1.75 [\text{km}^2]</math></li> </ul> <p>であることから、隕石が大飯発電所の敷地内に衝突する確率は概算で以下のとおりとなる。</p> $1/1750 \times (1.75/510,072,000) = 1.96 \times 10^{-12}$ <p>人工衛星が落下した場合については、衛星の大部分が大気圏で燃え尽き、一部破片が落下する可能があるものの原子炉施設に影響を与えることはないものと考えられる。</p>			

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付-3 凍結が原子炉施設へ与える影響について	補足1-1 凍結事象に対する事故シーケンス抽出	補足1-1 凍結事象に対する事故シーケンス抽出	【大飯】 ・泊の構成に合わせて大飯の添付-2～7の記載順序を入れ替えている
1. 起因事象の特定 (1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出  凍結事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。 ① 屋外タンク及び配管内流体の「凍結」 ② ヒートシンク（海水）の「凍結」 ③ 「着氷」による送電変電設備の相間短絡  (2) 評価対象施設、シナリオの選定     (1)項目で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。	1. 起因事象の特定 (1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出  低温事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。 ① 屋外タンク及び配管内流体の凍結 ② ヒートシンク（海水）の凍結 ③ 着氷による送電線の相間短絡  (2) 評価対象設備の選定     (1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。 具体的には、以下に示す屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。  ① 屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機等の燃料移送系（以下「軽油タンク等」という。）	1. 起因事象の特定 (1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出  低温事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。 ①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ②ヒートシンク（海水）の凍結 ③着氷による送電線の相間短絡  (2) 評価対象設備の選定     (1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。 具体的には、以下に示す屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。  ①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油貯油槽からサービスタンクまでの配管及び弁（以下「燃料油貯油槽等」という。）	【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は補足1-1～1-6において、「(2)評価対象設備の選定」と「(3)起因事象になり得るシナリオの選定」を分けて実施している (以下、相違理由説明を省略)
			【女川】 ■設備名称の相違 ・軽油タンク⇒ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・非常用ディーゼル発電機等

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 屋外タンク及び配管内流体の「凍結」 ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの重油凍結</p> <p>低温によって燃料油貯蔵タンク及び重油タンク内の重油が凍結するとともに、以下③に示す外部電源喪失が発生している状況においては、ディーゼル発電機の燃料枯渋により、全交流動力電源喪失に至る。</p>	<p>② ヒートシンク（海水）の凍結 ・取水設備（海水）</p> <p>③ 着氷による送電線の相間短絡 ・送電線</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定 (1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・軽油タンク等の凍結</p> <p>低温によって軽油タンク等の軽油が凍結するとともに、以下③に示す外部電源喪失が発生している状況下においては、非常用ディーゼル発電機等の燃料ディタンクの燃料枯渋により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</p>	<p>②ヒートシンク（海水）の凍結 ・取水設備（海水）</p> <p>③着氷による送電線の相間短絡 ・送電線</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定 (1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・燃料油貯蔵油槽等の凍結</p> <p>低温によって燃料油貯蔵油槽等の軽油が凍結した場合に、ディーゼル発電機設備が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に③の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</p>	<p>の燃料移送系⇒ディーゼル発電機燃料油貯油槽からサビタンクまでの配管及び弁 ・軽油タンク等⇒燃料油貯油槽等 (以下、相違理由説明を省略) ■【女川】 ■設計の相違 ・泊は機能喪失により起因事象となりうるタンク類は屋内に設置されている (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】 ■設備名称の相違 ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンク⇒燃料油貯油槽等 (以下、相違理由説明を省略) ■【女川】 ■評価方針の相違 ・泊は外部電源喪失後の非常用所内交流電源喪失による全交流動力電源喪失については事故シーケンスとしており、起因事象として扱って</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復水貯蔵タンク等の凍結 低温によって復水貯蔵タンク等の保有水が凍結した場合、復水補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ</li> </ul> <p>②ヒートシンク（海水）の「凍結」 大飯発電所においては、河川／湖を冷却水源としておらず、大飯発電所の海水が凍結することは起こりえないと判断されるため、本損傷・機能喪失モードは考慮しない。</p> <p>③「着氷」による送電変電設備の相間短絡 送電線や碍子への着氷によって、相間短絡を起こし、外部電源喪失する。</p> <p>④起因事象の特定 (2)項で選定した各シナリオについて、想定を超える凍結事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>①屋外タンク及び配管内流体の「凍結」 ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの重油凍結 燃料油貯蔵タンク及び重油タンク内等の重油が凍結に至る温度は十分低く、また、凍結事象については事前の予測が十分に可能であり、温度管理が可能であることから、凍結事象による燃料油貯蔵タンク及び重油タンク等の凍結事象の発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスとはならない。</p>		<p>いらない (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】 ■設計の相違 ・泊はディーゼル発電機の燃料として軽油を使用している</p>
	<p>②ヒートシンク（海水）の凍結 低温によって女川原子力発電所周辺の海水が凍結することは起こり得ないと考えられるため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。</p> <p>③着氷による送電線の相間短絡 ・送電線の地絡、短絡 送電線や碍子へ着氷することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>④起因事象の特定 (3)で選定した各シナリオについて、想定を超える凍結事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・軽油タンク等の凍結 燃料移送系が凍結するような低温事象は、事前に予測が可能であり、燃料移送系の循環運転等による凍結防止対策が可能であることから、燃料移送系が凍結する可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>②ヒートシンク（海水）の凍結 低温によって泊発電所周辺の海水が凍結することは起こり得ないと考えられるため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。</p> <p>③着氷による送電線の相間短絡 ・送電線の地絡、短絡 送電線や碍子へ着氷することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>④起因事象の特定 (3)で選定した各シナリオについて、想定を超える凍結事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>①屋外タンク及び配管内流体の凍結 ・燃料油貯油槽等の凍結 ディーゼル発電機の燃料として使用している軽油は低温時の使用環境を考慮した油種としており、また、燃料油貯油槽等は地中に埋設されていることから、燃料油貯油槽等が凍結する可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>【女川】【大飯】 ■設計の相違 ・泊は凍結防止対策として、軽油の凍結対策および設備設計の考慮が施されている</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② ヒートシンク（海水）の「凍結」            ①(2)に記載のとおり、本損傷・機能喪失モードは考慮しないため、想定するシナリオはない。</p> <p>③ 「着氷」による送電変電設備の相間短絡            設計基準を超える低温事象に対しては発生を否定できないため、送電変電設備の損傷に伴う外部電源喪失については考慮すべきシナリオとして選定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定            上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。            ・外部送電系の機能喪失による外部電源喪失            上記シナリオは、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。            以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、外部電源喪失のみであり、凍結事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断する。</p>	<p>・復水貯蔵タンク等の凍結            復水貯蔵タンクの保有水が凍結するような低温事象は、事前に予測が可能であり、復水貯蔵タンク等の循環運転等による凍結防止対策が可能であることから、保有水が凍結する可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p> <p>②ヒートシンク（海水）の凍結            (3)②のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>③着氷による送電線の相間短絡            送電線の地絡、短絡            着氷に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える低温事象に対しては発生を否定できず、送電線の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定            1.にて設計基準を超える低温事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、凍結を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>②ヒートシンク（海水）の凍結            (3)②のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>③着氷による送電線の相間短絡            送電線の地絡、短絡            着氷に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える低温事象に対しては発生を否定できず、送電線の相間短絡による外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定            1. にて設計基準を超える低温事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、凍結を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>【女川】            ■記載表現の相違            ・泊は(3)③と記載を統一している</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 4 積雪が原子炉施設へ与える影響について</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>積雪事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>② 「積雪荷重」による建屋天井や屋外設備に対する荷重</p> <p>③ 「着雪」による送電変電設備の機能阻害</p> <p>① 「多積雪」によるディーゼル発電機の吸排気口、海水ポンプモータ冷却口の閉塞</p> <p>(2) 評価対象施設、シナリオの選定</p> <p>(1) 項で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。</p>	<p>補足 1-2</p> <p>積雪事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>積雪事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重</p> <p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <p>④ 積雪によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面し</p>	<p>補足 1-2</p> <p>積雪事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>積雪事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例や国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する積雪荷重</p> <p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <p>④ 積雪によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面し</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の構成に合わせて大飯の記載順序を入れ替えている（以下、相違理由説明を省略）</li> </ul> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は建屋において積雪荷重がかかる箇所として、各建屋の屋上という表現で統一している</li> </ul> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p> <p>【女川】 【大飯】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は建屋において積雪荷重がかかる箇所として、各建屋の屋上という表現で統一している</li> </ul> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価方針の相違</li> <li>女川実績の反映</li> <li>泊はアクセス性や作業性の悪化による影響を評価している</li> </ul> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>た設備含む）の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重 &lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）</li> <li>・制御建屋</li> </ul> <p>・タービン建屋</p> <p>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所、変圧器）</p> <p>・軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機等の燃料移送系（以下「軽油タンク等」という。）</p> <p>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器（排気消音器等）</p> <p>・復水貯蔵タンク</p> <p>・原子炉補機冷却海水系</p> <p>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</p> <p>・タービン補機冷却海水系</p>	<p>た設備含む。）の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>①建屋屋上や屋外設備に対する積雪荷重 &lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> </ul> <p>・タービン建屋</p> <p>・ディーゼル発電機建屋</p> <p>・循環水ポンプ建屋</p> <p>・電気建屋</p> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び付属配管（以下「燃料油貯油槽等」という。）</li> <li>・ディーゼル発電機の付属機器（排気消音器等）</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器</li> <li>・主蒸気安全弁排気管</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管</li> </ul>	<p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は選定した評価対象設備を記載している (以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御建屋⇒原子炉補助建屋 (以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪の影響を受ける建屋が異なる (以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・66kV開閉所⇒66kV開閉所（後備用） (以下、相違理由説明を省略)</li> <li>・軽油タンク⇒ディーゼル発電機燃料油貯油槽 (以下、相違理由説明を省略)</li> <li>・燃料移送系⇒付属配管 (以下、相違理由説明を省略)</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等⇒ディーゼル発電機 (以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪の影響を受ける機器が異なる</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 「積雪荷重」による建屋天井や屋外設備に対する荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋崩落</li> </ul>	<p>・循環水系</p> <p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電線</li> </ul> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器（給気口、吸気口）</li> <li>・中央制御室換気空調系（給気口）</li> <li>・計測制御電源室換気空調系（給気口）</li> <li>・原子炉補機冷却海水系（モータ）</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系（モータ）</li> <li>・タービン補機冷却海水系（モータ）</li> <li>・循環水系（モータ）</li> </ul> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> </ul>	<p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・送電線</li> </ul> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器（給気口、吸気口）</li> <li>・原子炉建屋給気ガラリ（外気取入口）</li> <li>・主蒸気管室給気ガラリ（外気取入口）</li> </ul> <p>④ 積雪によるアクセス性や作業性の悪化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— (アセスルート)</li> </ul> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する積雪荷重</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> </ul> <p>原子炉建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している燃料取替用水ピットが物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p>	<p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は(1)で抽出した各建屋・機能喪失モードに対し、評価対象設備が無い場合には、「—」として記載している</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は屋上が崩落した場合に影響を受ける設備等が建屋の最上階に設置されているとは限らないため、「その直下に」という表現で統一している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉建屋の天井が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している原子炉補機冷却水系のサージタンクが物理的に損傷し、機能喪失することで、原子炉補機冷却水系が喪失し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</p> <p>原子炉建屋附属棟屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している燃料ディタンクが全数機能喪失した場合で、かつ外部電源喪失に至つているとすると、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>原子炉建屋付属棟屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している原子炉建屋排気隔壁の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>制御建屋</p> <p>制御建屋の天井が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置している中央制御室が物理的又は積雪（雪融け水含む）の影響により機能喪失し、計測・制御系機能喪失に至るシナリオ。その後、中央制御室の下階に位置している直流電源設備が内部溢水により機能喪失に至るシナリオ</p>	<p>原子炉建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している原子炉補機冷却水サージタンクが物理的に損傷し、機能喪失することで、「原子炉補機冷却機能喪失」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している主蒸気管等が物理的に損傷し、機能喪失することで、「2次冷却系の破断」又は「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置しているアニュラス空気浄化設備が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している空調用冷水膨張タンクが物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉補助建屋</p> <p>原子炉補助建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している中央制御室が物理的又は積雪（雪融け水含む）の影響により機能喪失し、「複数の信号系損傷」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉補助建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している中央制御室空調装置</p>	<p>【女川】</p> <p>■個別評価による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設構造が異なることにより機能喪失によるシナリオも異なる</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却水系のサージタンク ⇌ 原子炉補機冷却水サージタンク</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終ヒートシンク喪失 ⇌ 原子炉補機冷却機能喪失</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>・泊の構成に合わせて女川の制御建屋とタービン建屋の記載順序を入れ替えている</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>荷重により建屋が崩落した場合に、建屋に設置している機器等に影響が及ぶ。本評価においては、タービン建屋を考慮し、地震P R Aの検討を踏まえ、外部電源喪失事象、2次冷却系の破断事象及び主給水流量喪失事象を考慮する。</p>	<p>・タービン建屋</p> <p>タービン建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置しているタービンや発電機に影響が及び「非隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>タービン建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、建屋最上階に設置しているタービン補機冷却水サージタンクに影響が及び「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p>	<p>安全補機開閉器室空調装置、蓄電池室空調装置、<b>補助建屋空調装置</b>又は試料採取室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>・ディーゼル発電機建屋</p> <p>ディーゼル発電機建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置しているディーゼル発電機が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</p> <p>・タービン建屋</p> <p>タービン建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置しているタービンや発電機が物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」に至るシナリオ。</p> <p>タービン建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に、その直下に設置している給水設備が物理的に損傷し、機能喪失することで、「主給水流量喪失」に至るシナリオ。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は設備が損傷し機能喪失するものに対し、「物理的に損傷し、機能喪失する」で表現を統一している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン建屋屋上の崩落によりタービンや発電機が損傷した場合、負荷の喪失に至ることが考えられることから、泊は過渡事象に至るシナリオを選定している</li> <li>タービン建屋屋上が崩落しても外部電源喪失には至らないものと考えられることから、泊は外部電源喪失に至るシナリオとして選定しない</li> <li>タービン建屋屋上の崩落により建屋内の主給水管や主蒸気管が損傷しても、原子炉建屋内の隔離弁により隔離</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, <b>66kV 開閉所</b>, 変圧器)</li>   <li>275kV 開閉所<b>屋上</b>, <b>66kV 開閉所</b>, 変圧器が積雪荷重により崩落し, 外部電源系に影響が及び「外部電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>軽油タンク等</b> 軽油タンク室頂版が積雪荷重により崩落した場合に, 軽油タンク機能喪失に至り, ②に示す外部電源喪失が発生している状況下においては, 非常用ディーゼル発電機等の燃料ディタンクの燃料枯渇により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>非常用ディーゼル発電機等の付属機器</b> 積雪荷重により非常用ディーゼル発電機等の付属機器が損傷した場合, 非常用ディーゼル発電機等の機能喪失, 仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合, 「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>復水貯蔵タンク</b> 復水貯蔵タンク天板が積雪荷重により崩落し, 保有水が喪失した場合, 復水補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水ポンプ建屋 循環水ポンプ建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に, その直下に設置している循環水ポンプが物理的に損傷し, 機能喪失することで, 復水設備が機能喪失し, 「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・電気建屋 電気建屋屋上が積雪荷重により崩落した場合に, その直下に設置している2次系設備や電気系設備の制御盤が物理的に損傷し, 機能喪失することで, 「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, <b>66kV 開閉所</b> (後備用), 変圧器)</li> <li>275kV 開閉所, <b>66kV 開閉所</b> (後備用), 変圧器が積雪荷重により物理的に損傷し, 機能喪失することで, 「外部電源喪失」に至るシナリオ。</li> <li>・<b>燃料油貯油槽等</b> 燃料油貯油槽タンク室の頂版が積雪荷重により崩落し, その直下に設置している燃料油貯油槽等が損傷した場合, ディーゼル発電機が機能喪失することで, 「手動停止」に至るシナリオ。仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合, 「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>・<b>ディーゼル発電機の付属機器</b> 積雪荷重によりディーゼル発電機の付属機器が損傷した場合, ディーゼル発電機が機能喪失することで, 「手動停止」に至るシナリオ。仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合, 「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>・<b>主蒸気逃がし弁消音器</b> 積雪荷重により主蒸気逃がし弁消音器が損傷した場合, 主蒸気逃がし弁が機能喪失することで, 「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul>	<p>できることから, 泊は2次冷却系の破断に至るシナリオとして選定しない</p> <p><b>【女川】</b> ・泊の構成に合わせて女川の外部電源系と軽油タンク等の記載順序を入れ替えている</p> <p><b>【女川】</b> ■設備名称の相違 ・軽油タンク室⇒燃料貯油槽タンク室 (以下, 相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「着雪」による送変電設備の機能阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部送電系の機能喪失（着雪による絶縁不良、倒木による送電機能阻害） 送電線や碍子への着雪又は、積雪荷重による倒木によって、送電線が短絡し外部電源が喪失する。</li> <li>「多積雪」によるディーゼル発電機の吸排気口、海水ポンプモータ冷却口の閉塞           <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル発電機の吸排気口の閉塞 ディーゼル発電機の吸排気口閉塞により、結果、ディーゼル発電機の機能が喪失する。ディーゼル発電機の吸排気口が閉塞により機能喪失した場合、同時に下記③の外部電源喪失の発生を想定すると、全交流動力電源喪失に至る。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉補機冷却海水系 積雪荷重により原子炉補機冷却海水ポンプが損傷した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</li> <li>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系 積雪荷重により高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>タービン補機冷却海水系 積雪荷重によりタービン補機冷却海水系ポンプが損傷した場合、タービン補機冷却海水系の機能喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</li> <li>循環水系 積雪荷重により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</li> </ul> <p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <p>送電線や碍子へ雪が着雪することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機等の付属機器の閉塞 積雪により非常用ディーゼル発電機等の給気口、吸気口が閉塞した場合、非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>中央制御室換気空調系の給気口の閉塞 中央制御室換気空調系の給気口は、地面より約15mに設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。</li> <li>計測制御電源室換気空調系の給気口の閉塞 計測制御電源室換気空調系の給気口は、地面より約15mに設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主蒸気安全弁排気管 積雪荷重により主蒸気安全弁排気管が損傷した場合、主蒸気安全弁が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>タービン動補助給水ポンプ排気管 積雪荷重によりタービン動補助給水ポンプ排気管が損傷した場合、タービン動補助給水ポンプが機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul> <p>② 着雪による送電線の相間短絡</p> <p>送電線や碍子へ着雪することによって相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ。</p> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル発電機の付属機器の閉塞 積雪によりディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞した場合、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に②の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>原子炉建屋給気ガラリの外気取入口の閉塞 積雪により原子炉建屋給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合、制御用空気圧縮機室換気装置、電動補助給水ポンプ室換気装置及びディーゼル発電機室換気装置が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>補助建屋給気ガラリの外気取入口の閉塞 補助建屋給気ガラリの外気取入口は、地面より約</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・海水ポンプモータの冷却口閉塞 積雪により、海水ポンプモータの冷却口が閉塞するため、ポンプトリップし、原子炉補機冷却機能が喪失する。</p> <p>(3) 起因事象の特定 (2)項で選定した各シナリオについて、想定を超える積雪事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>(2) 「積雪荷重」による建屋天井や屋外設備に対する荷重・建屋崩落 積雪荷重が各建屋天井の許容荷重を上回った場合には、(2)項で選定したシナリオが発生する可能性はあるものの、タービン建屋の損傷による事故シーケンス</p>	<p>・海水ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞 積雪により原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ タービン補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、タービン補機冷却海水系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ 循環水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>④ 積雪によるアクセス性や作業性の悪化 積雪により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響を及ぼす可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外での現場対応はなく、仮にアクセス性や屋外の作業性へ影響が及んだ場合であっても構内の道路又はアクセスルートについては、除雪を行うことから問題はない。 そのため①～③項の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要になるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定 (3)で選定した各シナリオについて、想定を超える積雪事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する積雪荷重 積雪事象が各建屋天井や屋外設備の許容荷重を上回った場合には、(3)にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋天井の崩落や屋外設備が損傷</p>	<p>13mに設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。 ・主蒸気管室給気ガラリの外気取入口の閉塞 積雪により主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合、タービン動補助給水ポンプ室換気装置及び主蒸気管室換気装置が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>④ 積雪によるアクセス性や作業性の悪化 積雪により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響を及ぼす可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外での現場対応はなく、仮にアクセス性や屋外の作業性へ影響が及んだ場合であっても構内の道路又はアクセスルートについては、除雪を行うことから問題はない。 そのため①～③の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要になるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定 (3)で選定した各シナリオについて、想定を超える積雪事象に対しての裕度評価(起因事象発生可能性評価)を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する積雪荷重 積雪事象が各建屋屋上や屋外設備の許容荷重を上回った場合には、(3)にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋屋上の崩落や屋外設備が損傷</p>	<p>【大飯】 ■設計の相違 ・泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されており、積雪の影響は受けない</p> <p>【大飯】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>については地震PRAにおいても考慮していることから追加のシナリオではない。</p> <p>なお、タービン建屋以外の天井が崩落するような積雪事象は第4.2表に示すとおり、年超過確率 <math>10^{-7}</math>（／年）より十分に小さいこと及び、積雪事象の進展速度が遅く発生可能性は非常に小さいことから、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループとはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断する。</p>	<p>するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。</p>	<p>するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。</p>	<p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・大飯はタービン建屋の損傷に伴い起因事象が発生した場合であっても、実施済みのPRAで考慮済みであるため起因事象として特定していない</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は本項において起因事象の特定を行うため、「特定」で表現を統一している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・大飯はタービン建屋以外の建屋については、年超過確率の観点で評価対象から除外している</li> </ul>
<p>③ 「着雪」による送電変電設備の機能阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部送電系の機能喪失（着雪による絶縁不良、倒木による送電機能阻害）</li> </ul>	<p>② 着雪による送電線の相間短絡</p>	<p>② 着雪による送電線の相間短絡</p>	

第4.2表 各建屋の積雪荷重と年超過頻度の比較

建屋	許容堆積荷重(N/m <sup>2</sup> )	堆積荷重(N/m <sup>2</sup> )	結果
原子炉格納容器	17,700		
原子炉周辺建屋	7,775	7,110 : 1E-7／年 (4,410 : 1E-4／年)	堆積荷重に対し て余裕がある
制御建屋	10,500		
廃棄物処理建屋	10,765		

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>着雪及び倒木に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える積雪事象に対して発生を否定できないため、送変電設備の損傷に伴う外部電源喪失については考慮すべきシナリオとして選定する。</p> <p>① 「多積雪」によるディーゼル発電機の吸排気口、海水ポンプモータ冷却口の閉塞 第4.1表にディーゼル発電機の吸排気口及び海水ポンプモータの冷却口の高さと積雪高さの比較を示す。</p> <p>・ディーゼル発電機の吸排気口の閉塞 ディーゼル発電機吸排気口閉塞によりディーゼル発電設備が機能喪失に至り、かつ同時に外部電源喪失に至ることを想定した場合、全交流動力電源喪失に至ることになるが、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAでも考慮しており、追加のシナリオではない。</p> <p>なお、ディーゼル発電機吸排気口（吸排気口高さ：GL 約16m）が閉塞にいたる積雪深さは、年超過確率10<sup>-7</sup>（/年）より大幅に小さくなること、また事前の予測が十分に可能であることから、吸排気口への付着、堆積についても除雪管理が可能であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループの要因とはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断する。</p> <p>また、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクへの影響について、それぞれ地上面から約5.8mと約4.0mの位置にペント管の開口部があるが、影響を及ぼす積雪深</p>	<p>着雪に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える積雪事象に対しては発生を否定できず、送電線の着雪による短絡を想定した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として選定する。</p> <p>③ 給気口等の閉塞</p> <p>積雪事象により非常用ディーゼル発電機等の給気口、吸気口が閉塞した場合には、(3)にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、非常用ディーゼル発電機等の給気口、吸気口が閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。</p>	<p>着雪に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える積雪事象に対しては発生を否定できず、送電線の着雪による短絡を想定した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>③給気口等の閉塞</p> <p>積雪事象によりディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞した場合には、(3)にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、ディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は設置高さによるスクリーニングについては、「(3)起因事象になり得るシナリオの選定」で実施している 【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・大飯はディーゼル発電機吸排気口の閉塞に伴い全交流動力電源喪失が発生した場合であっても、実施済みのPRAで考慮済みであるため起因事象として特定していない 【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は積雪によるディーゼル発電機の給気口、吸気口の閉塞については、積雪事象の進展速度とが遅いことと除雪管理が可能であるため起因事象として特定していない 【大飯】 ■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は積雪によるディーゼル</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>さは年超過確率 <math>10^{-7}</math>（／年）より大幅に小さくなることから、同様に影響の考慮は不要である。</p> <p>・海水ポンプモータの冷却口閉塞</p> <p>海水ポンプモータの冷却口閉塞により原子炉補機冷却海水設備が機能喪失に至った場合には原子炉補機冷却機能喪失事象の発生が考えられるが、内部事象レベル1 P R A、地震 P R A及び津波 P R Aでも考慮しており、追加のシナリオではない。</p> <p>なお、海水ポンプモータの冷却口閉塞についても起因事象の発生頻度が年超過確率 <math>10^{-7}</math>（／年）程度であり、また積雪は事前の予測が十分に可能であることから、除雪管理が可能であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因とはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断する。</p>	<p>また、モータ空気冷却器給気口が閉塞した場合には、(3)で選定したシナリオが発生する可能性があるが、モータ空気冷却器給気口が閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。</p>	<p>また、原子炉建屋給気ガラリ及び主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合には、(3)で選定したシナリオが発生する可能性があるが、原子炉建屋給気ガラリ及び主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞するような積雪事象は、積雪事象の進展速度を踏まえると除雪管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>発電機燃料油貯油槽のベンチ管の閉塞については、ディーゼル発電機の付属機器の閉塞として扱っている</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されており、積雪の影響は受けない</li> </ul>												
<p>第4.1表 ディーゼル発電機の吸排気口及び海水ポンプモータの冷却口の高さと積雪高さの比較</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給排気口</th> <th>設置高さ</th> <th>積雪深さ</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル発電機の吸排気口</td> <td>約 16.2m</td> <td>2.37m : <math>1E-7</math>／年</td> <td>積雪高さに対して余裕がある（事前の予測が可能であることを考慮）</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプモータ冷却口</td> <td>約 2.33m</td> <td>(1.47m : <math>1E-4</math>／年)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	給排気口	設置高さ	積雪深さ	結果	ディーゼル発電機の吸排気口	約 16.2m	2.37m : $1E-7$ ／年	積雪高さに対して余裕がある（事前の予測が可能であることを考慮）	海水ポンプモータ冷却口	約 2.33m	(1.47m : $1E-4$ ／年)				
給排気口	設置高さ	積雪深さ	結果												
ディーゼル発電機の吸排気口	約 16.2m	2.37m : $1E-7$ ／年	積雪高さに対して余裕がある（事前の予測が可能であることを考慮）												
海水ポンプモータ冷却口	約 2.33m	(1.47m : $1E-4$ ／年)													
<p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン建屋損傷による2次冷却系の破断</li> <li>タービン建屋損傷による主給水流量喪失</li> </ul>	<p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>1. にて設計基準を超える積雪事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p>	<p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>1. にて設計基準を超える積雪事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 P R Aにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>大飯はタービン建屋の損傷に伴い起因事象が発生した場合であっても、実施済みのP R Aで考慮済みであるため起因事象として特定していない</li> </ul>												

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・タービン建屋損傷あるいは外部送電系の機能喪失による外部電源喪失</p> <p>上記シナリオは、内部事象レベル1 P R A、地震P R A及び津波P R Aにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。</p> <p>以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、外部電源喪失、2次冷却系の破断及び主給水流量喪失であり、積雪事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断する。</p>	<p>よって、積雪を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>よって、積雪を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>いが、泊は積雪事象の進展速度とが遅いことと除雪管理が可能であるため起因事象として特定していない</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 6 火山活動が原子炉施設へ与える影響について</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>火山活動事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 降下火砕物（以下「火山灰」という。）の堆積荷重による静的負荷</p> <p>② 火山灰による取水口及び海水系の閉塞</p> <p>③ 火山灰によるディーゼル発電機吸気系の閉塞</p> <p>④ 火山灰に含まれている腐食成分による化学的影響</p> <p>⑤ 開閉所の絶縁影響</p>	<p>補足 1-3</p> <p>火山の影響に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失の抽出</p> <p>火山事象のうち、火山性土石流といった原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発第13061910号 原子力規制委員会決定）（以下「影響評価ガイド」という。）において設計対応不可とされている事象については、影響評価ガイドに基づく立地評価にて原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性がないと判断されている。よって、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行うため抽出した降下火砕物を対象に原子力発電所への影響を検討するものとする。</p> <p>降下火砕物により設備等に発生する可能性のある影響について、影響評価ガイドも参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重</p> <p>② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡</p> <p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化</p>	<p>補足 1-3</p> <p>火山の影響に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>火山事象のうち、火山性土石流といった原子力発電所の火山影響評価ガイド（平成25年6月19日 原規技発第13061910号 原子力規制委員会決定）（以下「影響評価ガイド」という。）において設計対応不可とされている事象については、影響評価ガイドに基づく立地評価にて原子力発電所の運用期間中に影響を及ぼす可能性がないと判断されている。よって、個々の火山事象への設計対応及び運転対応の妥当性について評価を行うため抽出した降下火砕物を対象に原子力発電所への影響を検討するものとする。</p> <p>降下火砕物により設備等に発生する可能性のある影響について、影響評価ガイドも参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重</p> <p>② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡</p> <p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は建屋において降下火砕物荷重がかかる箇所として、各建屋の屋上という表現で統一している</li> <li>(以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> </li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊はアクセス性や作業性の悪化による影響を評価している</li> <li>(以下、相違理由説明を省略)</li> </ul> </li> </ul>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 評価対象施設、シナリオの選定</p> <p>(1)項で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。</p>	<p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面した設備含む）の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所、変圧器）</li> <li>・軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系（以下「軽油タンク等」という。）</li> <li>・復水貯蔵タンク</li> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</li> <li>・タービン補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul> <p>② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</li> <li>・タービン補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul>	<p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置（屋外に面した設備含む。）の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>①建屋屋上や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> <li>・タービン建屋</li> <li>・ディーゼル発電機建屋</li> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>・電気建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び付属配管（以下「燃料油貯油槽等」という。）</li> <li>・ディーゼル発電機の付属機器（排気消音器等）</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器</li> <li>・主蒸気安全弁排気管</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管</li> </ul> <p>②降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・降下火砕物の影響を受ける建屋が異なる (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>・泊の構成に合わせて女川の外部電源系と軽油タンク等の記載順序を入れ替えている</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・降下火砕物の影響を受ける機器が異なる (以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 火山灰の堆積荷重による静的負荷 ・建屋の機能不全</p> <p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞 ・中央制御室換気空調系（給気口） ・非常用ディーゼル発電機等の付属機器（給気口、吸気口） ・計測制御電源室換気空調系（給気口） ・原子炉建屋換気空調系（モータ） ・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系（モータ） ・タービン補機冷却海水系（モータ） ・循環水系（モータ）</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響 ・屋外設備全般</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡 ・送電線</p> <p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化 －（アクセスルート）</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定 (1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重 &lt;建屋&gt; ・原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋の天井が降下火砕物堆積荷重により崩</p>	<p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞 ・ディーゼル発電機の付属機器（給気口、吸気口） ・原子炉建屋給気ガラリ（外気取入口） ・主蒸気管室給気ガラリ（外気取入口）</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響 ・屋外設備全般 ・海水系機器</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡 ・送電線</p> <p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化 －（アクセスルート）</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定 (1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重 &lt;建屋&gt; ・原子炉建屋 原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している燃料取替用水ピットが物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩</p>	<p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞 ・ディーゼル発電機の付属機器（給気口、吸気口） ・原子炉建屋給気ガラリ（外気取入口） ・主蒸気管室給気ガラリ（外気取入口）</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響 ・屋外設備全般 ・海水系機器</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡 ・送電線</p> <p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化 －（アクセスルート）</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定 (1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重 &lt;建屋&gt; ・原子炉建屋 原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している燃料取替用水ピットが物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩</p>	<p>【女川】 ■記載方針の相違 ・記載の充実（大飯と同様）</p> <p>【女川】【大飯】 ■個別評価による相違 ・施設構造が異なることにより機能喪失によるシナリオも異なる (以下、相違理由説明を省略)</p>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
荷重により建屋が崩落した場合に、建屋内に設置している機器等に影響が及ぶ。本評価においては、ター	<p>落した場合に、<b>建屋最上階</b>に設置している<b>原子炉補機冷却水系のサージタンク</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、<b>原子炉補機冷却水系が喪失</b>し、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</p> <p>原子炉建屋<b>付属棟</b>屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、<b>建屋最上階</b>に設置している非常用ディーゼル発電設備燃料ディタンクの全数機能喪失した場合で、かつ外部電源喪失に至っているとすると、非常用ディーゼル発電機の機能喪失により「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>原子炉建屋<b>付属棟</b>屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、<b>建屋最上階</b>に設置している原子炉建屋排気隔離弁の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>・制御建屋 制御建屋の天井が降下火砕物堆積荷重により崩落した場合に、<b>建屋最上階</b>に設置している中央制御室内設備が物理的に損傷し、「計測・制御系機能喪失」に至るシナリオ</p> <p>・タービン建屋 タービン建屋屋上が降下火砕物による堆積荷重により崩落した場合に、<b>建屋最上階</b>に設置しているター</p>	<p>落した場合に、<b>その直下</b>に設置している<b>原子炉補機冷却水サージタンク</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>原子炉補機冷却機能喪失</b>」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している<b>主蒸気管等</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>2次冷却系の破断</b>」又は「<b>手動停止</b>」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している<b>アニュラス空気浄化設備</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>手動停止</b>」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している<b>空調用冷水膨張タンク</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>手動停止</b>」に至るシナリオ。</p> <p>・原子炉補助建屋 原子炉補助建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している中央制御室内設備が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>複数の信号系損傷</b>」に至るシナリオ。</p> <p>原子炉補助建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している中央制御室空調装置、安全補機開閉器室空調装置、蓄電池室空調装置、補助建屋空調装置又は試料採取室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>手動停止</b>」に至るシナリオ。</p> <p>・ディーゼル発電機建屋 ディーゼル発電機建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置している<b>ディーゼル発電機</b>が物理的に損傷し、機能喪失することで、「<b>手動停止</b>」に至るシナリオ。仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「<b>全交流動力電源喪失</b>」に至る。</p> <p>・タービン建屋 タービン建屋<b>屋上</b>が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、<b>その直下</b>に設置しているタービンや</p>	<p>【女川】 ・泊の構成に合わせて女川の制御建屋とタービン建屋の記載順序を入れ替えている</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 ・によるのみ</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
ピニン建屋を考慮し、地震PRAの検討を踏まえ、外部電源喪失事象、2次冷却系の破断事象及び主給水流量喪失事象を考慮する。	<p>ピニンや発電機に影響が及び「非隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>タービン補機冷却水サージタンクに影響が及び「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p>	<p>発電機が物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」に至るシナリオ。</p> <p>タービン建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している給水設備が物理的に損傷し、機能喪失することで、「主給水流量喪失」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>循環水ポンプ建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している循環水ポンプが物理的に損傷し、機能喪失することで、復水設備が機能喪失し、「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・電気建屋</li> <li>電気建屋屋上が降下火砕物の堆積荷重により崩落した場合に、その直下に設置している2次系設備や電気系設備の制御盤が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, 66kV 開閉所, 変圧器)</li> </ul>	<p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン建屋屋上の崩落によりタービンや発電機が損傷した場合、負荷の喪失に至ることが考えられることがから、泊は過渡事象に至るシナリオを選定している</li> <li>・タービン建屋屋上の崩落しても外部電源喪失には至らないものと考えられることから、泊は外部電源喪失に至るシナリオとして選定しない</li> <li>・タービン建屋屋上の崩落により建屋内の主給水管や主蒸気管が損傷しても、原子炉建屋内の隔離弁により隔離できることから、泊は2次冷却系の破断に至るシナリオとして選定しない</li> </ul> </li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊の構成に合わせて女川の</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>275kV 開閉所屋上、66kV 開閉所、変圧器が降下火碎物による堆積荷重により崩落し、外部電源系に影響が及び「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>軽油タンク</b> 軽油タンク室頂版が降下火碎物堆積荷重により崩落した場合に、軽油タンクの機能喪失に至り、⑤項に示す外部電源喪失が発生している状況下においては、非常用ディーゼル発電設備（燃料ディタンク）の燃料枯済により、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>非常用ディーゼル発電機等の付属機器</b> 降下火碎物による堆積荷重により非常用ディーゼル発電機等の付属機器が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>復水貯蔵タンク</b> 復水貯蔵タンク天板が降下火碎物による堆積荷重により崩落し、保有水が喪失した場合、補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>・<b>原子炉補機冷却海水系</b> 降下火碎物による堆積荷重により原子炉補機冷却海水ポンプが損傷した場合、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</li> <li>・<b>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</b> 降下火碎物による堆積荷重により高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが損傷した場合、「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>・<b>タービン補機冷却海水系</b> 降下火碎物による堆積荷重によりタービン補機冷却海水ポンプが損傷した場合、「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</li> <li>・<b>循環水系</b> 降下火碎物による堆積荷重により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」</li> </ul>	<p>変圧器) 275kV 開閉所、66kV 開閉所（後備用）、変圧器が降下火碎物の堆積荷重により物理的に損傷し、機能喪失することで、「外部電源喪失」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>燃料油貯油槽</b> 燃料油貯油槽タンク室の頂版が降下火碎物の堆積荷重により崩落し、その直下に設置している燃料油貯油槽等が損傷した場合に、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>・<b>ディーゼル発電機の付属機器</b> 降下火碎物の堆積荷重によりディーゼル発電機の付属機器が損傷した場合に、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>・<b>主蒸気逃がし弁消音器</b> 降下火碎物の堆積荷重により主蒸気逃がし弁消音器が損傷した場合に、主蒸気逃がし弁が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・<b>主蒸気安全弁排気管</b> 降下火碎物の堆積荷重により主蒸気安全弁排気管が損傷した場合に、主蒸気安全弁が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・<b>タービン動補助給水ポンプ排気管</b> 降下火碎物の堆積荷重によりタービン動補助給水ポンプ排気管が損傷した場合に、タービン動補助給水ポンプが機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul>	<p>外部電源系、軽油タンク及び非常用ディーゼル発電機等の付属機器記載順序を入れ替えている 【女川】 ■記載表現の相違 ・泊は②①の表現と統一している</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 火山灰による取水口及び海水系の閉塞</p> <p>海水ポンプ、取水設備、海水ストレーナ等の流路の閉塞により冷却口が閉塞するため、海水ポンプがトリップし、原子炉補機冷却機能が喪失する。</p>	<p>に至るシナリオ</p> <p>② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <p>海水ストレーナや熱交換器の目開きは、降下火砕物の粒径より大きいことから閉塞し難いため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>海水中への降下火砕物によって海水ポンプ軸受が異常摩耗した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」、高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>タービン補機冷却海水系の機能喪失による「タービン・サポート系故障」、循環水系の機能喪失に伴う復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p><b>島根原子力発電所 2号炉 付録1（令和3年9月6日提出版）より引用</b></p> <p>海水系については、海水中の降下火砕物が高濃度な場合には、熱交換器の伝熱管、海水ポンプ軸受の閉塞による異常摩耗や海水ストレーナの閉塞により、原子炉補機海水ポンプが機能喪失し補機冷却系喪失に至るシナリオ、高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが機能喪失し手動停止に至るシナリオ、タービン補機海水ポンプが機能喪失しタービン・サポート系故障に至るシナリオ及び循環水ポンプが機能喪失し隔離事象に至るシナリオ</p>	<p>② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞</p> <p>・原子炉補機冷却海水系及び循環水系</p> <p>海水中の降下火砕物が高濃度な場合には、熱交換器の伝熱管及び伝熱板、海水ポンプ軸受の異常摩耗や海水ストレーナの閉塞により、原子炉補機冷却海水系が機能喪失することで「原子炉補機冷却機能喪失」に至るシナリオ及び循環水系が機能喪失することで「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・泊は他の記載と統一している</p> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <p>・泊は循環水系への影響についても評価している</p> <p>【女川】</p> <p>■個別評価による相違</p> <p>・泊は海水中への降下火砕物により海水ストレーナが閉塞することを想定して発生可能性のあるシナリオを選定している（島根と同様）</p> <p>【島根】</p> <p>■記載方針の相違：</p> <p>・泊は海水中の降下火砕物の影響として熱交換器の異常摩耗についても記載している。（島根と同様）なお、女川も後段の(4)②項では熱交換器の伝熱管の異常摩耗について考慮しており、実質的に相違はない</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・泊は原子炉補機冷却海水系にプレート型を採用しているため、伝熱板も記載している</p>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 火山灰によるディーゼル発電機吸気系の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の吸気系の目詰まり</li> <li>ディーゼル発電機の吸気系（吸気消音器フィルタ）の閉塞による機関吸気が機能喪失に至り、結果、ディーゼル発電機の機能が喪失する。ディーゼル発電機吸気系が閉塞により機能喪失した場合、同時に下記⑤の外部電源喪失の発生を想定すると、全交流動力電源喪失に至る。</li> </ul>	<p>リオ。</p> <p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器の閉塞</li> <li>降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により非常用ディーゼル発電機等の給気口、吸気口が閉塞した場合、非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> </ul> <p>・中央制御室換気空調系給気口の閉塞</p> <p>中央制御室換気空調系の給気口は、地面より約15mの高さに設置されており、堆積物による閉塞は考え難いためシナリオの選定は不要である。また、給気口への降下火砕物の吸込みにより給気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <p>・海水ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞</p> <p>降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により原子炉補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプ用電動機の空気冷却器給気口が閉塞した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>タービン補機冷却海水系ポンプの空気冷却器給気口が閉塞した場合、タービン補機冷却海水系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p> <p>循環水ポンプの空気冷却器給気口が閉塞した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>④ 火山灰に含まれている腐食成分による化学的影響</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響</p>	<p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器の閉塞</li> <li>降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積によりディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞した場合、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に⑤の外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> </ul> <p>・原子炉建屋給気ガラリの外気取入口の閉塞</p> <p>降下火砕物により原子炉建屋給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合に、制御用空気圧縮機室換気装置、電動補助給水泵ポンプ室換気装置及びディーゼル発電機室換気装置が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>・補助建屋給気ガラリの外気取入口の閉塞</p> <p>補助建屋給気ガラリの外気取入口は、地面より約13mに設置されており、堆積物による閉塞は考え難いため、シナリオの選定は不要である。また、外気取入口への降下火砕物の吸込みにより外気取入口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <p>・主蒸気管室給気ガラリの外気取入口の閉塞</p> <p>降下火砕物により主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合に、タービン動補助給水泵ポンプ室換気装置及び主蒸気管室換気装置が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備全般</li> </ul>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊の構成に合わせて女川の非常用ディーゼル発電機等の付属機器と中央制御室換気空調系給気口の記載順序を入れ替えている</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> </ul>
			<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の充実により、泊は(2)③の記載に合わせて「屋外設備全般」と「海水系機器」に</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>屋外設備については、海塩粒子等の腐食性有害物質が付着しやすく、厳しい腐食環境にさらされるため、エポキシ系やウレタン系の塗料が複数層で塗布されている。当該塗料は耐薬品性が強く、酸性物質を帯びた火山灰の抑制効果が考えられ、また腐食の進展速度が遅いことを考慮し、適切な保全管理によって火山灰による化学的腐食により直ちに機能への影響を及ぼすことがないと判断し、考慮すべきシナリオとしては抽出不要とする。</p> <p>また、海水ポンプ、取水設備、海水管等の海水が直接接触する部分についても、エポキシ系等の耐食性塗料（ライニングを含む。）が施工されており、火山灰が混入した海水を取水しても、腐食の進展には十分な時間があると判断し、考慮すべきシナリオとしては抽出不要とする。</p> <p>⑤ 開閉所の絶縁影響 火山灰が送電網の碍子へ付着し、霧や降雨の水分を吸収することによって、相間短絡を起こし、外部電源喪失に至る。</p>	<p>降下火砕物が屋外設備に付着することによる腐食については、屋外設備表面には耐食性の塗装（エポキシ樹脂系等）が施されており腐食の抑制効果が考えられるここと、腐食の進展速度の遅さを考慮し、適切な保全管理が可能と判断したため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡 降下火砕物が送電線や碍子へ付着し、水分を吸収することによって、相間短絡を起こし「外部電源喪失」に至るシナリオ</p>	<p>降下火砕物が屋外設備に付着することによる腐食については、屋外設備表面には耐食性の塗装（アクリルシリコン樹脂系又はシリコン樹脂系）が施されており腐食の抑制効果が考えられること、腐食の進展速度の遅さを考慮し、適切な保全管理が可能と判断したため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。</p> <p>・海水系機器 降下火砕物が混入した海水を取水することによる腐食については、海水が直接接触する部分には耐食性のある材料の使用や塗装（エポキシ樹脂系）（ライニングを含む。）が施されており腐食の抑制効果が考えられること、腐食の進展速度の遅さを考慮し、適切な保全管理が可能と判断したため、この損傷・機能喪失モードについては考慮しない。</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡 降下火砕物が送電線や碍子へ付着し、水分を吸収することによって、相間短絡を起こし、「外部電源喪失」に至るシナリオ。</p>	<p>分けて記載している</p> <p>【女川】 ■設備の相違</p> <p>【女川】 ■評価方針の相違 ■記載の充実（大飯と同様） ・泊は降下火砕物が混入した海水による影響を検討し、腐食対策の実施や適切な保全管理によって、その影響は考慮不要と判断している ・女川も第6条（火山）にて、水循環系に対する化学的影响（腐食）に対して塗装やライニング、耐食性材料の使用等の腐食対策の実施により設備の健全性に影響を与えるものではないと評価しております。実質的に相違はない。（以下、相違理由説明を省略）</p> <p>【大飯】 ■記載表現の相違 ・泊は「・屋外設備全般」の記載と表現の整合を図っている</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 起因事象の特定</p> <p>(2) 項で選定した各シナリオについて、想定を超える火山活動事象に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 火山灰の堆積荷重による静的負荷 ・建屋の機能不全</p> <p>火山灰による荷重により建屋が崩落した場合に、建屋内に設置している機器等に影響が及ぶ。本評価においては、タービン建屋の損傷を考慮し、地震PRAの検討を踏まえ、外部電源喪失事象、2次冷却系の破断事象及び主給水流量喪失事象を考慮する。</p> <p>なお、タービン建屋以外の天井が崩落するような事象については、火山灰堆積荷重によるハザードの設定が困難であるが、第6.1表に示すとおり設計基準において考慮している火山灰による荷重と比較して十分</p>	<p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>降下火砕物により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響を及ぼす可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外での現場対応ではなく、仮にアクセス性や屋外の作業性へ影響が及んだ場合であっても構内の道路又はアクセスルートについては、除灰を行うことから問題はない。</p> <p>そのため上記①～⑤の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要になるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3)で選定した各シナリオについて、想定を超える降下火砕物に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 建屋天井や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重</p> <p>降下火砕物の堆積が各建屋天井や屋外設備の許容荷重を上回った場合には、(3)①にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋天井の崩落や屋外設備が損傷するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>⑥ 降下火砕物によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>降下火砕物により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響を及ぼす可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外での現場対応ではなく、仮にアクセス性や屋外の作業性へ影響が及んだ場合であっても構内の道路又はアクセスルートについては、除灰を行うことから問題はない。</p> <p>そのため上記①～⑤の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要になるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3)で選定した各シナリオについて、想定を超える降下火砕物に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 建屋屋上や屋外設備に対する降下火砕物の堆積荷重</p> <p>降下火砕物の堆積が各建屋屋上や屋外設備の許容荷重を上回った場合には、(3)①にて選定した各シナリオが発生する可能性はあるが、各建屋屋上の崩落や屋外設備が損傷するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 大飯は降下火砕物の堆積荷重によるタービン建屋の損傷によって発生する起因事象を特定しているが、泊は積雪荷重と同様に火山事象の進展速度が遅いことと除灰管理が可能であるため起因事象として特定していない</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ タービン建屋以外の建屋に対して設計で想定する降下</li> </ul>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
に裕度があること、また火山灰が堆積した場合は、屋上での除去作業が可能であることから本評価の対象外とした。			火砕物の堆積荷重による安全性への影響がないことは「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」にて評価しているため、泊は本資料では記載しない																		
第6.1表 各建屋の設計基準で考慮している火山灰堆積荷重と許容荷重の比較																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋</th><th>許容堆積荷重(N/m<sup>2</sup>)<sup>※</sup></th><th>堆積荷重(N/m<sup>2</sup>)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td><td>17,700</td><td rowspan="4">1,500</td><td rowspan="4">堆積荷重に対して十分余裕がある</td></tr> <tr> <td>原子炉周辺建屋</td><td>7,775</td></tr> <tr> <td>制御建屋</td><td>10,500</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td><td>10,765</td></tr> </tbody> </table> <p>※最も裕度が低く評価されたケースを示している。</p>	建屋	許容堆積荷重(N/m <sup>2</sup> ) <sup>※</sup>	堆積荷重(N/m <sup>2</sup> )	結果	原子炉格納容器	17,700	1,500	堆積荷重に対して十分余裕がある	原子炉周辺建屋	7,775	制御建屋	10,500	廃棄物処理建屋	10,765							
建屋	許容堆積荷重(N/m <sup>2</sup> ) <sup>※</sup>	堆積荷重(N/m <sup>2</sup> )	結果																		
原子炉格納容器	17,700	1,500	堆積荷重に対して十分余裕がある																		
原子炉周辺建屋	7,775																				
制御建屋	10,500																				
廃棄物処理建屋	10,765																				
② 火山灰による取水口及び海水系の閉塞  海水ポンプ、取水設備、海水ストレーナ等の流路の閉塞が考えられ、想定する火山灰の粒径については、ハザードの年超過確率評価の想定が困難であるが、設計基準において考慮している粒径と閉塞を考慮する箇所のサイズを考慮し、十分に小さいと考えられるため、考慮すべきシナリオとしては抽出不要とする（第6.2表参照）。	② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞  海水ポンプ軸受の異常摩耗については、降下火砕物の硬度を考慮すると、海水中の降下火砕物によって熱交換器の伝熱管や海水ポンプ軸受の異常摩耗は進展しにくいため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。	② 降下火砕物による海水ストレーナ等の閉塞	<p>【女川】</p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川は(3)②において、降下火砕物による海水ポンプ軸受の異常磨耗等による起因事象になり得るシナリオを選定している</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は(3)②にて降下火砕物による原子炉補機冷却海水系の閉塞によって起因事象に至るシナリオの選定が不要であることを記載している</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>降下火砕物の原子炉補機冷却海水ポンプ等への影響については「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（火山）」にて評価しているため、泊は本資料では記載しない</li> </ul>																		
第6.2表 各屋外設備の設計基準で考慮している火山粒径と設備のサイズの比較																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th><th>閉塞を考慮する箇所</th><th>直径(mm)</th><th>想定粒径(mm)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水ポンプ</td><td>モータ冷却管</td><td>19.6</td><td rowspan="3">1以下</td><td rowspan="3">十分に余裕がある</td></tr> <tr> <td>軸受部異物逃し溝</td><td>3.7</td></tr> <tr> <td>取水設備</td><td>除塵装置</td><td>6</td></tr> <tr> <td>海水ストレーナ</td><td>エレメント</td><td>8</td></tr> </tbody> </table>	機器	閉塞を考慮する箇所	直径(mm)	想定粒径(mm)	結果	海水ポンプ	モータ冷却管	19.6	1以下	十分に余裕がある	軸受部異物逃し溝	3.7	取水設備	除塵装置	6	海水ストレーナ	エレメント	8			
機器	閉塞を考慮する箇所	直径(mm)	想定粒径(mm)	結果																	
海水ポンプ	モータ冷却管	19.6	1以下	十分に余裕がある																	
	軸受部異物逃し溝	3.7																			
取水設備	除塵装置	6																			
海水ストレーナ	エレメント	8																			

## 泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 火山灰によるディーゼル発電機の吸気系の閉塞 ・ディーゼル発電機の外気取入口部のフィルタの目詰まり  ディーゼル発電機フィルタへの火山灰の影響について、定量的な裕度評価は困難ではあるが、ガラリを介するため火山灰が侵入し難い構造であり、仮に侵入した場合でもフィルタの取替及び清掃が可能である。よって、閉塞の可能性が十分に低減されると判断し、フィルタの閉塞を要因とする起因事象は考慮不要とする。</p> <p>④ 火山灰に含まれている腐食成分による化学的影響 1.(2)(4)のとおり、考慮不要と判断される。</p> <p>⑤ 開閉所の絶縁影響</p>	<p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞  降下火砕物の吸込み又は給気口への堆積により原子炉補機室換気空調系等の給気口、吸気口が閉塞した場合には、(3)(4)にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、原子炉補機室換気空調系等の給気口、吸気口が閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理又はフィルタの取替えが可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。  また、モータ空気冷却器給気口が閉塞した場合には、(3)(4)にて選定したシナリオが発生する可能性があるが、モータ空気冷却器給気口が閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理が可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断した。</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響 降下火砕物が屋外設備に付着することによる腐食については、(3)(4)のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡</p>	<p>循環水系の降下火砕物による閉塞又は循環水ポンプ軸受の異常摩耗による損傷の可能性を否定できないことから、循環水系の損傷に伴う手動停止は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>③ 降下火砕物による給気口等の閉塞  降下火砕物の吸込み又は給気口若しくは吸気口への堆積によりディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞した場合には、(3)(4)で選定したシナリオが発生する可能性があるが、ディーゼル発電機の給気口、吸気口が閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理又はフィルタの取替えが可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。  また、原子炉建屋給気ガラリ及び主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞した場合には、(3)(4)で選定したシナリオが発生する可能性があるが、原子炉建屋給気ガラリ及び主蒸気管室給気ガラリの外気取入口が閉塞するような火山事象は、火山事象の進展速度を踏まえると除灰管理又はフィルタの取替えが可能であることから、発生可能性は非常に稀であり、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスの要因にはなり得ないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p> <p>④ 降下火砕物に付着している腐食成分による化学的影響 降下火砕物の付着及び降下火砕物が混入した海水の取水による腐食については、(3)(4)のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>⑤ 降下火砕物の付着による送電線の相間短絡</p>	<p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・泊は循環水系への影響についても評価している</p> <p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は火山事象の進展速度とが遅いことと除灰管理が可能であるため起因事象として特定していない</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>火山灰の影響の可能性がある送電設備は、発電所内外の広範囲に渡るため、全域における管理が困難なことを踏まえると設備等の不具合による外部電源喪失の発生可能性は否定できないものの、外部電源喪失は内部事象レベル1PRA、地震PRA及び津波PRAでも考慮しており追加のシナリオではない。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。 ・タービン建屋の損傷による2次冷却系の破断 ・タービン建屋の損傷による主給水流量喪失 ・タービン建屋損傷あるいは外部送電系の機能喪失による外部電源喪失 上記シナリオは、内部事象レベル1PRA、地震PRA及び津波PRAにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。</p> <p>以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、2次冷却系の破断、主給水流量喪失及び外部電源喪失であり、補助給水系、非常用所内交流電源等の必要な影響緩和設備の機能維持が図られるため、火山事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断する。</p>	<p>降下火砕物の影響を受ける可能性がある送電線は、発電所内外の広範囲に渡り、全域における管理が困難なことを踏まえると設備等の不具合による外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 1. にて設計基準を超える火山事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、火山の影響を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>降下火砕物の影響を受ける可能性がある送電線は、発電所内外の広範囲にわたり、全域における管理が困難なことを踏まえると設備等の不具合による外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 1. にて設計基準を超える火山事象に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失及び手動停止を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、火山の影響を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・大飯は実施済みのPRAで考慮済みであるため起因事象として特定していない</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 2 竜巻（暴風）が原子炉施設へ与える影響について</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>竜巻事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 竜巻荷重による建屋や設備の損傷</li> <li>② 竜巻によりもたらされる飛来物による建屋や設備の損傷</li> </ul> <p>(2) 評価対象施設、シナリオの選定</p> <p>(1) 項で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。</p>	<p>補足 1-4</p> <p>竜巻事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>竜巻事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>② 飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>③ 風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>④ 竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</li> <li>⑤ 竜巻襲来後のがれき散乱によるアクセス性や作業性の悪化</li> </ul> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1) で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。ただし、屋内設備については、飛来物の建屋外壁貫通を考慮すると屋内設備に影響が及ぶ可能性が考えられるため、地上1階以上かつ原子炉格納容器外の機器については破損を前提とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ffffcc;"> <p>【島根原子力発電所 2号炉 付録1（令和3年9月6日提出 出版）より引用】</p> <p>ただし、屋内設備については、飛来物の建屋外壁貫通を考慮すると屋内設備に影響が及ぶ可能性が考えられるため、飛来物が直接衝突する壁は損傷し、その1つ内側の壁との間に設置されている設備等を対象とする。</p> </div>	<p>補足 1-4</p> <p>竜巻事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>竜巻事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>② 飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>③ 風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷</li> <li>④ 竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</li> <li>⑤ 竜巻襲来後のがれき散乱によるアクセス性や作業性の悪化</li> </ul> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1) で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。ただし、屋内設備については、飛来物の建屋外壁貫通を考慮すると屋内設備に影響が及ぶ可能性が考えられるため、飛来物が直接衝突する壁は損傷し、その1つ内側の壁との間に設置されている設備等を対象とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は組み合わせた荷重、取水口閉塞及びアクセス性や作業性の悪化による影響を評価している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価方針の相違</li> <li>・ 泊は飛来物が直接衝突する壁のみの貫通を想定している（東海第二、島根と同様）</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷 &lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所、変圧器、送電線）</li> <li>・軽油タンク</li> <li>・排気筒</li> <li>・非常用ガス処理系（屋外露出部）</li> <li>・復水貯蔵タンク</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属設備（排気消音器等）</li> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</li> <li>・タービン補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室換気空調系</li> <li>・計測制御電源室換気空調系</li> <li>・原子炉補機室空調系</li> <li>・原子炉建屋給排気隔離弁</li> </ul>	<p>①風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷 &lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> <li>・タービン建屋</li> <li>・ディーゼル発電機建屋</li> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>・電気建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器、送電線）</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</li> <li>・排気筒</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器（排気消音器等）</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器</li> <li>・主蒸気安全弁排気管</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御用空気圧縮機室換気装置</li> <li>・電動補助給水ポンプ室換気装置</li> <li>・ディーゼル発電機室換気装置</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ室換気装置</li> <li>・主蒸気管室換気装置</li> <li>・中央制御室空調装置</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全補機開閉器室空調装置</li> <li>・蓄電池室排気装置</li> <li>・補助建屋空調装置</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違 (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ・竜巻の影響を受ける建屋が異なる (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■設計の相違 ・竜巻の影響を受ける機器が異なる (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違 ・中央制御室換気空調系⇒中央制御室空調装置 (以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所、変圧器、送電線）</li> <li>・排気筒</li> <li>・非常用ガス処理系（屋外露出部）</li> <li>・復水貯蔵タンク</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属設備（排気ファン、吸気口等）</li> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</li> <li>・タービン補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉補機冷却水系サージタンク</li> <li>・ほう酸水注入系</li> </ul>	<p>②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> <li>・タービン建屋</li> <li>・ディーゼル発電機建屋</li> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>・電気建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器、送電線）</li> <li>・排気筒</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器（排気消音器等）</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器</li> <li>・主蒸気安全弁排気管</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス濃度制御系</li> <li>・非常用ガス処理系</li> <li>・原子炉建屋給排気隔離弁</li> <li>・原子炉補機室換気空調系</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室空調装置</li> <li>・安全補機開閉器室空調装置</li> <li>・蓄電池室排気装置</li> <li>・補助建屋空調装置</li> <li>・試料採取室空調装置</li> <li>・ディーゼル発電機</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設備名称の相違</p> <p>・非常用ディーゼル発電設備 ↔ディーゼル発電機</p> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料デイタンク</li> <li>・残留熱除去系熱交換器</li> <li>・気体廃棄物処理系</li> <li>・タービン補機冷却水サージタンク</li> <li>・タービン及び発電機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン及び発電機</li> <li>・給水設備</li> <li>・循環水ポンプ</li> <li>・原子炉補機冷却海水ポンプ</li> <li>・2次系設備及び電気系設備の制御盤</li> </ul>	<p>③風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>・①及び②にて選定した設備等</p> <p>④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</p> <p>・取水口</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で</p>
		<p>③風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>・①及び②にて選定した設備等</p> <p>④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</p> <p>・取水口</p> <p>⑤竜巻襲来後のがれき散乱によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>— (アクセスルート)</p> <p>(3) 起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <p>・泊は(1)で抽出した各建屋・機能喪失モードに対し、評価対象設備が無い場合には、「—」として記載している</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 竜巻荷重による建屋及び設備の損傷</p> <p>【建屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋倒壊</li> </ul> <p>原子炉周辺建屋、原子炉格納容器等の安全上重要な機器が設置されている建屋、廃棄物処理建屋及びタービン建屋については、発生頻度が極めて小さい風速100m/s の竜巒による荷重を想定しても頑健性は維持できると判断される。</p>	<p>選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>＜建屋＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> </ul> <p>原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組合せた荷重は、原子炉建屋設計時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>ただし、原子炉建屋原子炉棟外壁に設置されているプローアウトパネルは建屋内外の差圧による開放に至る場合に「計画外停止」に至るシナリオを選定する。</p> <p>・制御建屋</p> <p>原子炉建屋同様、制御建屋は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えられる。また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組合せた荷重は、制御建屋設計時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p>	<p>選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>＜建屋＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> </ul> <p>原子炉建屋は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組み合わせた荷重は、原子炉建屋設計時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・原子炉補助建屋</p> <p>原子炉建屋同様、原子炉補助建屋は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えられる。また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組み合わせた荷重は、原子炉補助建屋設計時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・ディーゼル発電機建屋</p> <p>原子炉建屋同様、ディーゼル発電機建屋は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも</p>	<p>【女川】</p> <p>■個別評価による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設構造が異なることにより機能喪失によるシナリオも異なる</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>タービン建屋は、建屋上層部は鉄骨造である。<b>万が一</b>、風荷重及び気圧差荷重による破損に至るような場合に、建屋<b>最上</b>階に設置しているタービンや発電機に影響が及び「非隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>また、タービン補機冷却水サージタンクに影響が及び「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p>	<p>大きな地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えられる。また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組み合わせた荷重は、ディーゼル発電機建屋設計時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えるため、シナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>タービン建屋は、建屋上層部は鉄骨造である。<b>万が一</b>、風荷重及び気圧差荷重による破損に至るような場合に、建屋<b>上層</b>階に設置しているタービンや発電機が物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」に至るシナリオ。</p> <p>また、建屋上層階に設置している給水設備が物理的に損傷し、機能喪失することで、「主給水流量喪失」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環水ポンプ建屋</li> </ul> <p>循環水ポンプ建屋上層部は鉄骨造である。<b>万一</b>、風荷重及び気圧差荷重による破損に至るような場合に、建屋<b>上層</b>階に設置している循環水ポンプが物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気建屋</li> </ul> <p>原子炉建屋同様、<b>電気建屋</b>は十分な厚さを有した鉄筋コンクリート造であり、風荷重よりも大きい地震荷重に対して設計されていることから、極めて発生することが稀な設計基準を超える風荷重を想定しても建屋の頑健性は維持されると考えられる。また、風荷重に加えて気圧差荷重が作用した場合であっても、風荷重と気圧差荷重を組み合わせた荷重は、<b>電気建屋</b>設計</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>・万が一⇒万一</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■表現の相違</li> <li>・泊は巻きの影響を受ける設備等が建屋の最上階に設置されているとは限らないため、「上層」階という表現で統一している</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【屋外設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海水ポンプ損傷</li> </ul> <p>屋外に設置されている安全上重要な機器については、発生頻度が極めて小さい風速 100m/s の竜巻による荷重を想定しても頑健性は維持できると判断される。</p> <p>・送電鉄塔倒壊</p> <p>竜巻荷重により、送電鉄塔の倒壊や送電線の切断等が発生し、外部電源が喪失する。</p>	<p>＜屋外設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, 66kV 開閉所, 変圧器, 送電線)</li> </ul> <p>風荷重及び気圧差荷重により 275kV 開閉所, 66kV 開閉所, 変圧器又は送電線に影響が及び「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>・軽油タンク</p> <p>軽油タンクは地下に設置されており、風荷重の影響を受けないことから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても軽油タンクの頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・排気筒</p> <p>排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても排気筒の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・非常用ガス処理系（屋外露出部）</p> <p>非常用ガス処理系（屋外露出部）は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても非常用ガス処理系の屋外配管の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p>	<p>時の地震荷重よりも小さく、建屋の頑健性は維持されると考えるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>＜屋外設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, 66kV 開閉所 (後備用), 変圧器, 送電線)</li> </ul> <p>風荷重及び気圧差荷重により 275kV 開閉所, 66kV 開閉所 (後備用), 変圧器又は送電線が物理的に損傷し、機能喪失することで、「外部電源喪失」に至るシナリオ。</p> <p>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は地下に設置されており、風荷重の影響を受けないことから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定してもディーゼル発電機燃料油貯油槽の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・排気筒</p> <p>排気筒は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても排気筒の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 設計の相違</li> <li>・ 泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されており、竜巻による風荷重及び気圧差荷重は受けない</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復水貯蔵タンク 風荷重及び気圧差荷重により復水貯蔵タンクが損傷した場合、復水補給水系の喪失により「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器 風荷重により非常用ディーゼル発電機等の付属機器が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、仮に外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至るシナリオ</li> <li>・原子炉補機冷却海水系 風荷重により原子炉補機冷却海水系が損傷した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系 風荷重により高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>・タービン補機冷却海水系 風荷重によりタービン補機冷却海水系が損傷した場合、タービン補機冷却海水系喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</li> <li>・循環水系 風荷重により循環水系が損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器 ディーゼル発電機の付属機器は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定してもディーゼル発電機の付属機器の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器 主蒸気逃がし弁消音器は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても主蒸気逃がし弁消音器の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</li> <li>・主蒸気安全弁排気管 主蒸気安全弁排気管は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定しても主蒸気安全弁排気管の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管 タービン動補助給水ポンプ排気管は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定してもタービン動補助給水ポンプ排気管の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</li> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ペント管 ディーゼル発電機燃料油貯油槽ペント管は風荷重に対して裕度を持った設計がなされていることから、発生することが極めて稀な設計基準を超える風荷重を想定してもディーゼル発電機燃料油貯油槽ペント管の頑健性は維持されると考えられるため、シナリオの選定は不要である。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価結果の相違</li> <li>・泊は6条での検討結果を踏まえ、設計基準を超える風荷重を想定しても頑健性は維持されると判断している</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>&lt;屋内設備&gt;</p> <p>中央制御室換気空調系は、制御建屋に設置されており、気圧差荷重によりダクト、ファン、ダンバ等の損傷が考えられる。中央制御室換気空調系が損傷した場合、中央制御室換気空調系が機能喪失し、「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>なお、それらの設備の損傷により中央制御室の換気が困難になった場合、中央制御室の温度が上昇するが、即、中央制御室の機器へ影響が及ぶことはなく、また、竜巻の影響は瞬時であり、竜巻襲来後の対応は十分可能であるため計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオの選定は不要である。</p> <p>・計測制御電源室換気空調系</p> <p>気圧差荷重により計測制御電源室換気空調系が損傷した場合、計測制御電源室換気空調系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p>	<p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御用空気圧縮機室換気装置</li> <li>    気圧差荷重により制御用空気圧縮機室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・電動補助給水ポンプ室換気装置</li> <li>    気圧差荷重により電動補助給水ポンプ室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・ディーゼル発電機室換気装置</li> <li>    気圧差荷重によりディーゼル発電機室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ室換気装置</li> <li>    気圧差荷重によりタービン動補助給水ポンプ室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・主蒸気管室換気装置</li> <li>    気圧差荷重により主蒸気管室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・中央制御室空調装置</li> <li>    中央制御室空調装置は、原子炉補助建屋に設置されており、気圧差荷重によりダクト、ファン、ダンバ等の損傷が考えられる。中央制御室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>    なお、それらの設備の損傷により中央制御室の換気が困難になった場合、中央制御室の温度が上昇するが、即、中央制御室の機器へ影響が及ぶことはなく、また、竜巻の影響は瞬時であり、竜巻襲来後の対応は十分可能であるため複数の信号系損傷により制御不能に至るシナリオの選定は不要である。</li> <li>・安全補機開閉器室空調装置</li> <li>    気圧差荷重により安全補機開閉器室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 竜巻によってもたらされる飛来物による建屋及び設備の損傷</p> <p>【建屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋貫通</li> </ul> <p>安全上重要な機器が設置されている各建屋については、飛来物衝突に対して十分な厚さの外壁を有するため、発生頻度が極めて小さい風速100m/sの竜巻による飛来物（以下「設計飛来物」という。）衝突を想定しても、建屋貫通による内包設備への影響はない。なお、原子炉周辺建屋は一部鉄骨造であり、飛来物衝突により貫通する可能性があるが、対象となるエリアに配置されている使用済燃料ピットへの設計飛来物の侵入について影響評価を実施し問題ないことを確認している。また、タービン建屋については飛来物衝突による建屋貫通の可能性を否定できず、その場合2次冷却系設備の損傷に起因する事象が発生する。</p> <p>【屋外設備】</p> <p>屋外に設置されている安全上重要な機器については、竜巻飛来物防護対策設備の設置や飛来物の固縛対策の実施により、発生頻度が極めて小さい風速100m/sの竜巻による飛来物衝突を想定しても、貫通による設備への影響はないものの、シナリオの選定に当たって</p>	<p>・原子炉補機室空調系</p> <p>気圧差荷重により原子炉補機室空調系が損傷した場合、原子炉補機室空調系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>② 飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>建屋及び屋内外設備に対する飛来物の衝撃荷重により発生可能性のあるシナリオは以下のとおり。 &lt;建屋&gt;</p> <p>飛来物が建屋外壁を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすことが考えられるが、発生可能性のあるシナリオについては、&lt;屋内設備&gt;で選定する</p> <p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>・蓄電池室排気装置</p> <p>気圧差荷重により蓄電池室排気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>・補助建屋空調装置</p> <p>気圧差荷重により補助建屋空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>・試料採取室空調装置</p> <p>気圧差荷重により試料採取室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <p>②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>建屋及び屋内外設備に対する飛来物の衝撃荷重により発生可能性のあるシナリオは以下のとおり。 &lt;建屋&gt;</p> <p>飛来物が建屋外壁を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすことが考えられるが、発生可能性のあるシナリオについては、&lt;屋内設備&gt;で選定する。</p> <p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価方針の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>・建屋に対する飛来物の衝撃荷重により発生するシナリオは屋内設備への損傷によるものであることから、泊は屋内設備に対する評価において検討している</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>は以下のとおり各機器が損傷することを想定した。</p> <p>・海水ポンプ損傷 　　海水ポンプ3台すべてが損傷することにより原子炉補機冷却機能が喪失し、従属的にディーゼル発電機も機能喪失する。ディーゼル発電機が機能喪失した場合、同時に上記(2)①の外部電源喪失の発生を想定すると、全交流動力電源喪失となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, <b>66kV</b> 開閉所, 変圧器, 送電線) 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・排気筒 　　飛来物の衝撃荷重により排気筒が損傷した場合、「隔離事象」に至るシナリオ</li> <li>・非常用ガス処理系（屋外露出部） 　　飛来物の衝撃荷重により非常用ガス処理系（屋外露出部）が損傷した場合、「計画外停止」に至るシナリオ</li> <li>・復水貯蔵タンク 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・原子炉補機冷却海水系 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・タービン補機冷却海水系 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> <li>・循環水系 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, <b>66kV</b> 開閉所（後備用）, 変圧器, 送電線) 　　風荷重により発生可能性のあるシナリオと同様。</li> <li>・排気筒 　　飛来物の衝撃荷重により排気筒が損傷した場合、アニュラス空気浄化設備が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・ディーゼル発電機の付属機器 　　飛来物の衝撃荷重によりディーゼル発電機の付属機器が損傷した場合、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。仮に外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器 　　飛来物の衝撃荷重により主蒸気逃がし弁消音器が損傷した場合、主蒸気逃がし弁が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・主蒸気安全弁排気管 　　飛来物の衝撃荷重により主蒸気安全弁排気管が損傷した場合、主蒸気安全弁が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管 　　飛来物の衝撃荷重によりタービン動補助給水ポンプ排気管が損傷した場合、タービン動補助給水ポンプ</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は風荷重に対しては十分裕度のある設計となっておりシナリオの選定は不要としているが、飛来物の衝突荷重に対しては、女川と同様にシナリオとして選定している</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されているため、屋内設備として扱っている</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<屋内設備>	<p>が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管 飛来物の衝撃荷重によりディーゼル発電機燃料油貯油槽ベント管が損傷した場合、ディーゼル発電機が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> </ul> <p>&lt;屋内設備&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉内核計測装置 原子炉建屋に設置している炉内核計測装置の付属機器が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により損傷した場合、炉内核計測装置が機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・制御用空気圧縮装置 原子炉建屋に設置している制御用空気圧縮装置が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・補助給水設備 原子炉建屋に設置している補助給水設備が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・1次系純水タンク 原子炉建屋に設置している1次系純水タンクが建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・プローダウン設備 原子炉建屋に設置しているプローダウン設備が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・制御棒駆動装置電源 原子炉建屋に設置している制御棒駆動装置電源が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・原子炉トリップ遮断器盤</li> </ul>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>原子炉建屋最上階に設置している原子炉補機冷却水系のサージタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ、原子炉補機室換気空調系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、ほう酸水注入系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、可燃性ガス濃度制御系に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、</p>	<p>原子炉建屋に設置している原子炉トリップ遮断器盤が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制御棒制御装置</li> <li>原子炉建屋に設置している制御棒制御装置が建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・主蒸気管室空調装置</li> <li>原子炉建屋に設置している主蒸気管室空調装置に建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・主蒸気管等</li> <li>原子炉建屋に設置している主蒸気管等が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「2次冷却系の破断」又は「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・燃料取替用水ピット</li> <li>原子炉建屋に設置している燃料取替用水ピットが建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンク</li> <li>原子炉建屋に設置している原子炉補機冷却水サージタンクが建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「原子炉補機冷却機能喪失」に至るシナリオ。</li> <li>・空調用冷水膨張タンク</li> <li>原子炉建屋に設置している空調用冷水膨張タンクが建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・中央制御室空調装置</li> <li>原子炉補助建屋に設置している中央制御室空調装置が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は他の記載と表現を統一している</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>非常用ディーゼル発電設備に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、燃料ディタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、残留熱除去系熱交換器に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ、原子炉建屋給気隔離弁に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「計画外停止」に至るシナリオ</p> <p>タービン建屋に設置している気体廃棄物処理系に建屋外壁</p>	<p>至るシナリオ。</p> <p>なお、中央制御室の換気が困難になった場合、中央制御室の温度が上昇するが、即、中央制御室の機器へ影響が及ぶことはなく、また、竜巻の影響は瞬時であり、竜巻襲来後の対応は十分可能であるため複数の信号系損傷により制御不能に至るシナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全補機開閉器室空調装置</li> <li>原子炉補助建屋に設置している安全補機開閉器室空調装置が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・蓄電池室排気装置</li> <li>原子炉補助建屋に設置している蓄電池室排気装置が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・補助建屋空調装置</li> <li>原子炉補助建屋に設置している補助建屋空調装置が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・試料採取室空調装置</li> <li>原子炉補助建屋に設置している試料採取室空調装置が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>・ディーゼル発電機</li> <li>ディーゼル発電機建屋に設置しているディーゼル発電機が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「手動停止」に至るシナリオ。外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は他の記載と表現を統一している</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「隔離事象」に至るシナリオ、原子炉建屋排気隔壁に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>タービン建屋に設置しているタービンや発電機に建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「非隔離事象」に至るシナリオ、タービン補機冷却水サージタンクに建屋外壁を貫通した飛来物が衝突して機能喪失した場合、「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p> <p>③ 風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生可能性のあるシナリオについては、①、②に包絡される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>タービン及び発電機 タービン建屋に設置しているタービンや発電機が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」に至るシナリオ。</li> <li>給水設備 タービン建屋に設置している給水設備が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「主給水流量喪失」に至るシナリオ。</li> <li>循環水ポンプ 循環水ポンプ建屋に設置している循環水ポンプが建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</li> <li>原子炉補機冷却海水ポンプ 取水ビットポンプ室に設置している原子炉補機冷却海水ポンプが建屋外壁を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「原子炉補機冷却機能喪失」に至るシナリオ。外部電源喪失の同時発生を想定した場合、「全交流動力電源喪失」に至る。</li> <li>2次系設備及び電気系設備の制御盤 電気建屋に設置している2次系設備や電気系設備の制御盤が建屋外壁や天井を貫通した飛来物の衝突により物理的に損傷し、機能喪失することで、「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ。</li> </ul> <p>③風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生可能性のあるシナリオについては、①、②に包絡される。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・組合せた△組み合わせた (以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 起因事象の特定</p> <p>(2) 項で選定した各シナリオについて、想定を超える竜巻事象に対する裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 竜巻荷重による建屋及び設備の損傷 【建屋】</p> <p>・建屋倒壊</p>	<p>④ 竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</p> <p>竜巻により飛散した資機材、車両等が取水口周辺の海に入り取水口を閉塞させる可能性があるが、取水口は呑み口が広く、閉塞させるほどの資機材や車両等の飛散は考えられないことから考慮不要とする。</p> <p>⑤ 竜巻襲来後のがれき散乱によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>竜巻襲来後のがれき散乱により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響が及ぶ可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外現場対応はなく、仮にアクセス性や屋外作業へ影響がおよんだ場合であっても問題はない。</p> <p>そのため①～④項の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要となるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3)で選定した各シナリオについて、想定を超える風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷 &lt;建屋&gt;</p> <p>建屋内外差圧の発生に伴う原子炉建屋外側プローアウトバルの開放による計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>④ 竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞</p> <p>竜巻により飛散した資機材、車両等が取水口周辺の海に入り取水口を閉塞させる可能性があるが、取水口は呑み口が広く、閉塞させるほどの資機材や車両等の飛散は考えられないことから考慮不要とする。</p> <p>⑤ 竜巻襲来後のがれき散乱によるアクセス性や作業性の悪化</p> <p>竜巻襲来後のがれき散乱により屋外現場へのアクセス性や屋外での作業性に影響が及ぶ可能性があるものの、設計基準事故対処設備のみで対応可能なシナリオであれば基本的に屋外現場対応はなく、仮にアクセス性や屋外作業へ影響が及んだ場合であっても問題はない。</p> <p>そのため①～④の影響評価の結果として、可搬型代替交流電源設備の接続といった屋外での作業が必要となるケースが確認された場合に、別途、詳細検討するものとする。</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3)で選定した各シナリオについて、想定を超える風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 風荷重及び気圧差荷重による建屋や設備等の損傷 &lt;建屋&gt;</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・およんだ⇒及んだ</p> <p>【女川】</p> <p>■個別評価による相違</p> <p>・施設構造が異なることにより特定された起因事象も異なる</p> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p> <p>【大飯】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																	
<p>風速については、日本で過去に発生した竜巻の最大風速 92m/s を安全側に切り上げた風速 100m/s (年超過確率 <math>1.7 \times 10^{-7}</math>) を想定する。第2.1表、第2.2表及び第2.3表に示すとおり、この程度の風速を想定しても、各建屋は評価基準に対して健全であることが確認されていることから、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスとはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断する。</p> <p>第2.1表 各建屋の竜巻荷重に対する構造骨組の健全性評価結果 (鉄筋コンクリート造部分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋</th><th>せん断ひずみ度*</th><th>評価基準値</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td><td>0.0173E-3</td><td rowspan="4">2.0E-3</td><td>○</td></tr> <tr> <td>原子炉周辺建屋</td><td>0.0149E-3</td><td>○</td></tr> <tr> <td>制御建屋</td><td>0.0084E-3</td><td>○</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td><td>0.0378E-3</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*せん断ひずみ度は最もせん断ひずみ度が大きいケースを示している。</p>	建屋	せん断ひずみ度*	評価基準値	結果	原子炉格納容器	0.0173E-3	2.0E-3	○	原子炉周辺建屋	0.0149E-3	○	制御建屋	0.0084E-3	○	廃棄物処理建屋	0.0378E-3	○	<p>タービン建屋上層部は鉄骨造であり、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重が建屋に作用した場合、建屋が損傷してタービン、発電機及びタービン補機冷却水サージタンクに影響を及ぼす可能性は否定できず、タービン建屋損傷に伴う非隔離事象、タービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>タービン建屋上層部は鉄骨造であり、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重が建屋に作用した場合、建屋が損傷してタービン、発電機及び給水設備に影響を及ぼす可能性は否定できず、タービン建屋損傷に伴う過渡事象及び主給水流量喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>循環水ポンプ建屋上層部は鉄骨造であり、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重が建屋に作用した場合、建屋が損傷して循環水ポンプに影響を及ぼす可能性は否定できず、循環水ポンプ建屋損傷に伴う過渡事象又は手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊も建屋に対する風荷重については設計上の配慮はなされているが、鉄骨造の建屋については風荷重により損傷するものとして起因事象を特定している</p>
建屋	せん断ひずみ度*	評価基準値	結果																	
原子炉格納容器	0.0173E-3	2.0E-3	○																	
原子炉周辺建屋	0.0149E-3		○																	
制御建屋	0.0084E-3		○																	
廃棄物処理建屋	0.0378E-3		○																	
<p>第2.2表 各建屋の竜巻荷重に対する構造骨組の健全性評価結果 (鉄骨造部分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋</th><th>層間変形角<sup>※1</sup></th><th>評価基準値</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉周辺建屋</td><td>1/248</td><td>1/120</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 層間変形角は最も層間変形角が大きいケースを示している。</p>	建屋	層間変形角 <sup>※1</sup>	評価基準値	結果	原子炉周辺建屋	1/248	1/120	○	<p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>外部電源系が損傷した場合、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重に対しては発生を否定できず、外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>復水貯蔵タンクが損傷した場合、補給水系が喪失し、計画外</p>									
建屋	層間変形角 <sup>※1</sup>	評価基準値	結果																	
原子炉周辺建屋	1/248	1/120	○																	
<p>第2.3表 各建屋の竜巻荷重に対する構造骨組の健全性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋</th><th>層せん断力(MN)*</th><th>保有水平耐力(MN)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タービン建屋</td><td>15.4</td><td>46.8</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*層せん断力は最も裕度が低く評価されたケースを示している。</p> <p>【屋外設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>送電鉄塔倒壊</li> </ul> <p>風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、設計基準を超える荷重に対して発生を否定できないため、送電鉄塔倒壊に伴う外部電源喪失については考慮すべきシナリオとして選定する。</p>	建屋	層せん断力(MN)*	保有水平耐力(MN)	結果	タービン建屋	15.4	46.8	○	<p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>外部電源系は、風荷重に対して設計上の配慮はなされているものの、想定を超える風荷重に対しては損傷の発生を否定できず、外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違 ・泊は&lt;建屋&gt;での記載表現と整合を図っている</p>									
建屋	層せん断力(MN)*	保有水平耐力(MN)	結果																	
タービン建屋	15.4	46.8	○																	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>・海水ポンプ</p> <p>風速については、過去に発生した最大風速 92m/s を安全側に切り上げた風速 100m/s (年超過確率 <math>1.7 \times 10^{-7}</math>) を想定する。第2.4表に示すとおり、この程度の風速を想定しても、風荷重により発生する応力値は許容値を下回り、各機器は評価基準に対して健全であることが確認されていることから、有意な頻度又は影響のある事故シーケンスとはなりえないと考えられるため、考慮すべき起因事象としては選定不要であると判断する。</p> <p>第2.4表 設備の構造健全性評価結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備（評価部位）</th><th>応力値(MPa)*</th><th>裕度</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海水ポンプ (電動機支え台取合ボルト)</td><td>41</td><td>4.1</td><td>○</td></tr> <tr> <td>海水ポンプモータ (端子箱取付ボルト)</td><td>27</td><td>5.6</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*応力値は最も裕度が低く評価されたケースを示している。</p>	設備（評価部位）	応力値(MPa)*	裕度	結果	海水ポンプ (電動機支え台取合ボルト)	41	4.1	○	海水ポンプモータ (端子箱取付ボルト)	27	5.6	○	<p>停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>非常用ディーゼル発電機等の付属機器が損傷した場合、非常用ディーゼル発電機等の機能喪失、また、外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>原子炉補機冷却海水系が損傷した場合、最終ヒートシンク喪失に至るシナリオが考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による計画外停止に至るシナリオが考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>タービン補機冷却海水系が損傷した場合、タービン補機冷却水系喪失によるタービン・サポート系故障に至るシナリオが考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>循環水系が損傷した場合、復水器真空度喪失に伴う隔離事象に至るシナリオが考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>&lt;屋内設備&gt;</p>	<p>&lt;屋内設備&gt;</p> <p>制御用空気圧縮機室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>電動補助給水ポンプ室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>ディーゼル発電機室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>タービン動補助給水ポンプ室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるた</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されており、巻による風荷重及び気圧差荷重は受けない</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・大飯は巻荷重による屋内設備の損傷によって発生する起因事象は特定していない</li> </ul>
設備（評価部位）	応力値(MPa)*	裕度	結果												
海水ポンプ (電動機支え台取合ボルト)	41	4.1	○												
海水ポンプモータ (端子箱取付ボルト)	27	5.6	○												

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②竜巻によってもたらされる飛来物による建屋・設備の損傷</p> <p>【建屋】</p> <p>・建屋貫通</p> <p>安全上重要な機器が設置されている各建屋については、風速100m/s(年超過確率1.7×10<sup>-7</sup>)の竜巒による飛来物衝突を想定しても、第2.5表に示すとおり貫通は生じない。しかし、タービン建屋については、飛来物衝突による貫通を否定できないため、地震PRAの検討を踏まえ、外部電源喪失、2次冷却系の破断事象及び主給水流量喪失事象を考慮する。</p>	<p>中央制御室換気系が損傷した場合、中央制御室換気系が機能喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>計測制御電源室換気空調系が損傷した場合、計測制御電源室換気空調系が機能喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>原子炉補機室空調系が損傷した場合、原子炉補機室空調系が機能喪失し、計画外停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <p>原子炉建屋、制御建屋及びタービン建屋は、飛来物が建屋を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすが、&lt;屋内設備&gt;として起因事象を特定する。</p>	<p>め、起因事象として特定する。</p> <p>主蒸気管室換気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>中央制御室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>安全補機開閉器室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>蓄電池室排気装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>補助建屋空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>試料採取室空調装置が物理的に損傷し、機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>②飛来物の衝撃荷重による建屋や設備等の損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <p>原子炉建屋、原子炉補助建屋、タービン建屋、ディーゼル発電機建屋、循環水ポンプ建屋及び電気建屋は、飛来物が建屋を貫通することにより、屋内設備に波及的影響を及ぼすが、&lt;屋内設備&gt;として起因事象を特定する。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <p>・女川実績の反映</p> <p>・建屋に対する飛来物の衝撃荷重により発生するシナリオは屋内設備への損傷によるものであることから、泊は屋内設備に対する評価において検討している</p> <p>・泊はタービン建屋以外の建屋についても飛来物によつて建屋を貫通した場合に発生が考えられる起因事象に</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>第2.5表 各建屋の設計飛来物による貫通評価結果（飛来方向：鉛直）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建屋</th><th>貫通防止に必要な厚さ(cm)</th><th>最小厚さ(cm)</th><th>結果</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器</td><td>17.5</td><td>110</td><td>○</td></tr> <tr> <td>原子炉周辺建屋*</td><td>19.3</td><td>15</td><td>○</td></tr> <tr> <td>制御建屋</td><td>19.3</td><td>20</td><td>○</td></tr> <tr> <td>廃棄物処理建屋</td><td>19.3</td><td>100</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>※：原子炉周辺建屋のうち燃料取扱エリアについては、貫通を前提とし、使用済燃料ビットへの設計飛来物の侵入について影響評価を実施</p> <p>【屋外設備】</p> <p>・海水ポンプ損傷</p> <p>風速100m/s(年超過確率1.7×10<sup>-7</sup>)を超える竜巻が発生し、かつ飛来物が対象設備に衝突する確率は小さいと考えられるが、その可能性は否定できないため、海水ポンプ損傷による原子炉補機冷却機能喪失、非常用所内交流電源喪失を考慮すべきシナリオとして選定する。外部電源喪失があった場合に全交流動力電源喪失となるが、本シナリオについては、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAでも考慮しており、追加のシナリオではない。</p>	建屋	貫通防止に必要な厚さ(cm)	最小厚さ(cm)	結果	原子炉格納容器	17.5	110	○	原子炉周辺建屋*	19.3	15	○	制御建屋	19.3	20	○	廃棄物処理建屋	19.3	100	○	<p>&lt;屋外設備&gt;</p> <p>外部電源系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>排気筒が飛来物により損傷した場合、<b>气体廃棄物処理系の機能喪失に伴う隔離事象</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p><b>非常用ガス処理系</b>が飛来物により損傷した場合、<b>非常用ガス処理系の機能喪失による計画外停止</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>復水貯蔵タンクが飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に<b>補給水系が喪失し、計画外停止</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p><b>非常用ディーゼル発電機等</b>の付属機器が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に<b>非常用ディーゼル発電機等の機能喪失</b>、また、<b>外部電源喪失の同時発生による全交流動力電源喪失</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>原子炉補機冷却海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に原子炉補機冷却海水系の機能喪失による<b>最終ヒートシンク喪失</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の機能喪失による<b>計画外停止</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>タービン補機冷却海水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様にタービン補機冷却水系喪失による<b>タービン・サポート</b></p>	<p>&lt;屋外設備&gt;</p> <p>外部電源系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>排気筒が飛来物により損傷した場合、<b>アニュラス空気浄化装置が機能喪失することで、手動停止</b>に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されているため、屋内設備として扱っている</p>
建屋	貫通防止に必要な厚さ(cm)	最小厚さ(cm)	結果																				
原子炉格納容器	17.5	110	○																				
原子炉周辺建屋*	19.3	15	○																				
制御建屋	19.3	20	○																				
廃棄物処理建屋	19.3	100	○																				

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>系故障に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>循環水系が飛来物により損傷した場合、(4)①と同様に復水器真空度喪失に伴う隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>＜屋内設備＞</p> <p>飛来物が原子炉建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、原子炉補機冷却系の機能喪失に伴う最終ヒートシンク喪失、原子炉建屋給排気隔離弁の機能喪失に伴う計画外停止、原子炉補機室換気空調系の機能喪失に伴う計画外停止、ほう酸水注入系の機能喪失に伴う計画外停止、可燃性ガス濃度制御系の機能喪失に伴う計画外停止、非常用ディーゼル発電設備の機能喪失に伴う計画外停止、燃料ディタンクの機能喪失に伴う計画外停止、残留熱除去系熱交換器の機能喪失に伴う計画外停止は考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>傷した場合、ディーゼル発電機設備が機能喪失することで、手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>＜屋内設備＞</p> <p>飛来物が原子炉建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、</p> <p>炉内核計測装置の機能喪失に伴う手動停止、 制御用空気圧縮装置の機能喪失に伴う手動停止、 補助給水設備の機能喪失に伴う手動停止、 1次系純水タンクの機能喪失に伴う手動停止、 プローダウン設備の機能喪失に伴う手動停止、 制御棒駆動装置電源の機能喪失に伴う手動停止、 原子炉トリップ遮断器盤の機能喪失に伴う手動停止、 制御棒制御装置の機能喪失に伴う手動停止、 主蒸気管室空調装置の機能喪失に伴う手動停止、 主蒸気管等の機能喪失に伴う2次冷却系の破断、 燃料取替用水ピットの機能喪失に伴う手動停止、 原子炉補機冷却水サージタンクの機能喪失に伴う原子炉補機冷却機能喪失、 空調用冷水膨張タンクの機能喪失に伴う手動停止</p> <p>は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>飛来物が原子炉補助建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、</p> <p>中央制御室空調装置の機能喪失に伴う手動停止、 安全補機開閉器室空調装置の機能喪失に伴う手動停止、 蓄電池室排気装置の機能喪失に伴う手動停止、 補助建屋空調装置の機能喪失に伴う手動停止、 試料採取室空調装置の機能喪失に伴う手動停止</p> <p>は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>飛来物がディーゼル発電機建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、ディーゼル発電機の機能喪失に伴う手動停止は考えられるため、起因事象と</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・大飯は竜巻飛来物による屋内設備の損傷によって発生する起因事象は特定していない</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>飛来物がタービン建屋へ衝突、貫通した場合、(4)①と同様にタービン、発電機の損傷に伴う非隔離事象、タービン補機冷却水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障、主蒸気管の損傷に伴う隔離事象、気体廃棄物処理系の機能喪失に伴う隔離事象は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>③ 風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組合せた荷重による建屋や設備等の損傷 (3)③のとおり、建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生可能性のあるシナリオについては、①、②に包絡されるため、起因事象として特定不要であると判断した。</p> <p>④ 竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞 (3)④のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。 ・タービン建屋損傷による2次冷却系の破断 ・タービン建屋損傷による主給水流量喪失 ・タービン建屋損傷あるいは外部送電系の機能喪失による外部電源喪失</p>	<p>して特定する。</p> <p>飛来物がタービン建屋へ衝突し、貫通した場合、(4)①と同様にタービン、発電機の損傷に伴う過渡事象、給水設備の損傷に伴う主給水流量喪失は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>飛来物が循環水ポンプ建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、 循環水ポンプの損傷に伴う過渡事象又は手動停止、 原子炉補機冷却海水ポンプの損傷に伴う原子炉補機冷却機能喪失 は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>飛来物が電気建屋へ衝突し、貫通した場合、屋内設備の損傷の可能性を否定できないことから、2次系設備や電気系設備の制御盤の機能喪失に伴う手動停止は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>③風荷重、気圧差荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重による建屋や設備等の損傷 (3)③のとおり、建屋及び屋内外設備に対する組合せ荷重により発生可能性のあるシナリオについては、①、②に包絡されるため、起因事象として特定不要であると判断した。</p> <p>④竜巻により取水口周辺の海に飛散した資機材等による取水口閉塞 (3)④のとおり、この損傷・機能喪失モードは考慮しないため、起因事象として特定しない。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 1.にて設計基準を超える竜巻事象に対し発生可能性のある起因事象として以下を選定した。 ・原子炉建屋外側プローアウトパネルの開放に伴う計画外停止 ・原子炉補機冷却水系の損傷に伴う最終ヒートシンク喪失</p>	
		<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違 ・泊は他の記載と統一している</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・海水ポンプの機能喪失による原子炉補機冷却機能喪失</p> <p>上記シナリオは、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。</p>	<p>失</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほう酸水注入系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・可燃性ガス濃度制御系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・中央制御室換気空調系の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・計測制御電源室換気空調系の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・原子炉補機室空調系の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・原子炉建屋給排気隔離弁の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・原子炉補機室換気空調系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・タービン、発電機の損傷に伴う非隔離事象</li> <li>・非常用ガス処理系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・非常用ディーゼル発電設備の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・燃料ディタンクの機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・残留熱除去系熱交換器の機能喪失に伴う計画外停止</li> <li>・タービン補機冷却水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障</li> <li>・外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失</li> <li>・復水貯蔵タンクの損傷に伴う計画外停止</li> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属機器の損傷、かつ外部電源喪失の同時発生に伴う全交流動力電源喪失</li> <li>・原子炉補機冷却海水系の損傷に伴う最終ヒートシング喪失</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・タービン補機冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障</li> <li>・循環水系の損傷に伴う隔離事象</li> <li>・排気筒の損傷に伴う隔離事象</li> </ul> <p>上記起因事象については、いずれも運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失</li> <li>・制御用空気圧縮機室換気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・電動補助給水ポンプ室換気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・ディーゼル発電機室換気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ室換気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・主蒸気管室換気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・中央制御室空調装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・安全補機開閉器室空調装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・蓄電池室排気装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・補助建屋空調装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・試料採取室空調装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・排気筒の損傷に伴う手動停止</li> <li>・ディーゼル発電機の付属機器の損傷に伴う手動停止</li> <li>・炉内核計測装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・制御用空気圧縮装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・補助給水設備の損傷に伴う手動停止</li> <li>・1次系純水タンクの損傷に伴う手動停止</li> <li>・プローダウン設備の損傷に伴う手動停止</li> <li>・制御棒駆動装置電源の損傷に伴う手動停止</li> <li>・原子炉トリップ遮断器盤の損傷に伴う手動停止</li> <li>・制御棒制御装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・主蒸気管室空調装置の損傷に伴う手動停止</li> <li>・主蒸気管等の損傷に伴う2次冷却系の破断</li> <li>・燃料取替用水ピットの損傷に伴う手動停止</li> <li>・原子炉補機冷却水サージタンクの損傷に伴う原子炉補機冷却機能喪失</li> <li>・空調用冷水膨張タンクの損傷に伴う手動停止</li> <li>・ディーゼル発電機の損傷に伴う手動停止</li> <li>・原子炉補機冷却海水ポンプの損傷に伴う原子炉補機冷却機能喪失</li> <li>・2次系設備や電気系設備の制御盤の損傷に伴う手動停止</li> </ul> <p>上記起因事象については、いずれも運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、外部電源喪失、2次冷却系の破断、主給水流量喪失及び原子炉補機冷却機能喪失である。また、外部電源喪失と海水ポンプ損傷による非常用所内交流電源喪失が同時に発生した場合には全交流動力電源喪失となるが、それ以上の組み合わせは考えにくく、竜巻事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断される。</p> <p>なお、暴風事象については年超過確率 <math>10^{-7}</math>（／年）に当たる最大瞬間風速が <math>82.3\text{m/s}</math> であるが、竜巻事象においては最大瞬間風速が <math>100\text{m/s}</math> で評価していることから、竜巻事象の評価に包絡されると判断した。</p>	<p>よって、竜巻を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>よって、竜巻を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載方針の相違           <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は「風(台風)」が竜巻事象に包絡されることについては、1.(1)及び補足1に記載している</li> </ul> </li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 7 外部（森林）火災が原子炉施設へ与える影響について</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>外部火災事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輻射熱による機器への影響</li> <li>② ばい煙による吸気口の閉塞</li> <li>③ 送電線の絶縁影響</li> </ul> <p>(2) 評価対象施設、シナリオの選定</p> <p>(1) 項で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。</p>	<p>補足 1-5</p> <p>森林火災事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>森林火災により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輻射熱による建屋や設備等の損傷</li> <li>② ばい煙による設備等の閉塞</li> </ul> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輻射熱による建屋や設備等への損傷</li> </ul> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋（原子炉棟、付属棟）</li> <li>・制御建屋</li> <li>・タービン建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>補足 1-5</p> <p>森林火災事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>森林火災により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輻射熱による建屋や設備等の損傷</li> <li>② ばい煙による設備等の閉塞</li> </ul> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す建屋及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 輻射熱による建屋や設備等の損傷</li> </ul> <p>&lt;建屋&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋</li> <li>・原子炉補助建屋</li> <li>・タービン建屋</li> <li>・ディーゼル発電機建屋</li> <li>・循環水ポンプ建屋</li> <li>・電気建屋</li> </ul> <p>&lt;屋外設備&gt;</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■評価方針の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は森林火災事象の送電線への影響については、「①輻射熱による建屋や設備等の損傷」において検討している（以下、相違理由説明を省略）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■設計の相違</li> <li>・森林火災の影響を受ける建屋が異なる</li> </ul> <p>（以下、相違理由説明を省略）</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, 66kV 開閉所, 変圧器, 送電線)</li> <li>・復水貯蔵タンク</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系 (275kV 開閉所, 66kV 開閉所 (後備用), 変圧器, 送電線)</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・泊は機能喪失により起因事象となりうるタンク類は屋内に設置されている (以下、相違理由説明を省略)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属設備 (排気消音器等)</li> <li>・排気筒</li> <li>・非常用ガス処理系 (屋外露出部)</li> <li>・原子炉補機冷却海水系</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</li> <li>・タービン補機冷却海水系</li> <li>・循環水系</li> </ul> <p>② ばい煙による設備等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常用ディーゼル発電機等の付属設備 (吸気口等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器 (排気消音器等)</li> <li>・排気筒</li> <li>・主蒸気逃がし弁消音器</li> <li>・主蒸気安全弁排気管</li> <li>・タービン動補助給水ポンプ排気管</li> </ul> <p>②ばい煙による設備等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディーゼル発電機の付属機器 (給気口, 吸気口)</li> </ul>	<p>【女川】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・森林火災の影響を受ける建屋が異なる (以下、相違理由説明を省略)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中央制御室換気空調系</li> <li>・原子炉補機冷却海水系 (モータ)</li> <li>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系 (モータ)</li> <li>・タービン補機冷却海水系 (モータ)</li> <li>・循環水系 (モータ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建屋給気ガラリ (外気取入口)</li> <li>・補助建屋給気ガラリ (外気取入口)</li> <li>・電気建屋給気ガラリ (外気取入口)</li> </ul>	
<p>① 輻射熱による機器への影響</p> <p>・建屋の損傷</p> <p>外部火災の輻射熱により、原子炉周辺建屋等のコン</p>	<p>① 輻射熱による建屋や設備等への損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <p>森林火災の輻射熱による建屋への影響については、想定し得</p>	<p>③ 起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>① 輻射熱による建屋や設備等の損傷</p> <p>&lt;建屋&gt;</p> <p>森林火災の輻射熱による建屋への影響については、想定し得</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・泊は他の箇所と記載表現を統一している</p> <p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>・へののの</p> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
クリート外壁の温度が過度に上昇し、損傷に至る。	<p>る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、建屋の許容温度を下回り、建屋が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による建屋影響について、24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>＜屋外設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所、変圧器、送電線）</li> </ul> <p>森林火災の輻射熱により外部電源系が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>なお、外部電源系への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、敷地内の外部電源系が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じができる。</p> <p>・復水貯蔵タンク</p> <p>森林火災の輻射熱による復水貯蔵タンクへの影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、復水貯蔵タンク水の最高使用温度を下回り、タンクが損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・非常用ディーゼル発電機等の付属設備（排気消音器等）</p>	<p>る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、建屋の許容温度を下回り、建屋が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による建屋影響について、24時間駐在している初期消火要員による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>＜屋外設備＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器、送電線）</li> </ul> <p>森林火災の輻射熱により外部電源系が損傷した場合、「外部電源喪失」に至るシナリオ。</p> <p>なお、外部電源系への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、防火帶内の外部電源系が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>泊は離隔距離、建屋の許容温度及び消火活動の観点から、森林火災の輻射熱による建屋の損傷によるシナリオの選定は不要としている</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■名称の相違</li> <li>初期消火要員（消防車隊）↔初期消火要員 (以下、相違理由説明を省略)</li> </ul>
		<p>・ディーゼル発電機の付属機器（排気消音器等）</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>表現の適切化</li> </ul>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・海水ポンプの損傷</p> <p>外部火災の輻射熱により、海水ポンプの冷却空気温度が限界値を超え、機能喪失する。</p>	<p>森林火災の輻射熱による<b>非常用ディーゼル発電機</b>等の付属設備への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>非常用ディーゼル発電機等</b>の付属設備が受けける輻射強度は低いため、<b>非常用ディーゼル発電機等</b>の付属設備が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・排気筒</p> <p>森林火災の輻射熱による排気筒への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、排気筒が受けける輻射強度は低いため、排気筒が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・非常用ガス処理系（屋外露出部）</p> <p>森林火災の輻射熱による<b>非常用ガス処理系配管</b>への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>非常用ガス処理系配管</b>が受けける輻射強度は低いため、<b>非常用ガス処理系配管</b>が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・原子炉補機冷却海水系／高圧炉心スプレイ補機冷却海水系／タービン補機冷却海水系／循環水系（以下「海水系」という。）</p> <p>森林火災の輻射熱による<b>海水系</b>への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>海水系</b>が受けける輻射強度は低いため、<b>海水系</b>が損傷することはない。</p>	<p>森林火災の輻射熱による<b>ディーゼル発電機</b>の付属設備への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>ディーゼル発電機</b>の付属設備が受けける輻射強度は低いため、<b>ディーゼル発電機</b>の付属設備が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・排気筒</p> <p>森林火災の輻射熱による排気筒への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、排気筒が受けける輻射強度は低いため、排気筒が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じことができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・主蒸気逃がし弁消音器</p> <p>森林火災の輻射熱による<b>主蒸気逃がし弁消音器</b>への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>主蒸気逃がし弁消音器</b>が受けける輻射強度は低いため、<b>主蒸気逃がし弁消音器</b>が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、<b>24時間駐在している初期消火要員</b>による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じことができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>・主蒸気安全弁排気管</p> <p>森林火災の輻射熱による<b>主蒸気安全弁排気管</b>への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、<b>主蒸気安全弁排気管</b>が受けける輻射強度は低いため、<b>主蒸気安全弁排気管</b>が損傷することはない。</p>	<p>【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <p>・泊は原子炉補機冷却海水ポンプは循環水ポンプ建屋内に設置されており、森林火災の輻射熱の影響は受けない</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
② ばい煙による吸気口の閉塞	<p>外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、海水系が受ける輻射強度は低いため、海水系が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員（消防車隊）による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができるところから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>② ばい煙による設備等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常用ディーゼル発電機等の付属設備（吸気口等）の閉塞</li> </ul> <p>森林火災で発生するばい煙の非常用ディーゼル発電機等の吸気口への吸込みにより吸気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央制御室換気空調系の閉塞</li> </ul> <p>森林火災で発生するばい煙の中央制御室換気空調系給気口への吸込みにより給気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海水系（循環水系を除く）ポンプモータ空気冷却器給気口の閉塞</li> </ul>	<p>射強度は低いため、主蒸気安全弁排気管が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン動補助給水ポンプ排気管</li> </ul> <p>森林火災の輻射熱によるタービン動補助給水ポンプ排気管への影響については、想定し得る最大の火災影響評価において、防火帯外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、タービン動補助給水ポンプ排気管が受ける輻射強度は低いため、タービン動補助給水ポンプ排気管が損傷することはない。また、森林火災の輻射熱による影響について、24時間駐在している初期消火要員による早期の消火活動も可能であり、森林火災に対する影響緩和策を講じることができることから、シナリオの選定は不要である。</p> <p>②ばい煙による設備等の閉塞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル発電機の付属機器（給気口、吸気口）の閉塞</li> </ul> <p>森林火災で発生するばい煙のディーゼル発電機の吸気口への吸込みにより吸気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋給気ガラリの外気取入口の閉塞</li> </ul> <p>森林火災で発生するばい煙の原子炉建屋給気ガラリの外気取入口への吸込みにより給気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>主蒸気管室給気ガラリの外気取入口の閉塞</li> </ul> <p>森林火災で発生するばい煙の辅助建屋給気ガラリ</p>	(以下、相違理由説明を省略)
ディーゼル発電機の吸気口閉塞により、ディーゼル発電機の機能が喪失する。ディーゼル発電機が機能喪失し、同時に下記③の外部電源喪失の発生を想定した場合、全交流動力電源喪失に至る。			<p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女川実績の反映</li> <li>泊は森林火災によりばい煙が発生してもフィルタの取替えや清掃が可能であるためディーゼル発電機の吸気口の閉塞によるシナリオの選定は不要としている</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 送電線の絶縁影響 火災及び火災による倒木等によって、送電線が損傷し、外部電源喪失が発生する。</p> <p>(3) 起因事象の特定 (2) 項で選定した各シナリオについて、想定を超える外部火災事象に対する裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 輻射熱による機器への影響 ・建屋の損傷 外部火災の輻射熱による建屋影響について、外部火災の年超過頻度等の定量評価が困難であるが、事象進展を考慮すると、24時間駐在している自衛消防隊による早期の消火体制確立が可能であり、外部火災に対する影響緩和策を講じる事ができる。また、設計基準での非常に保守的な火災影響評価において、防火帶外縁（火炎側）から十分な離隔距離があることを考慮すると、建屋の許容温度を下回り、実際に各建屋の機能が損傷するにはさらに余裕がある。なお、各建屋の損傷については、地震PRAにおいてもシナリオとして考慮しており、新たに追加するものではない。</p>	<p>海水系ポンプモータは外気を取込まない構造であり、また、空冷モータの冷却流路の口径は、ばい煙の粒径より広いことから閉塞し難いため、シナリオの選定は不要である。 ・循環水系 ばい煙により循環水ポンプの空気冷却器が閉塞した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>(4) 起因事象の特定 (3) 項で選定した各シナリオについて、森林火災に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 輻射熱による建屋や設備等への損傷 &lt;建屋&gt; 森林火災の輻射熱による各建屋の損傷については、(3)①のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p> <p>&lt;屋外設備&gt; 森林火災の輻射熱により送電線が損傷する可能性が否定できず、送電線の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 その他の屋外設備についての損傷のシナリオについては、(3)①及び(3)②のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要で</p>	<p>の外気取入口への吸込みにより給気口が閉塞した場合でも、フィルタの取替え及び清掃が可能であることからシナリオの選定は不要である。</p> <p>(4) 起因事象の特定 (3) 項で選定した各シナリオについて、森林火災に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 輻射熱による建屋や設備等への影響 &lt;建屋&gt; 森林火災の輻射熱による各建屋の損傷については、(3)①のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p> <p>&lt;屋外設備&gt; 森林火災の輻射熱により送電線が損傷する可能性が否定できず、送電線の損傷に伴う外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 その他の屋外設備についての損傷のシナリオについては、(3)①のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断する。</p>	<p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は(3)にて離隔距離、建屋の許容温度及び消火活動の観点から、森林火災の輻射熱による建屋の損傷によるシナリオの選定は不要としている</p> <p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・大飯は森林火災事象の送電線への影響については、「③送電線の絶縁影響」において検討している</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・海水ポンプの損傷</p> <p>外部火災の輻射熱による海水ポンプへの影響についても建屋の検討と同様に考慮すべきシナリオとしては抽出不要とする。なお、海水ポンプの損傷により、最終ヒートシンクが喪失し、原子炉補機冷却水系統及びディーゼル発電機の機能が喪失するが、本シナリオについては、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAでも考慮しており、追加のシナリオではない。</p> <p>②ばい煙による吸気口の閉塞</p> <p>外部火災で発生するばい煙の多くは、大規模な火災で発生する強い上昇気流によってプラントの遙か上空に運ばれるため、基本的に高濃度のばい煙が吸気口に直接到達する確率は非常に低いものと考えられる。また、吸気口までばい煙が到達したとしても、吸気口にある吸気フィルタにより粒径の大きいばい煙は捕捉され、通過したばい煙粒子は過給機等に侵入するものの、機器の間隙は一般的なばい煙粒子より大きいと考えられるため、ディーゼル発電機の機能に影響を及ぼすことはないと判断し、本評価の対象外とした。</p> <p>③送電線の絶縁影響</p> <p>火災及び火災による倒木によって、送電線が損傷し、相間短絡を起こす事象については、設計上の考慮が十</p>	<p>あると判断した。</p> <p>②ばい煙による設備等の閉塞</p> <p>森林火災のばい煙等により循環水ポンプの空気冷却器が閉塞する可能性が否定できず、復水器真空度喪失による隔離事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p>	<p>断した。</p> <p>②ばい煙による設備等の閉塞</p> <p>森林火災のばい煙等により設備等が閉塞した場合には、(3)②のとおり、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでは、(3)①に対して起因事象を特定しているため、泊は(3)②の記載は不要と判断した</li> </ul> <p>【女川】【大飯】</p> <p>■評価結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は(3)②において起因事象となり得るシナリオが選定されなかったため、記載が異なる</li> </ul> <p>【大飯】</p> <p>■評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は森林火災によりばい煙が発生してもフィルタの取替えや清掃が可能であるため、(3)②においてディーゼル発電機の吸気口の閉塞によるシナリオの選定は不要としている</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>分になされているものの、森林の中の送電線の機能喪失については、否定できないため、送電系統の機能喪失による、外部電源喪失を考慮する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定 上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。 ・外部送電系の機能喪失による外部電源喪失 　上記シナリオは、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。</p> <p>以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、外部電源喪失のみであり、非常用所内交流電源等の必要な影響緩和設備の機能維持が図られるため、外部（森林）火災事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断する。</p>	<p>2. 事故シーケンスの特定 1.にて森林火災に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失及び隔離事象を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、森林火災を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>2. 事故シーケンスの特定 1.にて森林火災に対し発生可能性のある起因事象として外部電源喪失を特定したが、運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、森林火災を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>【女川】 ■評価結果の相違 ・泊は(3)②において起因事象となり得るシナリオが選定されなかつたため、記載が異なる</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 - 5 落雷が原子炉施設へ与える影響について</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>落雷事象により構築物、系統及び機器に発生する可能性のある影響について、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。</p> <p>① 直撃雷による設備損傷 ② 誘導雷サージによる電子回路損傷</p> <p>(2) 評価対象施設、シナリオの選定</p> <p>(1) 項で抽出した影響を考慮し、プラントの安全性に影響を及ぼす可能性のある設備、シナリオは以下に示すとおりである。</p>	<p>補足 1-6</p> <p>落雷事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>落雷事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。 ① 屋内外計測制御設備に発生するノイズ</p> <p>② 直撃雷による設備損傷 ③ 誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <p>(2) 評価対象設備の選定</p> <p>(1)で抽出した損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す屋内設置の設備等及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>① 屋内外計測制御設備に発生するノイズ ・ 計測制御系</p> <p>② 直撃雷による設備損傷 ・ 外部電源系</p>	<p>補足 1-6</p> <p>落雷事象に対する事故シーケンス抽出</p> <p>1. 起因事象の特定</p> <p>(1) 構築物、系統及び機器（以下「設備等」という。）の損傷・機能喪失モードの抽出</p> <p>落雷事象により設備等に発生する可能性のある影響について、国外の評価事例、国内で発生したトラブル事例も参照し、以下のとおり、損傷・機能喪失モードを抽出した。 ① 屋内外計測制御設備に発生するノイズ</p> <p>②直撃雷による設備損傷 ③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <p>(2) 評価対象施設の選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対し、影響を受ける可能性のある設備等のうち、プラントの運転継続や安全性に影響を及ぼす可能性のある設備等を評価対象設備として選定する。</p> <p>具体的には、以下に示す屋内設置の設備等及び屋外設置の設備等を評価対象設備として選定した。</p> <p>①屋内外計測制御設備に発生するノイズ ・ 計測制御設備</p> <p>②直撃雷による設備損傷 ・ 外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器、送電線）</p>	<p>【大飯】 ■評価方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は雷による計測制御設備へのノイズの影響を評価している (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 ・計測制御系⇒計測制御設備 (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 ・泊は他の箇所と表現を統一した 【女川】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①直撃雷による設備損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備（送電線、海水ポンプ等）への直撃雷により、当該設備の機能喪失に至る。</li> </ul>	<p>・原子炉補機冷却海水系</p> <p>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</p> <p>・タービン補機冷却海水系</p> <p>・循環水系</p> <p>③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御系</li> </ul> <p>(3)起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>①屋内外計測制御設備に発生するノイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御系</li> </ul> <p>ノイズにより安全保護回路が誤動作した場合、「離隔事象」又は「RPS誤動作等」に至るシナリオ</p> <p>ノイズにより安全保護回路以外の計測制御系が誤動作した場合、「非離隔事象」、「全給水喪失」又は「水位低下事象」に至るシナリオ</p> <p>②直撃雷による設備損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系</li> </ul> <p>直撃雷により外部電源系が損傷した場合、外部電源系の機能喪失による「外部電源喪失」に至るシナリオ</p> <p>・原子炉補機冷却海水系</p> <p>直撃雷により原子炉補機冷却海水ポンプが損傷した場合、原子炉補機冷却海水系の機能喪失による「最終ヒートシンク喪失」に至るシナリオ</p> <p>・高圧炉心スプレイ補機冷却海水系</p> <p>直撃雷により高圧炉心スプレイ補機冷却海水ポンプが損傷した場合、高圧炉心スプレイ系の機能喪失による「計画外停止」に至るシナリオ</p>	<p>③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御設備</li> </ul> <p>(3)起因事象になり得るシナリオの選定</p> <p>(1)で抽出した各損傷・機能喪失モードに対して、(2)で選定した評価対象設備への影響を検討の上、発生可能性のあるシナリオを選定した。</p> <p>①屋内外計測制御設備に発生するノイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計測制御設備</li> </ul> <p>ノイズにより安全保護回路が誤動作した場合に、「過渡事象」又は「手動停止」に至るシナリオ</p> <p>ノイズにより安全保護回路以外の計測制御設備が誤動作した場合に、「過渡事象」、「主給水流量喪失」又は「手動停止」に至るシナリオ</p> <p>②直撃雷による設備損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部電源系（275kV開閉所、66kV開閉所（後備用）、変圧器、送電線）</li> </ul> <p>直撃雷により外部電源系が損傷し、機能喪失することで、「外部電源喪失」に至るシナリオ</p>	<p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は機能喪失により起因事象となりうる原子炉補機冷却海水系や循環水系の機器は循環水ポンプ建屋内の地下階に設置されており、直撃雷の影響は受けない</li> </ul> <p>【女川】</p> <p>■個別評価による相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設構造が異なることにより機能喪失によるシナリオも異なる</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】【大飯】</p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は機能喪失により起因事象となりうる原子炉補機冷却海水系や循環水系の機器を循環水ポンプ建屋内の地下階に設置しており、直撃雷の影響を受けない</li> <li>・女川は地下ピット構造の海水ポンプ室に各海水ポンプを設置しており、周辺の構造物よりも低位置であるため落雷の影響を受けにくいため</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 誘導雷サージによる電気盤内の電子回路損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建屋避雷針から誘導雷サージが建屋内に侵入し、電気盤内の電子回路が損傷する。</li> </ul> <p>(3) 起因事象の特定</p> <p>(2) 項で選定した各シナリオについて、想定を超える落雷事象に対しての起因事象発生可能性を評価し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 直撃雷への設備損傷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備（送電線、海水ポンプ等）への直撃雷による当該設備損傷</li> </ul>	<p>・タービン補機冷却海水系 直撃雷によりタービン補機冷却海水ポンプが損傷した場合、タービン補機冷却海水系の機能喪失による「タービン・サポート系故障」に至るシナリオ</p> <p>・循環水系 直撃雷により循環水ポンプが損傷した場合、復水器真空度喪失による「隔離事象」に至るシナリオ</p> <p>③ 誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <p>・計測制御系 誘導雷サージにより計測制御系が損傷した場合、計測・制御系喪失により制御不能に至るシナリオ</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3) 項で選定した各シナリオについて、想定を上回る落雷に対する起因事象発生可能性評価を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 屋内外計測制御設備に発生するノイズ 落雷によって安全保護回路に発生するノイズの影響により誤動作する可能性を否定できず、隔離事象又はRPS誤動作等に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 また、落雷によって安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響により誤動作する可能性を否定できず、非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 なお、上記事象以外の誤動作（ポンプの誤起動等）については、設備の機能喪失には至らず、かつ復旧についても容易であることから、起因事象としては特定しない。</p> <p>② 直撃雷による設備損傷</p>	<p>③ 誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷</p> <p>・計測制御設備 誘導雷サージにより計測制御設備が損傷した場合に、「複数の信号系損傷」に至るシナリオ</p> <p>(4) 起因事象の特定</p> <p>(3) 項で選定した各シナリオについて、想定を超える落雷事象に対しての裕度評価（起因事象発生可能性評価）を実施し、事故シーケンスグループ抽出に当たって考慮すべき起因事象の特定を行った。</p> <p>① 屋内外計測制御設備に発生するノイズ 落雷によって安全保護回路に発生するノイズの影響により誤動作する可能性を否定できず、過渡事象又は手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 また、落雷によって安全保護回路以外の計測制御設備に発生するノイズの影響により誤動作する可能性を否定できず、過渡事象、主給水流量喪失又は手動停止に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。 なお、上記事象以外の誤動作（ポンプの誤起動等）については、設備の機能喪失には至らず、かつ復旧についても容易であることから、起因事象としては特定しない。</p> <p>② 直撃雷による設備損傷</p>	<p>のの、電動機は屋外にあるため、評価対象として選定している (以下、相違理由説明を省略)</p> <p>【女川】 ■記載表現の相違 ・泊は他の箇所と記載を統一している</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>送電線は架空地線で直撃雷の確率低減対策を実施しているが、受雷した場合は送電系損傷により外部電源喪失に至る。</p> <p>また、海水ポンプについては竜巻飛来物防護対策設備の一部による避雷効果を期待できるが、海水ポンプモータ部に関しては想定を超える雷擊によって機能喪失する可能性を否定できないため、海水ポンプ損傷による原子炉補機冷却機能喪失及び非常用所内交流電源喪失を考慮すべきシナリオとして選定する。</p> <p>② 誘導雷サージによる電気盤内の電子回路損傷 落雷による誘導雷サージを接地網に効果的に導くことができない場合には、電気盤内の絶縁耐力が低い電子回路が損傷し、原子炉施設の安全保護系機能が喪失する。ただし、安全保護系の電子回路に使用するケーブルはシールドケーブルを使用し、シールドを接地し、かつ、検出器から制御設備までのケーブルは、基本的に建屋内に設置されているため、電子回路が影響を受けるような誘導雷サージの侵入はないものと判断される。</p>	<p>外部電源系に過渡な電流が発生した場合、機器には雷サージの影響を緩和するため保安器が設置されているが、落雷が発生した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>原子炉補機冷却海水系は、地下ピット構造の海水ポンプ室に設置していることから落雷の影響を受けにくいが、電動機部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できない。また、区分分離が実施された複数の系統に期待できるが、同時に機能喪失することを保守的に考慮し、最終ヒートシンク喪失に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。</p> <p>高圧炉心スプレイ補機冷却海水系は、地下ピット構造の海水ポンプ室に設置していることから落雷の影響を受けにくいが、海水ポンプモータ部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できないことから、タービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。</p> <p>タービン補機冷却海水系は、地下ピット構造の海水ポンプ室に設置していることから落雷の影響を受けにくいが、海水ポンプモータに関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できないことから、タービン・サポート系故障に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。</p> <p>循環水ポンプ用電動機部に関しては落雷によって機能喪失する可能性を否定できないため、隔離事象に至るシナリオは考えられるため起因事象として特定する。</p> <p>③ 誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷 落雷による誘導雷サージを接地網に効果的に導くことができない場合には、電気盤内の絶縁耐力が低い回路が損傷し、原子炉施設の安全保護系機能が喪失する。しかし、安全保護回路は金属シールド付ケーブルを使用し、屋内に設置されているため、損傷に至る有意なサージの侵入はないものと判断されることから、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>外部電源系に過度な電流が発生した場合、機器には雷サージの影響を緩和するため保安器が設置されているが、落雷が発生した場合、外部電源喪失に至るシナリオは考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>③誘導雷サージによる電気盤内の回路損傷 落雷による誘導雷サージを接地網に効果的に導くことができない場合には、電気盤内の絶縁耐力が低い回路が損傷し、発電用原子炉施設の安全保護系機能が喪失する。しかし、安全保護回路は金属シールド付ケーブルを使用し、屋内に設置されているため、損傷に至る有意なサージの侵入はないものと判断されることから、考慮すべき起因事象としては特定不要であると判断した。</p>	<p>【女川】 ■記載表現の相違 ・原子炉施設↔発電用原子炉施設</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>上記検討により起因事象を以下のとおり選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部送電系への直撃雷による外部電源喪失</li> <li>・ 海水ポンプ損傷による原子炉補機冷却機能喪失</li> </ul> <p>上記シナリオは、内部事象レベル1 PRA、地震PRA及び津波PRAにて考慮しているものであり、新たに追加すべきものはない。</p> <p>以上から、事故シーケンス抽出に当たって考慮すべき起因事象は、外部電源喪失及び原子炉補機冷却機能喪失であり、外部電源喪失と海水ポンプ損傷による非常用所内交流電源喪失が同時に発生した場合には、全交流動力電源喪失となるが、落雷事象を要因として発生しうる有意な頻度又は影響のある事故シーケンスグループは新たに生じないと判断する。</p>	<p>なお、安全保護回路以外の計測制御系は、誘導雷サージの影響により損傷し、安全保護回路以外の計測・制御系喪失により制御不能に至る可能性を否定できない。制御不能となった場合は、非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象に至る可能性は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>1. にて設計基準を超える落雷事象に対し発生可能性のある起因事象として以下を特定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全保護回路に発生するノイズの影響に伴う隔離事象又はRPS誤動作等</li> <li>・ 安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象</li> <li>・ 外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失</li> <li>・ 原子炉補機冷却海水系の損傷に伴う最終ヒートシンク喪失</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ補機冷却海水系の損傷に伴う計画外停止</li> <li>・ タービン補機冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポート系故障</li> <li>・ 循環水系の損傷に伴う復水器真空度喪失による隔離事象</li> <li>・ 安全保護回路以外の計測制御系の損傷に伴う非隔離事象、全給水喪失又は水位低下事象</li> </ul> <p>上記起因事象については、いずれも運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、落雷を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>なお、安全保護回路以外の計測制御設備は、誘導雷サージの影響により損傷し、機能喪失することにより制御不能に至る可能性を否定できない。制御不能となつた場合は、過渡事象、主給水流量喪失又は手動停止に至る可能性は考えられるため、起因事象として特定する。</p> <p>2. 事故シーケンスの特定</p> <p>1. にて設計基準を超える落雷事象に対し発生可能性のある起因事象として以下を特定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全保護回路に発生するノイズの影響に伴う過渡事象又は手動停止</li> <li>・ 安全保護回路以外の計測制御設備に発生するノイズの影響に伴う過渡事象、主給水流量喪失又は手動停止</li> <li>・ 外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失</li> <li>・ 安全保護回路以外の計測制御設備の損傷に伴う過渡事象、主給水流量喪失又は手動停止</li> </ul> <p>上記起因事象については、いずれも運転時の内部事象や地震、津波レベル1 PRAにて考慮していることから、追加すべき新しい事故シーケンスではない。</p> <p>よって、落雷を起因とする有意な頻度又は影響のある事故シーケンスは新たに生じないと判断した。</p>	<p>【女川】</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>【大飯】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
自然現象 考慮対象とした起因事象	起因事象の発生シナリオ	想定された他の機械と設備の機能喪失への対応 (1/2)	補足 1-7	補足 1-7
津波 雷暴	外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。このとき、建屋外の機器には影響するものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。このとき、建屋外の機器には影響するものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	■ 記載方針の相違 ・ 女川実績の反映 ・ 泊はその他自然現象と起因事象発生時の対応を記載している 【女川】
積雪 火山の影響	外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。このとき、建屋外の機器には影響するものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。このとき、建屋外の機器には影響するものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	■ 評価結果の相違
計画外停止 非隔壁事象 タービン・サポート系統故障 隔壁事象 外部電源喪失 船舶	外部電源喪失	建屋内の機器のうち、地上1階以上かつ外子母格納容器外の機器以外には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	建屋内の機器のうち、地上1階以上かつ外子母格納容器外の機器以外には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器が建屋外の機器に対する影響を防ぐものと考へられる。	
気圧差荷重や、飛来物の衝突による断面遮断による停止 風荷重や、飛来物の衝突による停止	送電線や塔へ降下火砕物が付着し、水分を吸引することによる相間短絡を起すことによる外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器には疊層による影響が生じる可能性がある。	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器には疊層による影響が生じる可能性がある。	
風荷重や、飛来物の衝突による停止 冷却系の損傷によるタービン・サポート系統故障 隔壁事象 外部電源喪失 船舶	隔壁事象 外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器による風荷重や飛来物の衝突による外部電源系の損傷による停止	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器による風荷重や飛来物の衝突による外部電源系の損傷による停止	
全交流動力電源喪失 最終ヒートシンク喪失	外部電源喪失	建屋内と建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	建屋内と建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	
船舶	船舶	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	
起因事象の発生が考へられるその他の自然現象と起因事象発生時の対応 (1/2)		起因事象の発生シナリオ	想定された他の機械と設備の機能喪失への対応 (1/2)	
自然現象 考慮対象とした起因事象	起因事象	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	建屋内の機器には影響しないものと考へられる。建屋外の機器に対する影響は、運転止止めの機器に対する影響が生じる可能性がある。	
津波 外部電源喪失	外部電源喪失	送電線が断つて水を貯めることによる外洋海水侵入	送電線が断つて水を貯めることによる外洋海水侵入	
積雪 外部電源喪失	外部電源喪失	送電線や船頭を起すことによる外洋海水侵入	送電線や船頭を起すことによる外洋海水侵入	
火山の影響 手動停止	手動停止	降下火砕物の阻害による機器停止	降下火砕物の阻害による機器停止	
過渡状態	外部電源喪失	送電線が断つて水を貯めることによる外洋海水侵入	送電線が断つて水を貯めることによる外洋海水侵入	
船舶	船舶	船舶の前部による船舶航行による外洋海水侵入	船舶の前部による船舶航行による外洋海水侵入	
37条 付録1別紙1-123				【大飯】

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																											
<b>起因事象の発生が考えられるその他の自然現象と起因事象発生時の対応 (2/2)</b>																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>考慮対象とした起因事象</th> <th>起因事象の発生シナリオ</th> <th>想定される他の緩和系設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>外部電源喪失</td> <td>送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な過熱部位は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>R P S 誤動作等</td> <td>安全保護回路による断電水系の損傷に伴う安全保護回路に発生するノイズの影響や直撃雷による断電水系の損傷に伴う非階層事象</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>非階層事象</td> <td>安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う非階層事象</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>全給水喪失</td> <td>安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>水位低下事象</td> <td>安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失</td> <td>建屋内の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>直撃雷による外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失</td> <td>建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴う最終ヒートシングル接头</td> <td>建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>最終ヒートシングル接头</td> <td>直撃雷による高圧炉心システム機合冷却海水系の停止</td> <td>建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>計画外停止</td> <td>直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポーター系故障</td> <td>建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>タービン・サポーター系故障</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	考慮対象とした起因事象	起因事象の発生シナリオ	想定される他の緩和系設備	森林火災	外部電源喪失	送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な過熱部位は維持できるものと考えられる。	R P S 誤動作等	安全保護回路による断電水系の損傷に伴う安全保護回路に発生するノイズの影響や直撃雷による断電水系の損傷に伴う非階層事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。	非階層事象	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う非階層事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。	全給水喪失	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。	水位低下事象	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失	建屋内の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	落雷	直撃雷による外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	外部電源喪失	直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴う最終ヒートシングル接头	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	最終ヒートシングル接头	直撃雷による高圧炉心システム機合冷却海水系の停止	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	計画外停止	直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポーター系故障	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	タービン・サポーター系故障				<table border="1"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>考慮対象とした起因事象</th> <th>起因事象の発生シナリオ</th> <th>想定される他の緩和系設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林火災</td> <td>外部電源喪失</td> <td>送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>過渡事象</td> <td>計測制御設備による過渡事象</td> <td>計測制御設備に発生するノイズ等の影響による過渡事象</td> <td>建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>手動停止</td> <td>計測制御設備による手動停止</td> <td>計測制御設備に発生するノイズ等の影響による手動停止</td> <td>建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>主給水流量喪失</td> <td>計測制御設備による主給水流量喪失</td> <td>建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。</td> </tr> <tr> <td>外部電源喪失</td> <td>直撃雷による外部電源喪失</td> <td>建屋外の機器に期待できるものと考えられる。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	考慮対象とした起因事象	起因事象の発生シナリオ	想定される他の緩和系設備	森林火災	外部電源喪失	送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。	過渡事象	計測制御設備による過渡事象	計測制御設備に発生するノイズ等の影響による過渡事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。	手動停止	計測制御設備による手動停止	計測制御設備に発生するノイズ等の影響による手動停止	建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	落雷	主給水流量喪失	計測制御設備による主給水流量喪失	建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。	外部電源喪失	直撃雷による外部電源喪失	建屋外の機器に期待できるものと考えられる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊はその他自然現象と起因事象発生時の対応を記載している【女川】</li> <li>■ 評価結果の相違</li> </ul>
自然現象	考慮対象とした起因事象	起因事象の発生シナリオ	想定される他の緩和系設備																																																											
森林火災	外部電源喪失	送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な過熱部位は維持できるものと考えられる。																																																											
R P S 誤動作等	安全保護回路による断電水系の損傷に伴う安全保護回路に発生するノイズの影響や直撃雷による断電水系の損傷に伴う非階層事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。																																																												
非階層事象	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う非階層事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。																																																												
全給水喪失	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。																																																												
水位低下事象	安全保護回路以外の計測制御系に発生するノイズの影響に伴う外部門電源喪失	建屋内の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																												
落雷	直撃雷による外部電源系の損傷に伴う外部電源喪失	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																												
外部電源喪失	直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴う最終ヒートシングル接头	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																												
最終ヒートシングル接头	直撃雷による高圧炉心システム機合冷却海水系の停止	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																												
計画外停止	直撃雷による原子炉堆冷却海水系の損傷に伴うタービン・サポーター系故障	建屋外の機器に対する直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																												
タービン・サポーター系故障																																																														
自然現象	考慮対象とした起因事象	起因事象の発生シナリオ	想定される他の緩和系設備																																																											
森林火災	外部電源喪失	送電線の輻射熱による損傷に伴う外部電源喪失	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。																																																											
過渡事象	計測制御設備による過渡事象	計測制御設備に発生するノイズ等の影響による過渡事象	建屋内の機器には影響しないものと考えられる。必要な緩和機能は維持できるものと考えられる。																																																											
手動停止	計測制御設備による手動停止	計測制御設備に発生するノイズ等の影響による手動停止	建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																											
落雷	主給水流量喪失	計測制御設備による主給水流量喪失	建屋外の機器には直撃雷による影響が生じる可能性が考えられる。																																																											
外部電源喪失	直撃雷による外部電源喪失	建屋外の機器に期待できるものと考えられる。																																																												

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

**赤字**: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
過酷な人為事象により考え得る起因事象等 (1/3)						
No.	自然現象	設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価				
		設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等			
1	衛星の落下	安全施設の機能に影響が及ぶ規模の隕石等の衝突については有意な発生頻度とはならない。したがって、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はない」と判断。				
2	パイプライン事故	発電所周辺にはパイプラインはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はない」と判断。				
3	有毒ガス	有毒ガス	有毒ガスの侵入 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞	鉄道線、主要道路、航路及び石油コンビナート施設は発電所から十分な離隔距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による発電所への有毒ガスの影響はない。		
4	タービンミニサイル	有毒ガスの侵入	有毒ガスの侵入 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞	航空機落下障害率の評価結果が防護方針の要否判断の $10^{-7}$ （回／炉・年）を超えないため、航空機落下による防護設計を必要としない。 なお、当該事象が方が一発生した場合には、大規模損傷及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損傷対策による影響緩和を図ることで対応する。		
5	飛来物 (航空機落下)	荷重 温度	荷重 (衝突) 輻射熱 ばい煙による閉塞	航空機落下障害率の評価結果が防護方針の要否判断の $10^{-7}$ （回／炉・年）を超えないため、航空機落下による防護設計を必要としない。 なお、当該事象が方が一発生した場合には、大規模損傷及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損傷対策による影響緩和を図ることで対応する。		
				補足2		
過酷な人為事象により考え得る起因事象等 (1 / 3)						
No.	自然現象	設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価				
		設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等			
1	衛星の落下	安全施設の機能が及ぶ規模の衛星等の衝突については有意な発生頻度とはならない。したがって、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象の発生はない」と判断。				
2	パイプライン事故	荷重 温度	荷重 (衝突) 輻射熱 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞	発電所周辺にはパイプラインはないため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はない」と判断。		
3	有毒ガス	有毒ガス	有毒ガスの侵入 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞	鉄道線、主要道路、航路及び石油コンビナート施設は発電所から十分な離隔距離が確保されており、危険物を搭載した車両及び船舶を含む事故等による影響緩和は無い。		
4	タービンミニサイル	有毒ガス	有毒ガスの侵入 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞	航空機落下障害率の評価結果が防護方針の要否判断の $10^{-7}$ （回／炉・年）を超えないため、航空機落下による防護設計を必要としない。 なお、当該事象が方が一発生した場合には、大規模損傷及び大規模な火災が発生することを想定し、大規模損傷対策による影響緩和を図ることで対応する。		
5	飛来物 (航空機落下)	荷重 温度	荷重 (衝突) 輻射熱 ばい煙、有毒ガス ばい煙による閉塞			
				補足2		
■ 記載方針の相違						
						■ 女川実績の反映
						・ 女川の記載方針に統一するため、人為事象の影響について補足2に記載している
						■ 【女川】
						■ 評価結果の相違
						■ 大飯】

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉				女川原子力発電所2号炉				泊発電所3号炉				相違理由								
過酷な人為事象により考え得る起因事象等 (2/3)																				
設計基準を超える事象の発生を想定した場合の評価																				
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	想定される起因事象等	■ 記載方針の相違								
6	船舶の衝突	閉塞(海水系)	液体不純物の放出による海水系ストレーナ等の閉塞	6	漂流船により流出した化学物質については、海水系に取水される段階で十分未証明されるが、仮に影響が生じた場合は、最終ヒートシングが喪失に至るシナリオとなる。	7	水中の化学物質	閉塞(海水系)	海水中に流出した化学物質による海水系ストレーナ等の閉塞	7	船体不純物の放出による海水系ストレーナ等の閉塞	海水系に取り扱う際には、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はないと判断。	・ 女川実績の反映							
8	爆発	荷重	荷重(爆発)	8	船体不純物の放出による海水系ストレーナ等の閉塞	海水系に最も近い石油コンビナート地区は釜石地区及び仙台地区であるが、西南西に約40kmの距離があることから、機室の影響が安全施設の安全機能に及ぼすほどの影響ではないと判断。	8	爆発	荷重	荷重(爆発)	海水系に最も近い石油コンビナート地区は釜石地区及び仙台地区であるが、西南西に約40kmの距離があることから、機室の影響が安全施設の安全機能に及ぼすほどの影響ではないと判断。	・ 泊は女川の記載方針に統一するため、人為事象の影響について補足2に記載している								
9	軍事施設からのミサイル	偶発的なミサイル到達は考え難いため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はないと判断。	9	軍事施設からのミサイル	偶発的なミサイル到達は考え難いため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はないと判断。	9	軍事施設からのミサイル	偶発的なミサイル到達は考え難いため、本事象から事故シーケンスの抽出に当たって考慮すべき起因事象はないと判断。	■ 【女川】	■ 評価結果の相違										

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由		
過酷な人為事象により考え得る起因事象等 (3/3)											
No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	設計基準を想定した場合の評価	No.	自然現象	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	設計基準を想定した場合の評価	No.	自然現象		
10	施術工事	施術地内で施術工事を行う場合は、事前調査で埋設ケーブル・配管位置の確認を行うため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	施術地内で施術工事を行う場合は、事前調査で埋設ケーブル・配管位置の確認を行うため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	11	内部溢水	別紙1 表1に示すとおり。	安全保護回路は、日本産業規格(JIS)等に基づき、ラインフィルタや保護正味距離の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、機械装置や金属シールドケーブルの適用により電磁波の侵入を防止するため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	12	電磁的影響	サーボ・ノイズ 電磁波	安全保護回路は、日本産業規格(JIS)等に基づき、サーボ・ノイズの侵入を防止するため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。
13	ダムの崩壊	浸水	ダムの崩壊による浸水	14	近隣工場等の火災	ばい煙による昇騰 ばい煙、有毒ガスによる昇騰	自然現象 森林火災 (No. 19) の影響に曝露される。 蒸気空調系の外気取入れ管ではバフフィルタを設置しているため、一定以上の程度のほい煙によって侵入を阻止できる。また、ばい煙が想定される場合は、中央制御室換気空調系について、室外換気扇を行なうとともに、それ以外の換気空調系について、空調機を停止することによって火災を阻止できる。したがって、本事象から直接シーケンスへの抽出に当たっては、該事象の発生がないと判断。	15	内部溢水	ばい煙による昇騰 ばい煙、有毒ガスによる昇騰	自然現象 森林火災 (No. 18) の影響に曝露される。
過酷な人為事象により考え得る起因事象等 (3/3)											
No.	自然現象	設計基準を想定した場合の評価	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	No.	自然現象	設計基準を想定した場合の評価	設備等の損傷・機能喪失モードの抽出	No.	自然現象		
10	施術工事	施術地内で施術工事を行う場合は、事前調査で埋設ケーブル・配管位置の確認を行うため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	施術地外で地盤の搬出を行う場合は、運搬船による運送を行うことにより、船体や荷役作業による損傷が発生する。また、運搬船による運送を行う場合は、運搬船の損傷の可能性があるが、複数回線が同時に損傷するシナリオは考え難い。	11	内部溢水	別紙1 第1表に示すとおり。	安全保護回路は、日本産業規格(JIS)等に基づき、ライノフィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、開翼保持ドアケーブルの防止するため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	12	電磁的障害	電気的影響 電磁波	安全保護回路は、日本産業規格(JIS)等に基づき、ライノフィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、開翼保持ドアケーブルの防止するため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。
13	ダムの崩壊	浸水	ダムの崩壊による浸水	14	近隣工場等の火災	ばい煙 ばい煙、有毒ガス	安全保護回路は、日本産業規格(JIS)等に基づき、ライノフィルタや絶縁回路の設置により、サーボ・ノイズの侵入を防止するとともに、開翼保持ドアケーブルの防止するため、設備の損傷・機能喪失が発生するシナリオは考え難い。	15	内部溢水	ばい煙による昇騰 ばい煙、有毒ガス	安全現象 森林火災 (No. 18) の影響に曝露される。
■ 記載方針の相違											
■ 女川実績の反映											
■ 泊は女川の記載方針に統一するため、人為事象の影響について補足2に記載している 【女川】											
■ 評価結果の相違											
【大飯】											

泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	補足3	補足3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は自然現象の重畠影響の評価をしている</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価結果の相違</li> </ul>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は自然現象の重疊影響の評価をしている</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価結果の相違</li> </ul>
			【大飯】

泊発電所 3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は自然現象の重複影響の評価をしている</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価結果の相違</li> </ul>
			<p><b>【大飯】</b></p>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

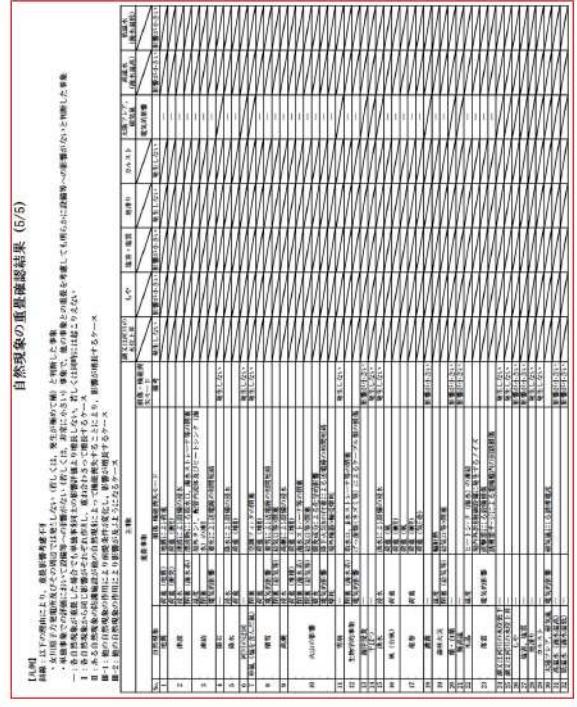
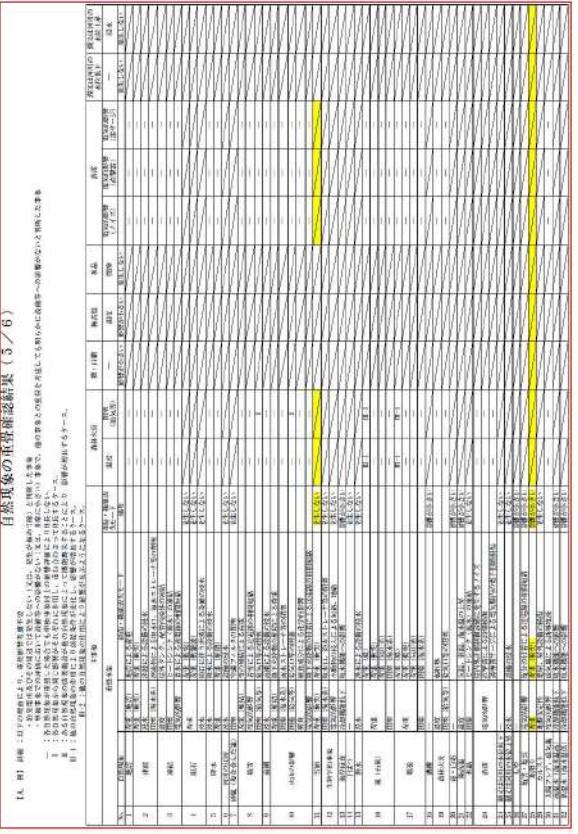
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="text-align: center;"> <p><b>自然現象の重量評価結果 (4/5)</b></p> <p>【見出し】自然現象の重量評価結果 (4/5)      【説明】(1)この欄は、事故シーケンスにより、施設各部を直接受けた場合、その現象による影響を考慮して、用いたに於ける影響がないと判断した結果。      (2)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。      (3)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。      (4)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p><b>自然現象の重量評価結果 (4/5)</b></p> <p>【見出し】自然現象の重量評価結果 (4/5)      【説明】(1)この欄は、事故シーケンスにより、施設各部を直接受けた場合、その現象による影響を考慮して、用いたに於ける影響がないと判断した結果。      (2)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。      (3)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。      (4)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。</p> </div>	<div style="text-align: center;"> <p><b>自然現象の重評価結果 (1 / 6)</b></p> <p>【見出し】自然現象の重評価結果 (1 / 6)      【説明】(1)この欄は、事故シーケンスにより、施設各部を直接受けた場合、その現象による影響を考慮して、用いたに於ける影響がないと判断した結果。      (2)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。      (3)各自が現象の種類によって現象の影響度を評価し、現象の影響度に基づき現象をランクづけする。</p> </div>	<p>■記載方針の相違      ■女川実績の反映      ■泊は自然現象の重評価の評価をしている  <b>【女川】</b>      ■評価結果の相違  <b>【大飯】</b></p>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

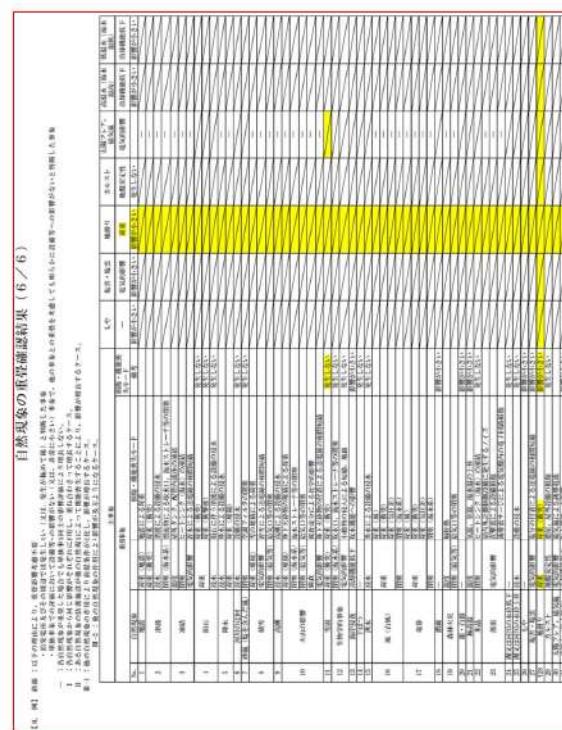
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;"><b>自然現象の重複評価結果 (5/5)</b></p>  <p><b>【凡例】</b> 赤字: 個別評価結果と重複する項目 緑字: 重複する項目 青字: 重複する項目</p> <p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は自然現象の重複影響の評価をしている</li> </ul> <p><b>【女川】</b></p> <p>■評価結果の相違</p>	<p style="text-align: center;"><b>自然現象の重複評価結果 (5 / 6)</b></p>  <p><b>【凡例】</b> 赤字: 個別評価結果と重複する項目 緑字: 重複する項目 青字: 重複する項目</p>	<p><b>【大飯】</b></p>

泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;"><b>自然現象の重複確認結果 (6 / 6)</b></p>  <p>The highlighted area contains the following Japanese text:</p> <p>1. 風速：1.2m/s以上の風速で強風警報が発出されると、風速が1.0m/s未満になると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>2. 雷雨：雷雨時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>3. 霧：霧時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>4. 雪：雪時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>5. 雷電：雷電時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>6. 風速：1.2m/s以上の風速で強風警報が発出されると、風速が1.0m/s未満になると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>7. 雷雨：雷雨時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>8. 霧：霧時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>9. 雪：雪時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>10. 雷電：雷電時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>11. 大雨：大雨時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>12. 強風警報：強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>13. 風速：1.2m/s以上の風速で強風警報が発出されると、風速が1.0m/s未満になると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>14. 雷雨：雷雨時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>15. 霧：霧時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>16. 雪：雪時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p> <p>17. 雷電：雷電時に、強風警報が発出されると、強風警報は解除される。また、強風警報と同時に風速計の測定値を表示するモニタが表示しないことによって、強風警報が発出されない場合がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 記載方針の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>・ 泊は自然現象の重複影響の評価をしている</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 評価結果の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p style="text-align: center;">補足4 人為事象に関する重畳の影響について</p> <p>外部事象のうち、自然現象同士が重畳することによる影響については、補足3に示すように組合せを考慮し、単独事象とは異なる新たな影響が発生しないことを確認した。一方、人為事象については、以下に示す理由から個々の組合せについて確認する必要はなく、自然現象の重畳影響評価に包絡されると考える。</p> <p><b>【理由】</b>自然現象と比べて人為事象は影響範囲が限定的（狭い）である。          自然現象の影響は、原子力施設全体に対して同時に作用する点が特徴である。一方、人為事象の場合は、人工物の事故等により引き起こされるものであり、影響範囲は当該人工物の大きさや内包する危険物量等により決まる。したがって、人為事象の場合、低頻度事象を仮定しようとしても、実際に設置されている設備や立地状況等により制限され、際限なく事象影響範囲が拡がるということはない。          以上より、各人為事象により生じる影響の特徴を踏まえ、それぞれの影響を包絡する自然現象について重畳影響を確認しておくことで、人為事象についても重畳影響を確認したことと同等になる。（表1参照）</p> <p style="text-align: center;">表1 自然現象と包絡される人為事象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>特徴</th> <th>包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.10 挖削工事</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.12 電磁的障害</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。</td> <td>No.8 爆発（飛来物）</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	特徴	包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)	地震	発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。	No.10 挖削工事	津波	発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。	No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水	落雷	発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。	No.12 電磁的障害	竜巻	移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。	No.8 爆発（飛来物）	<p style="text-align: center;">補足4 人為事象に関する重畳の影響について</p> <p>外部事象のうち、自然現象同士が重畳することによる影響については、補足3に示すように組合せを考慮し、単独事象とは異なる新たな影響が発生しないことを確認した。一方、人為事象については、以下に示す理由から個々の組合せについて確認する必要はなく、自然現象の重畳影響評価に包絡されると考える。</p> <p><b>【理由】</b>自然現象と比べて人為事象は影響範囲が限定的（狭い）である。          自然現象の影響は、原子力施設全体に対して同時に作用する点が特徴である。一方、人為事象の場合は、人工物の事故等により引き起こされるものであり、影響範囲は当該人工物の大きさや内包する危険物量等により決まる。したがって、人為事象の場合、低頻度事象を仮定しようとしても、実際に設置されている設備や立地状況等により制限され、際限なく事象影響範囲が拡がるということはない。          以上より、各人為事象により生じる影響の特徴を踏まえ、それぞれの影響を包絡する自然現象について重畳影響を確認しておくことで、人為事象についても重畳影響を確認したことと同等になる。（第1表参照）</p> <p style="text-align: center;">第1表 自然現象と包絡される人為事象</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>自然現象</th> <th>特徴</th> <th>包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震</td> <td>発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.10 挖削工事</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。</td> <td>No.12 電磁的障害</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。</td> <td>No.8 爆発</td> </tr> </tbody> </table>	自然現象	特徴	包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)	地震	発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。	No.10 挖削工事	津波	発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。	No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水	落雷	発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。	No.12 電磁的障害	竜巻	移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。	No.8 爆発	<p>■記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>・泊は人為事象の重畳影響の評価をしている</li> </ul>
自然現象	特徴	包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)																															
地震	発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。	No.10 挖削工事																															
津波	発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。	No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水																															
落雷	発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。	No.12 電磁的障害																															
竜巻	移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。	No.8 爆発（飛来物）																															
自然現象	特徴	包絡される人為事象 (No.は補足2中の事象の番号)																															
地震	発電用原子炉施設全体に対して外力が作用し、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。敷地の変動等により屋外設備の基礎や地中設備を損傷させる可能性がある。	No.10 挖削工事																															
津波	発電用原子炉施設への浸水により、複数の機器が同時に機能喪失する場合がある。波力により海水系機器を損傷させる可能性がある。	No.6 船舶の衝突 No.7 水中の化学物質 No.11 内部溢水																															
落雷	発電用原子炉施設への落雷により、広範な範囲で計測系、制御系を損傷させる可能性がある。	No.12 電磁的障害																															
竜巻	移動しながら広範囲にわたって風圧、気圧差、飛来物による影響を与える。特に飛来物については、屋外設備だけではなく、建屋内の設備を損傷させる場合もある。	No.8 爆発																															

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>なお、<b>表1</b>のとおり自然現象に包絡される人為事象以外の“その他の事象”については、以下のとおりである。</p> <p><b>【その他の事象】</b></p> <p>(1) 人為事象の影響の方が大きい場合</p> <p>火災による熱影響については、自然現象では「森林火災」、人為事象では「No.5 飛来物（航空機落下）」及び「No.14 近隣工場等の火災」で想定されるが、このうち、発電用原子炉施設に対して最も厳しい熱影響がある事象は、「No.5 飛来物（航空機落下）」である。航空機落下と発電用原子炉施設周辺で発生し得る重複事象としては、「森林火災」と「No.14 近隣工場等の火災」の<b>軽油タンク火災</b>が挙げられるものの、「森林火災」の熱影響は、<b>軽油タンク火災</b>の熱影響に包絡できる。</p> <p>偶発的に落下する航空機による火災と、<b>軽油タンク火災</b>が組み合わされる重複事象については、<math>10^{-7}</math>/年程度の低頻度事象ではあるものの外部火災評価の中で許容値以下の熱影響に止まることを確認済みであることを踏まえると、事象の重複による新たな起因事象の追加はない。</p> <p>爆風圧による影響については「No.8 爆発」で想定されるが、それぞれの事象の特徴を踏まえれば、個別の重複影響評価をするまでもなく、自然現象同士の重複事象を評価することで影響が包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「No.8 爆発」については、発電所周辺の社会環境からみて、爆風圧の影響が発電所へ及ばないことを確認済みであることを踏まえ、単独事象として影響がないと判断</li> </ul> <p>(2) 人為事象の影響について考慮が不要な場合</p> <p>以下にあげる外部事象については、重複影響を考慮するまでもなく、単独事象として発電用原子炉施設への影響を考慮する必要がないものとして整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○単独事象として発生頻度が稀な事象 (<math>10^{-7}</math>/年以下)           <ul style="list-style-type: none"> <li>No.1 衛星の落下</li> <li>No.4 タービンミサイル</li> <li>No.5 飛来物（航空機落下）</li> <li>No.9 軍事施設からのミサイル</li> </ul> </li> </ul>	<p>なお、<b>第1表</b>のとおり自然現象に包絡される人為事象以外の“その他の事象”については、以下のとおりである。</p> <p><b>【その他の事象】</b></p> <p>(1) 人為事象の影響の方が大きい場合</p> <p>火災による熱影響については、自然現象では「森林火災」、人為事象では「No.5 飛来物（航空機落下）」及び「No.14 近隣工場等の火災」で想定されるが、このうち、発電用原子炉施設に対して最も厳しい熱影響がある事象は、「No.14 近隣工場等の火災」の3号炉補助ボイラー燃料タンク火災である。3号炉補助ボイラー燃料タンク火災と発電用原子炉施設周辺で発生し得る重複事象としては、「森林火災」と「No.5 飛来物（航空機落下）」が挙げられるものの、「森林火災」の熱影響は、航空機落下の熱影響に包絡できる。</p> <p>偶発的に落下する航空機による火災と、<b>3号炉補助ボイラーフuelタンク火災</b>が組み合わされる重複事象については、<math>10^{-7}</math>/年程度の低頻度事象ではあるものの外部火災評価の中で許容値以下の熱影響に止まることを確認済みであることを踏まえると、事象の重複による新たな起因事象の追加はない。</p> <p>爆風圧による影響については「No.8 爆発」で想定されるが、それぞれの事象の特徴を踏まえれば、個別の重複影響評価をするまでもなく、自然現象同士の重複事象を評価することで影響が包絡される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「No.8 爆発」については、発電所周辺の社会環境からみて、爆風圧の影響が発電所へ及ばないことを確認済みであることを踏まえ、単独事象として影響がないと判断</li> </ul> <p>(2) 人為事象の影響について考慮が不要な場合</p> <p>以下にあげる外部事象については、重複影響を考慮するまでもなく、単独事象として発電用原子炉施設への影響を考慮する必要がないものとして整理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○単独事象として発生頻度が稀な事象 (<math>10^{-7}</math>/年以下)           <ul style="list-style-type: none"> <li>No.1 衛星の落下</li> <li>No.4 タービンミサイル</li> <li>No.5 飛来物（航空機落下）</li> <li>No.9 軍事施設からのミサイル</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>【女川】</b></p> <p>■設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別プラントの設計の相違により、最も熱影響がある事象が異なる</li> </ul> <p>(以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○発生源となる施設が発電所へ影響を及ぼす範囲にない事象 No.2 パイプライン事故 No.13 ダムの崩壊 ○発生しても影響が軽微な事象、影響を遮断できる事象 No.3 有毒ガス</p> <p>事象ごとの状況を表2にまとめる。</p>	<p>○発生源となる施設が発電所へ影響を及ぼす範囲にない事象 No.2 パイプライン事故 No.13 ダムの崩壊 ○発生しても影響が軽微な事象、影響を遮断できる事象 No.3 有毒ガス</p> <p>事象ごとの状況を第2表にまとめる。</p>	

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について

別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
	<p style="text-align: center;">表2 各人為事象が包絡される自然現象等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>人為事象</th> <th>包絡される自然現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>衛星の落下</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>パイプライン事故</td> <td>影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>有毒ガス</td> <td>【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>タービンミサイル</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>飛来物 (航空機落下)</td> <td>熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>船舶の衝突</td> <td>【津波】海水系機器の性能低下</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>水中の化学物質</td> <td>【津波】海水系機器の性能低下</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>爆発</td> <td>飛来物による影響 飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>軍事施設からのミサイル</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>掘削工事</td> <td>【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>内部溢水</td> <td>【津波】広範囲の機器等の同時浸水</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>電磁的障害</td> <td>【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ダムの崩壊</td> <td>影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>近隣工場等の火災</td> <td>【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例：【 】包絡される自然現象</p>	No.	人為事象	包絡される自然現象等	1	衛星の落下	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	2	パイプライン事故	影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）	3	有毒ガス	【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）	4	タービンミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	5	飛来物 (航空機落下)	熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	6	船舶の衝突	【津波】海水系機器の性能低下	7	水中の化学物質	【津波】海水系機器の性能低下	8	爆発	飛来物による影響 飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり	9	軍事施設からのミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	10	掘削工事	【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷	11	内部溢水	【津波】広範囲の機器等の同時浸水	12	電磁的障害	【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等	13	ダムの崩壊	影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）	14	近隣工場等の火災	【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）	<p style="text-align: center;">第2表 各人為事象が包絡される自然現象等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>人為事象</th> <th>包絡される自然現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>衛星の落下</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>パイプライン事故</td> <td>【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>有毒ガス</td> <td>【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>タービンミサイル</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>飛来物 (航空機落下)</td> <td>【-】熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>船舶の衝突</td> <td>【津波】海水系機器の性能低下</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>水中の化学物質</td> <td>【津波】海水系機器の性能低下</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>爆発</td> <td>【危険】飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>軍事施設からのミサイル</td> <td>【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>掘削工事</td> <td>【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>内部溢水</td> <td>【津波】広範囲の機器等の同時浸水</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>電磁的障害</td> <td>【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>ダムの崩壊</td> <td>【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>近隣工場等の火災</td> <td>【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）</td> </tr> </tbody> </table> <p>凡例：【 】包絡される自然現象</p>	No.	人為事象	包絡される自然現象等	1	衛星の落下	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	2	パイプライン事故	【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）	3	有毒ガス	【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）	4	タービンミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	5	飛来物 (航空機落下)	【-】熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	6	船舶の衝突	【津波】海水系機器の性能低下	7	水中の化学物質	【津波】海水系機器の性能低下	8	爆発	【危険】飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり	9	軍事施設からのミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）	10	掘削工事	【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷	11	内部溢水	【津波】広範囲の機器等の同時浸水	12	電磁的障害	【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等	13	ダムの崩壊	【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）	14	近隣工場等の火災	【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）
No.	人為事象	包絡される自然現象等																																																																																										
1	衛星の落下	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
2	パイプライン事故	影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
3	有毒ガス	【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
4	タービンミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
5	飛来物 (航空機落下)	熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
6	船舶の衝突	【津波】海水系機器の性能低下																																																																																										
7	水中の化学物質	【津波】海水系機器の性能低下																																																																																										
8	爆発	飛来物による影響 飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり																																																																																										
9	軍事施設からのミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
10	掘削工事	【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷																																																																																										
11	内部溢水	【津波】広範囲の機器等の同時浸水																																																																																										
12	電磁的障害	【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等																																																																																										
13	ダムの崩壊	影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
14	近隣工場等の火災	【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）																																																																																										
No.	人為事象	包絡される自然現象等																																																																																										
1	衛星の落下	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
2	パイプライン事故	【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
3	有毒ガス	【-】影響確認済み（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
4	タービンミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
5	飛来物 (航空機落下)	【-】熱影響はその他の事象(1)のとおり 落下は低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
6	船舶の衝突	【津波】海水系機器の性能低下																																																																																										
7	水中の化学物質	【津波】海水系機器の性能低下																																																																																										
8	爆発	【危険】飛来物による影響 熱影響、爆風圧の影響はその他の事象(1)のとおり																																																																																										
9	軍事施設からのミサイル	【-】低頻度事象（その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
10	掘削工事	【地震】敷地の変動等による屋外設備の基礎や地中設備の損傷																																																																																										
11	内部溢水	【津波】広範囲の機器等の同時浸水																																																																																										
12	電磁的障害	【落雷】計測系、制御系へのノイズ影響等																																																																																										
13	ダムの崩壊	【-】影響の及ぶ範囲に発生源となる施設なし （その他の事象(2)のとおり）																																																																																										
14	近隣工場等の火災	【-】影響確認済み（その他の事象(1)のとおり）																																																																																										

【大飯】

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>添付2 地震レベル1.5PRAについて</p> <p>1. はじめに 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）にて要求されている格納容器の破損の防止に関する有効性評価に関し、必ず想定すべき格納容器破損モード以外の破損モードの有無について、内部事象についてはレベル1.5PRAにより確認を実施済みであるが、地震事象特有の影響について以下にて確認を実施した。</p> <p>2. 地震事象特有の格納容器破損モードについて 炉心損傷後の格納容器の健全性に影響を与える物理現象による事象進展に関し内部事象と地震事象の差はなく、地震事象特有の影響としては、地震動により直接的に格納容器本体が損傷する場合、格納容器の隔離機能又は圧力抑制機能に係る設備が損傷することで格納容器破損に至る場合が考えられる。</p> <p>(1) 格納容器本体の損傷 地震動による原子炉建屋の損傷影響により格納容器が破損に至る又は格納容器が直接的に破損に至るケースは、地震事象特有の格納容器破損モードであり、(社)日本原子力学会標準「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」では、原子炉建屋破損の<math>\chi</math>モードとして分類されている。 このケースの場合、炉心損傷時に格納容器の放射性物質閉じ込め機能は既に喪失しており、内部事象レベル1.5PRAでは格納容器隔離失敗として考慮している。</p> <p>(2) 格納容器隔離機能喪失 地震動により格納容器隔離弁が閉鎖できなくなることで、炉心損傷により発生した放射性物質が格納容器外へ直接放出される可能性がある。このケースについては、格納容器本体の損傷と同様に炉心損傷時には格納容器の放射性物質閉じ込め機能は喪失している状態であり、内部事象レベル1.5PRAでは格納容</p>	<p>添付2 地震レベル1.5PRAについて</p> <p>1. はじめに 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第三十七条（重大事故等の拡大の防止等）にて要求されている原子炉格納容器の破損の防止に関する有効性評価に関し、必ず想定すべき格納容器破損モード以外の破損モードの有無について、内部事象についてはレベル1.5PRAにより確認を実施済みであるが、地震事象特有の影響について以下にて確認を実施した。</p> <p>2. 地震事象特有の格納容器破損モードについて 炉心損傷後の原子炉格納容器の健全性に影響を与える物理現象による事象進展に関し内部事象と地震事象の差はなく、地震事象特有の影響としては、地震動により直接的に原子炉格納容器本体が損傷する場合、原子炉格納容器の隔離機能又は圧力抑制機能に係る設備が損傷することで原子炉格納容器破損に至る場合が考えられる。</p> <p>(1) 原子炉格納容器本体の損傷 地震動による原子炉建屋の損傷影響により原子炉格納容器が破損に至る又は原子炉格納容器が直接的に破損に至るケースは、地震事象特有の格納容器破損モードであり、(社)日本原子力学会標準「原子力発電所の地震を起因とした確率論的安全評価実施基準：2007」では、原子炉建屋破損の<math>\chi</math>モードとして分類されている。 このケースの場合、炉心損傷時に原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能は既に喪失しており、内部事象レベル1.5PRAでは格納容器隔離失敗として考慮している。</p> <p>(2) 格納容器隔離機能喪失 地震動により原子炉格納容器隔離弁が閉鎖できなくなることで、炉心損傷により発生した放射性物質が原子炉格納容器外へ直接放出される可能性がある。このケースについては、原子炉格納容器本体の損傷と同様に炉心損傷時には原子炉格納容器の放射性物質閉じ込め機能は喪失している状態であり、内部事象レ</p>	<p>■記載方針の相違 ・女川実績の反映 ・泊は地震レベル1.5PRAについては添付2に記載している</p> <p>【女川】 ■設備名称の相違 ・格納容器⇒原子炉格納容器 (以下、相違理由説明を省略)</p>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>器隔離失敗として考慮している。</p> <p>(3) 格納容器圧力抑制機能喪失</p> <p>地震動により残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード), 格納容器ベント管又はサブレッショングレンバの損傷により格納容器圧力を抑制できなくなり, 格納容器が過圧破損に至る可能性がある。このケースについては, 内部事象レベル1. 5 PRAにおいて, 水蒸気(崩壊熱)蓄積等による過圧によって格納容器が破損に至る過圧破損モードとして考慮している。</p> <p>3. 格納容器破損防止対策に係る有効性評価事故シーケンスについて</p> <p>上述のとおり, 地震事象特有の影響として格納容器や隔離機能等の地震動による損傷が考えられるものの, 重大事故の事象進展により格納容器へ圧力荷重, 熱荷重といった物理的な負荷が加わった結果として放射性物質閉じ込め機能が喪失に至るものではない。そのため, 格納容器破損防止対策の有効性評価の判断基準に照らすと, 重大事故対策の有効性評価の観点としてではなく, 対象設備の耐震性の観点から評価がなされるべきものと判断される。</p> <p>加えて格納容器本体の損傷については, 内部事象レベル1. 5 PRAでも想定していない機器の損傷モードであるが, 格納容器が損傷に至るような大規模地震を想定した場合, その損傷の程度や緩和系設備使用可否の評価, 事故シナリオを特定することは非常に困難である。したがって, そのような状況下においては, 地震によるプラントの損傷の程度や事象進展に応じて, 様々な格納容器破損防止対策を臨機応変に組合せて影響緩和を図るとともに, 大規模損壊対策として放水砲等の影響緩和措置を講じられるようておくことが重要と考えられる。</p> <p>4. 地震レベル1. 5 PRAについて</p> <p>内部事象PRAでは, レベル1 PRAの結果抽出された炉心損傷に至る事故シーケンスグループをレベル1. 5 PRA評価の起</p>	<p>ベル1.5PRAでは格納容器隔離失敗として考慮している。</p> <p>(3) 格納容器圧力抑制機能喪失</p> <p>地震動による格納容器スプレイ系の損傷により原子炉格納容器圧力を抑制できなくなり, 原子炉格納容器が過圧破損に至る可能性がある。このケースについては, 内部事象レベル1.5PRAにおいて, 水蒸気(崩壊熱)蓄積等による過圧によって原子炉格納容器が破損に至る過圧破損モードとして考慮している。</p> <p>3. 格納容器破損防止対策に係る有効性評価事故シーケンスについて</p> <p>上述のとおり, 地震事象特有の影響として原子炉格納容器や隔離機能等の地震動による損傷が考えられるものの, 重大事故の事象進展により原子炉格納容器へ圧力荷重, 熱荷重といった物理的な負荷が加わった結果として放射性物質閉じ込め機能が喪失に至るものではない。そのため, 格納容器破損防止対策の有効性評価の判断基準に照らすと, 重大事故対策の有効性評価の観点としてではなく, 対象設備の耐震性の観点から評価がなされるべきものと判断される。</p> <p>加えて原子炉格納容器本体の損傷については, 内部事象レベル1.5PRAでも想定していない機器の損傷モードであるが, 原子炉格納容器が損傷に至るような大規模地震を想定した場合, その損傷の程度や緩和系設備使用可否の評価, 事故シナリオを特定することは非常に困難である。したがって, そのような状況下においては, 地震によるプラントの損傷の程度や事象進展に応じて, 様々な格納容器破損防止対策を臨機応変に組み合わせて影響緩和を図るとともに, 大規模損壊対策として放水砲等の影響緩和措置を講じられるようにしておくことが重要と考えられる。</p> <p>4. 地震レベル1.5PRAについて</p> <p>内部事象PRAでは, レベル1 PRAの結果抽出された炉心損傷に至る事故シーケンスグループをレベル1.5PRA評価の起</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>・より⇒より</li> <li>■設備名称の相違</li> <li>・学会標準に記載のとおり, BWRの残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード), 格納容器ベント管又はサブレッショングレンバはPWRの格納容器スプレイ系に相当する</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■記載表現の相違</li> <li>・組合せて⇒組み合わせて</li> <li>(以下, 相違理由説明を省略)</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 有効性評価 比較表

第37条 付録1 事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス等の選定について  
別紙1 有効性評価の事故シーケンスグループ等の選定に際しての外部事象の考慮について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>点となるようプラント損傷状態を定義した上で、炉心損傷に至るまでのプラント状態などの観点から格納容器の健全性に影響を与える事象(過温破損、水蒸気爆発等)を抽出しているが、地震レベル1.5 PRAでは、地震事象特有の影響として原子炉建屋、格納容器等の損傷から格納容器の閉じ込め機能喪失に至るシナリオを考慮する必要がある。</p> <p>具体的には、地震レベル1 PRAにおいて緩和系に期待することができず、炉心損傷直結事象として整理している原子炉建屋損傷やE-LOCAといった事故シナリオが対象となるものの、現段階では、それら事故の起因となる設備の損傷の規模や範囲の特定には困難かつ不確実さが大きく、これらの事故シナリオが発生した場合の事象進展(炉心損傷までの時間余裕や緩和系の健全性等)を定量化することが困難な状況にある。</p> <p>そのため、今後、対象設備の損傷影響評価などの精緻化を進めるとともに、実機適用へ向けた検討を進めていくところである。</p>	<p>点となるようプラント損傷状態を定義した上で、炉心損傷に至るまでのプラント状態等の観点から原子炉格納容器の健全性に影響を与える事象(過温破損、水蒸気爆発等)を抽出しているが、地震レベル1.5PRAでは、地震事象特有の影響として原子炉建屋、原子炉格納容器等の損傷から原子炉格納容器の閉じ込め機能喪失に至るシナリオを考慮する必要がある。</p> <p>具体的には、地震レベル1 PRAにおいて緩和系に期待することができず、炉心損傷直結事象として整理している原子炉建屋損傷や大破断 LOCA 上回る規模の LOCA (Excess LOCA) といった事故シナリオが対象となるものの、現段階では、それら事故の起因となる設備の損傷の規模や範囲の特定には困難かつ不確実さが大きく、これらの事故シナリオが発生した場合の事象進展(炉心損傷までの時間余裕や緩和系の健全性等)を定量化することが困難な状況にある。</p> <p>そのため、今後、対象設備の損傷影響評価等の精緻化を進めるとともに、実機適用へ向けた検討を進めていくところである。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■名称の相違</li> <li>・E-LOCA⇒大破断 LOCA を上回る規模の LOCA (Excess LOCA)</li> </ul>